

第3期 宇和島市地域福祉計画

令和4（2022）年3月



宇和島

ココロまじわうトコロ

はじめに



総人口の減少や少子高齢化、高齢者の独り暮らしや高齢者のみの世帯の増加などを背景として、多くの地域では、地域活動の担い手の減少を招き、住民同士のつながり意識の希薄化、それに伴う地域の活力の低下や持続可能性に対する影響が危惧されています。

また、近年、ICT（情報通信技術）や「デジタルトランスフォーメーション（DX）」といったデジタル技術による社会の変革が進展する一方で、地域社会では、ひきこもりや孤独死、高齢者や子どもなど弱者への虐待、経済情勢や新型コロナウイルス感染症の拡大等による生活困窮者の増加、定職を持たない若者の増加など、さまざまな社会問題が顕在化しています。

これらは、高齢者福祉制度や障がい者支援制度、子ども・子育て支援制度など対象者別に整備された既存の公的支援制度のみでは解決が困難な課題であり、今後は、複雑化、複合化したさまざまな課題に対応していくための地域福祉の仕組みづくりが求められています。

このような社会的背景を踏まえ、国においては、高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者等、対象者ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域とともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指しており、持続可能な地域コミュニティの再生が求められています。

本計画は「思いやりの心を育み 福祉の力で活力を創造する支え合いのまち うわじま」を基本理念として掲げ、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていける「地域共生社会」の構築を目指して、若い力をはじめ市民協働による活力の創造に向けて、市民の皆様と共に取り組む福祉分野における総合的な計画として策定しました。

本計画においては、SDGsの視点を踏まえて策定するとともに、特に、重層的支援体制整備事業の充実や孤独・孤立対策、成年後見制度利用促進基本計画及び再犯防止推進計画の組み込み、本市のDX推進計画と連携したDXの活用による福祉施策の推進など、多方面にわたる福祉施策を推進してまいります。

終わりに、本計画の策定に当たり、貴重なご意見、ご提言をいただきました「宇和島市地域福祉計画策定委員会」の委員の皆様や関係団体の皆様をはじめ、アンケート調査等にご協力いただいた市民の皆様、並びに関係各位に対し、心より感謝を申し上げます。

令和4（2022）年3月

宇和島市長 岡原 文彰

～ 目 次 ～

第1章 計画の概要	1
【1】計画策定の社会的背景と趣旨	1
1 複雑化・複合化する新たな福祉的課題の発生	1
2 地域福祉とは	1
3 地域共生社会の実現	2
4 地域福祉計画の策定	2
5 SDGsの考え方を踏まえた計画	3
6 「孤独・孤立対策の重点計画」を踏まえた計画	3
【2】計画の概要	4
1 法的根拠	4
2 重層的支援体制整備事業	5
3 計画の位置付け	7
4 成年後見制度利用促進計画と再犯防止推進計画の本計画への内包	8
5 計画の期間	9
6 計画の策定方法	9
7 基礎調査の概要	10
第2章 本市の福祉を取り巻く現状と課題	12
【1】数字で見る本市の現状	12
1 人口等の現状	12
2 高齢者の現状	19
3 障がい者の現状	24
4 子育て支援の状況	26
5 地域の状況	31
6 福祉的課題を抱えている人の状況	33
【2】第2期計画における取組の内容と課題の整理	34
【3】アンケート調査結果等から読み取れる現状と課題	48
1 地域のつながり意識と福祉に対する意識の醸成	48
2 気軽に集える場、地域住民同士の交流の促進	50
3 地域活動やボランティアへの参加を促進し地域に活力を育む	51
4 地域における助け合いの仕組みづくり	53
5 誰一人取り残さない包括的な相談支援体制の充実	55
6 人づくり・担い手づくり	57
7 災害に強い地域をつくる	58
8 権利擁護の促進・再犯防止対策の推進	59

第3章 計画の基本的な考え方	-----60
【1】基本理念	----- 60
【2】施策体系	----- 61
第4章 施策の展開	-----62
【基本目標1】福祉への関心を高めよう！	----- 62
【基本目標2】集いの場、仲間をつくろう！	----- 66
【基本目標3】地域活動やボランティア活動に積極的に参加しよう！	----- 70
【基本目標4】支え合い・助け合いの仕組みをつくろう！	----- 74
【基本目標5】悩みは抱え込まずに相談しよう！	----- 78
【基本目標6】福祉の担い手を育てよう！	----- 84
【基本目標7】安全・安心な人にやさしいまちをつくろう！	----- 88
第5章 成年後見制度の利用促進（宇和島市成年後見制度利用促進基本計画）	-----93
【1】計画策定の趣旨と位置付け	----- 93
【2】計画の期間	----- 93
【3】本市の成年後見制度に関する現状と課題	----- 93
【4】施策の体系	----- 96
【5】具体的施策	----- 97
第6章 再犯防止に向けた取組の推進（宇和島市再犯防止推進計画）	-----100
【1】計画策定の趣旨と位置付け	----- 100
【2】愛媛県の動向	----- 102
【3】計画の期間	----- 102
【4】再犯防止施策を取り巻く現状	----- 103
【5】施策の体系	----- 106
【6】具体的施策	----- 106
第7章 計画の推進	-----109
【1】計画の推進体制	----- 109
【2】計画の進行管理	----- 110
資料編	-----111
1 宇和島市地域福祉計画策定委員会規則	----- 111
2 第3期宇和島市地域福祉計画策定委員会委員名簿	----- 112
3 策定経過	----- 113

第1章 計画の概要

【1】計画策定の社会的背景と趣旨

1 複雑化・複合化する新たな福祉的課題の発生

我が国においては、総人口の減少や少子高齢化、核家族化や単身世帯の増加、人々のライフスタイルの多様化等を背景に、地域における住民同士のつながりや支え合う力の低下が危惧されています。また、人々が抱える生活課題は複雑化、複合化しており、高齢者が高齢者を介護する「老老介護問題」をはじめ、高齢の親が独身無職等の子どもの生活を支える「8050問題」、介護と子育てを同時に行う「ダブルケア問題」など、公的な福祉サービスにつながりにくい世帯も増えています。さらに、大人が担うような家族の家事や介護を子どもが日常的に行っている「ヤングケアラー問題」など、新たな福祉的課題も生じています。そのような人々が孤立し、社会との接点そのものが薄くなっていくことで、更なる課題の発生につながる要因ともなっています。

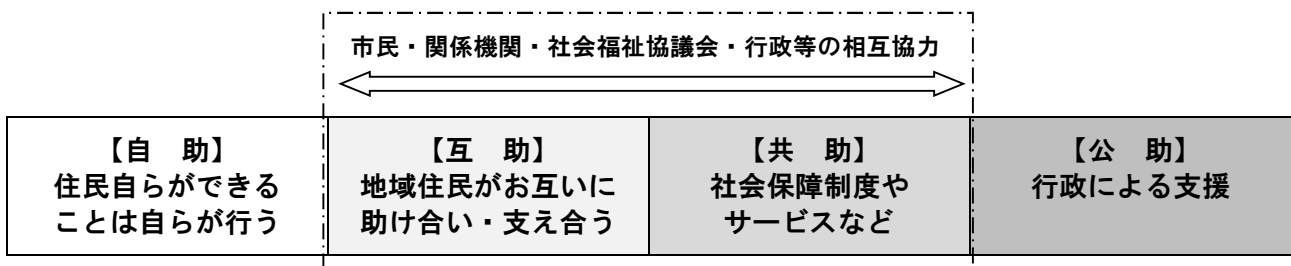
特に、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、こうした「孤独^{※1}・孤立^{※2}」の問題の顕在化、深刻化も社会的な課題となっています。

このように、一つの分野だけでは解決しにくい課題に対して、解決の糸口を探すための道筋として「地域福祉」の充実が重要となっています。

2 地域福祉とは

「地域福祉」とは「共に支え合い、助け合う地域社会を基盤とした福祉」のことで、年齢や障がいの有無など、対象によって区分されることなく、誰もが住み慣れた地域で自分らしく安心して生活できるよう、住民同士の支え合い・助け合い活動をはじめ、ボランティアやNPO、社会福祉法人や民間企業、関係機関・団体と行政との連携による「互助・共助」の力で、地域住民における生活上のさまざまな悩みや困りごとを解決していくことをその理念としています。

【 自助・互助・共助・公助のイメージ 】



【自助】 日常生活において、自分でできる範囲のことは自分で行う。必要に応じて民間の福祉サービス等の利用を選択する。

【互助】 近隣の人の日頃の声掛けや見守りをはじめ、ボランティアやNPO、住民組織による活動など、住民同士の支え合い、助け合い活動のこと。

【共助】 介護保険制度や医療保険制度などを活用し、必要に応じてさまざまな社会保険制度やサービスの提供を受ける。

【公助】 住民活動への支援や公的サービスの提供、人権擁護に関する取組や虐待防止など、行政施策として行うべきもの。

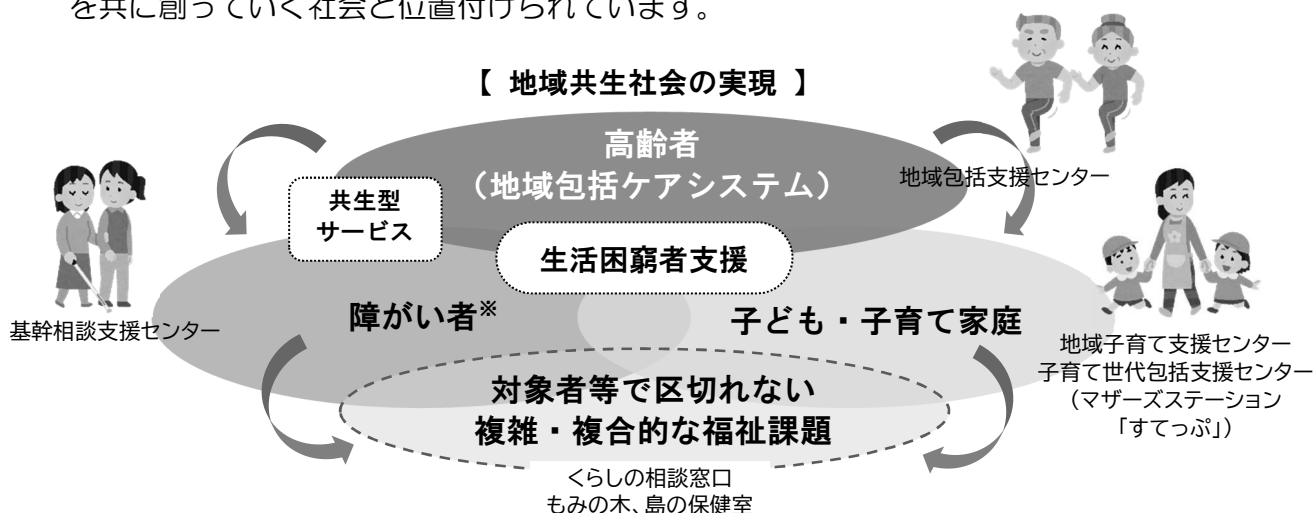
※1 【孤独】 主観的な概念であり「独りぼっち」と感じる精神的な状態にある人のことで、この場合の「孤独」は「望まない孤独」のこと。なお「望まない孤独」であるかどうかの判断には慎重さが求められる。

※2 【孤立】 客観的な概念であり、社会とのつながりや助けがない、又は少ない状態にある人のこと。

3 地域共生社会の実現

国においては、これまで高齢者支援として推進してきた、分野を超えた連携による支え合いの仕組みである「地域包括ケアシステム」を深化させる方針を示し、地域に暮らす全ての人々が支え合う「地域共生社会」の実現を目指しています。

「地域共生社会」とは、制度や分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会と位置付けられています。



※ 本計画書では、法令名称等の固有名詞の表記や資料抜粋を除き「障害」を「障がい」と表記している。

これからの地域福祉を考える上で、地域全体で支える力を再構築することが求められるとともに、対象者の状況に応じて、分野を問わず包括的に相談や支援を行う新しい福祉のまちづくりに向けて、地域共生社会の実現を目指す必要性が高まっています。また、新型コロナウイルス感染症予防のための、新しい生活様式を踏まえた対策も必要となっています。

4 地域福祉計画の策定

「地域福祉計画」とは「地域共生社会」を実現するために、地域福祉を推進するための指針を定めた計画です。

本市では、平成29(2017)年3月に「第2期 宇和島市地域福祉計画」(以下「第2期計画」という。)を策定し「自立・共生・協働」を基本理念として、さまざまな福祉の取組を推進してきました。

この度「第2期計画」の計画期間の満了に伴い、これまでの地域福祉の取組の現状や課題の整理を踏まえ、社会情勢の変化や新たな市民ニーズに対応し、安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを目指して「第3期宇和島市地域福祉計画」(以下「本計画」という。)を策定します。

この計画は、地域福祉推進の主体である市民の参画を得ながら、地域のさまざまな福祉課題を明らかにし、その解決に向けた施策や取組を体系的に取りまとめた計画です。

5 SDGsの考え方を踏まえた計画

平成 27（2015）年の国連サミットで採択された SDGs（Sustainable Development Goals）は、全ての国がその実現に向けて目指すべき「持続可能な開発目標」です。SDGsは、貧困の根絶や不平等の解消、環境との調和など、持続可能な世界を実現するための 17 のゴールから構成され「誰一人取り残さない」社会の実現を目指すものです。



このグローバルな考え方と地域共生社会の考え方が本計画の考え方と一致することから、本計画においては、地域共生社会をつくるために多様な関係者の参画を促進し、関係機関と連携、協働して、地域の資源を最大限に活用して支えられるよう、SDGsの視点も踏まえて策定します。

6 「孤独・孤立対策の重点計画」を踏まえた計画

国においては、令和3（2021）年 12 月に「孤独・孤立対策の重点計画」が策定されました。職場、家庭、地域で人々が関わり合い、支え合う機会の減少によって「生きづらさ」や「孤独・孤立」が生まれる社会的背景において、特に、新型コロナウイルス感染症の拡大により、社会に内在していた「孤独・孤立」の問題が顕在化、あるいは深刻化し、人と人との関係性や「つながり」が更に希薄化しつつあります。

この計画は「孤独・孤立」の解消に社会全体で取り組み、当事者や家族等の立場に立った施策を推進することで、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを推進することを、策定の主な趣旨としています。本計画においては「孤独・孤立」によって生じる課題の解消という視点も踏まえて策定します。

「孤独・孤立対策の重点計画」の基本理念
1 孤独・孤立双方への社会全体での対応 2 当事者や家族等の立場に立った施策の推進 3 人と人との「つながり」を実感できるための施策の推進
「孤独・孤立対策の重点計画」の基本方針
(1) 孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする (2) 状況に合わせた切れ目ない相談支援につなげる (3) 見守り・交流の場や居場所づくりを確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う (4) 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPOとの連携を強化する

資料：内閣官房「孤独・孤立対策の重点計画」(令和3(2021)年 12 月 28 日「孤独・孤立対策推進会議」決定)より作成

【2】計画の概要

1 法的根拠

本計画は「社会福祉法」第 107 条の規定に基づき、地域福祉の推進に取り組むための総合的な計画として、市町村が策定する「市町村地域福祉計画」です。

平成 29 年 6 月公布の「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号）」により「社会福祉法」の一部改正（平成 30 年 4 月施行）が行われ、地域共生社会の実現に向けて、地域住民等が関係機関との連携等により課題の解決を図ること（第 4 条）や市町村においては、包括的な支援体制の整備（第 106 条の 3）のほか、市町村地域福祉計画の策定（第 107 条）に努めるものとされ、従前の「任意計画」から「努力義務計画」となりました。

「社会福祉法」の一部改正（地域福祉計画関係の主な規定）の要旨

（平成 30 年 4 月施行）

- 地域共生社会の実現に向けて、地域福祉の推進の理念として、地域住民等は、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える様々な分野にわたる地域生活課題を把握し、その解決に資する支援を行う関係機関との連携等によりその解決を図る旨を追加（第 4 条関係）
- 市町村は、地域住民等及び地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関の地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制（包括的な支援体制）を整備するよう努めるものとする。（第 106 条の 3 関係）

また、令和 2 年 6 月公布の「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 52 号）」により、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、市町村は、重層的支援体制整備事業を行うことができること（第 106 条の 4）が規定されました（令和 3 年 4 月施行）。

「社会福祉法」第 106 条の 4 重層的支援体制整備事業についての要旨

（令和 3 年 4 月施行）

- 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、次に掲げる社会福祉法に基づく事業並びに介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、子ども・子育て支援法及び生活困窮者自立支援法に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業として、重層的支援体制整備事業を行うことができること。（第 106 条の 4 関係）

2 重層的支援体制整備事業

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する、包括的な支援体制を整備するため「相談支援」「参加支援」「地域づくり」の三つの事業を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が新たに創設されました。

【 重層的支援体制整備事業の概要 】

相談支援

- 介護(地域支援事業)、障がい(地域生活支援事業)、子ども(利用者支援事業)、困窮(生活困窮者自立相談支援事業)の相談支援にかかる事業を一体として実施し、対象者の属性にかかわらず受け止める「包括的相談支援事業」を実施する。
- 複合的な課題を抱える相談者に関わる支援関係機関の役割や関係性を調整する「多機関協働事業」を実施する。
- 必要な支援が届いていない相談者にアウトリーチ^{※1}等を通じた継続的支援事業を実施する。

参加支援

- 介護、障がい、子ども、生活困窮等の既存制度については、緊密な連携により実施するとともに、既存の取組では対応できない狭間のニーズ^{※2}に対応するため、本人のニーズと地域の資源との橋渡しや必要な資源の開拓など、社会とのつながりを保つための支援^{※3}を実施すること。

地域づくり

- 介護(一般介護予防事業、生活支援体制整備事業)、障がい(地域活動支援センター)、子ども(地域子育て支援拠点事業)、困窮(生活困窮者のための共助の基盤づくり事業)の地域づくりに係る事業を一体として実施し、地域社会からの孤独や孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援を実施する。
- 事業の実施に当たっては「住民同士が出会い参加することのできる場や居場所」「ケア・支え合う関係性を広げ、交流や活躍の場を生み出すコーディネート機能」を確保する。

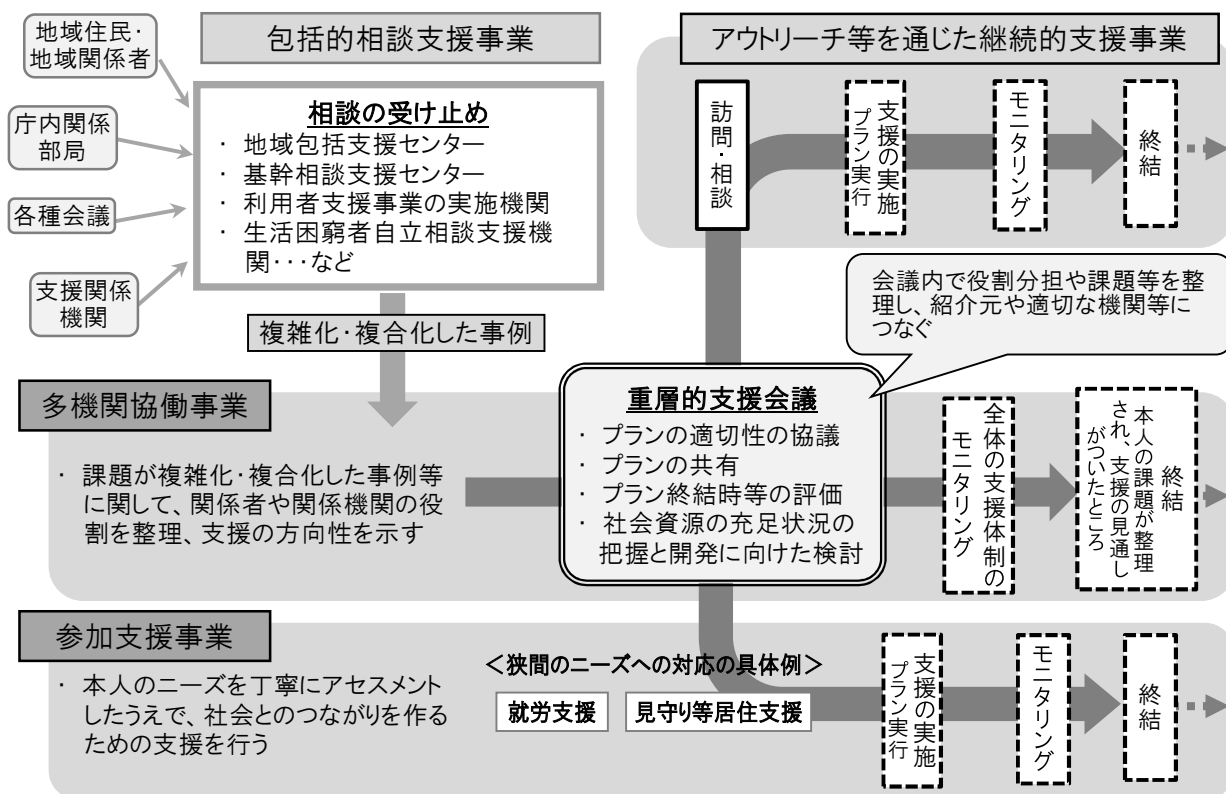
※1 【アウトリーチ】 困難を抱え、支援が必要であるにもかかわらず相談窓口へ足を運ぶことができない人に対して、行政や支援機関などが積極的に働き掛けて、訪問等を通じて必要な支援につなげるプロセスのこと。

※2 例えば、世帯全体としては経済的困窮の状態にないが、子どもがひきこもりである場合など

※3 就労支援、見守り等居住支援 など

本市では、既に「重層的支援体制整備事業」を実施し「くらしの相談窓口」の設置や拠点(もみの木、島の保健室)を整備し、行政と地域、民間事業所など多様な主体との連携により、隙間のない相談支援体制の構築を進めています。本計画では、その取組を更に充実していくための施策に取り組みます。

【 重層的支援体制整備事業の実施フロー（イメージ） 】



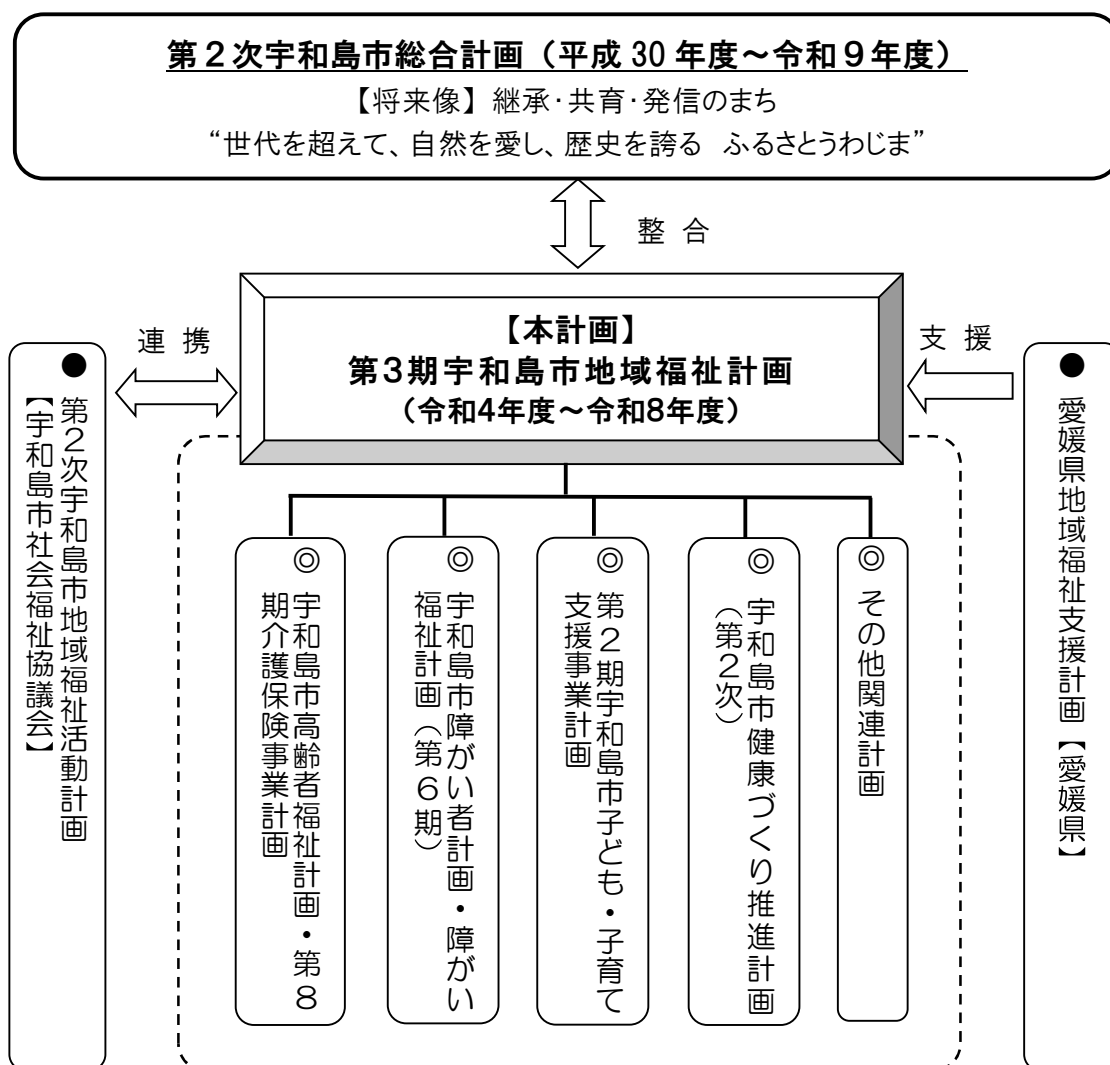
3 計画の位置付け

本計画は、本市の将来を見据えた地域福祉の在り方や地域福祉を推進するための、基本的な取組の方向性を定めるとともに、福祉及び保健分野の個別計画を横断的につなぐ、地域福祉を推進するための総合的な計画です。

本計画は、本市における最上位の行政計画である「第2次宇和島市総合計画」の趣旨に沿って策定します。また「社会福祉法」の改正により、地域福祉計画が高齢者、障がい者、児童、その他福祉の各分野における共通的な事項を一体的に定める「上位計画」と規定されたことから、福祉の関連計画との整合を図るとともに、国の関係通知や「愛媛県地域福祉支援計画」を踏まえて策定します。

併せて、宇和島市社会福祉協議会による地域福祉推進のために策定する行動計画である「第2次宇和島市地域福祉活動計画」との連携を図るものとしします。

【 本計画の位置付け 】



4 成年後見制度利用促進計画と再犯防止推進計画の本計画への内包

国は平成 29（2017）年 3 月に「成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、市町村は「成年後見制度利用促進法^{*}」第 14 条第 1 項に基づき、国の基本計画を勘案して成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努力するものとしています。このことから、市の責務として、国の基本計画を勘案した「宇和島市成年後見制度利用促進基本計画」を本計画に含め、本市の成年後見制度の推進に向けて、総合的かつ計画的に取り組みます。

成年後見制度利用促進基本計画のポイント

- ① 利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善を進める。
- ② 全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る。
- ③ 不正防止を徹底するとともに、利用のしやすさと調和を図り、安心して成年後見制度を利用できる環境を整備する。
- ④ 成年被後見人等の権利制限に係る措置を見直す。

資料：厚生労働省「成年後見制度利用促進基本計画」（平成 29（2017）年 3 月）より作成

さらに、平成 29（2017）年 12 月、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、今後 5 年間で政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ、初めての計画である「再犯防止推進計画」が閣議決定されました。このことから、市の責務として、国の計画を勘案した「宇和島市再犯防止推進計画」を本計画に含め、本市の再犯防止施策の充実に向けて、総合的かつ計画的に取り組みます。

国の再犯防止推進計画 5つの基本方針

- ① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携・協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- ② 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- ③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- ④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- ⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

※【成年後見制度利用促進法】「成年後見制度の利用の促進に関する法律」

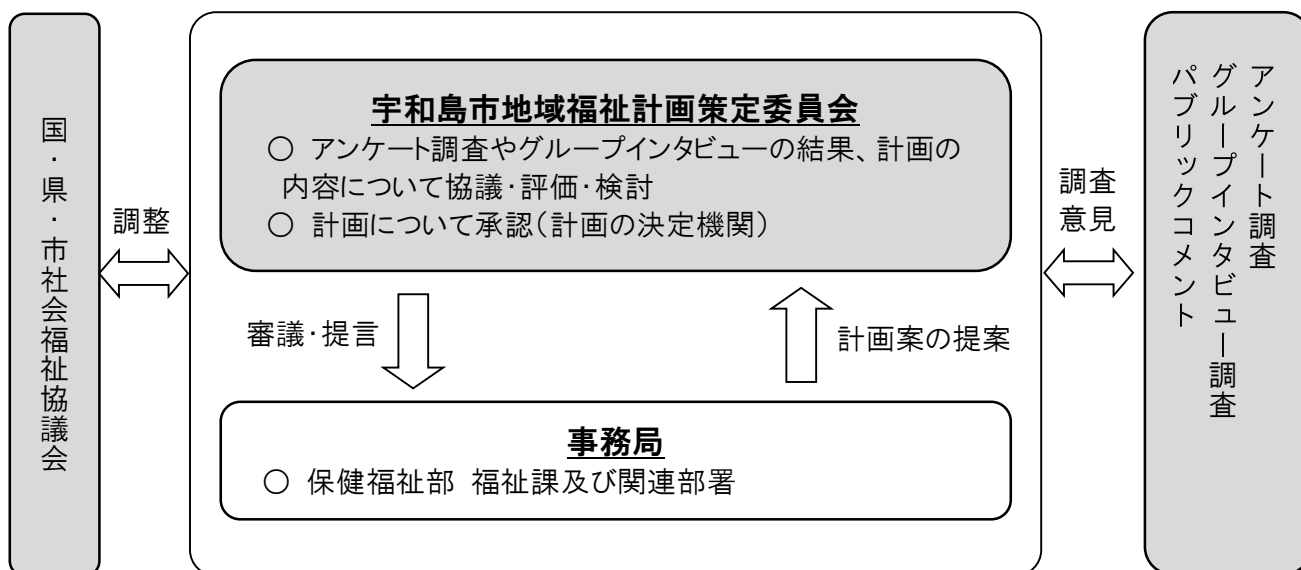
5 計画の期間

本計画の期間は、令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間とします。なお、社会情勢の変化や制度等の改正、本市の現状の変化等により、適宜、内容についての見直しを行う場合があります。

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度
宇和島市総合計画	第2次(前期)		第2次(後期)				
宇和島市地域福祉計画	第2期	第3期(本計画)				第4期	
宇和島市高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画	第8期			第9期		第10期	
宇和島市障がい者計画	現行計画					次期計画	
宇和島市障がい福祉計画・ 宇和島市障がい児福祉計画	第6期・第2期			第7期・第3期		第8期・ 第4期	
宇和島市健康づくり推進計画	第2次			第3次			

6 計画の策定方法

計画の策定に当たっては、アンケート調査及びグループインタビュー調査等を通じて、市民や関係機関・団体等の実態や意見等を把握するとともに、各種団体や組織の関係者などから構成される「宇和島市地域福祉計画策定委員会」において、本計画の内容についての協議・評価・検討を行いました。また、計画案についてのパブリックコメント（意見公募）により、幅広く意見を募ります。



7 基礎調査の概要

(1) 市民アンケート調査

市民を対象としてアンケート調査を実施し、福祉サービス等に対するニーズや福祉意識、地域福祉活動への参加意向等を調査しました。

調査対象	17歳以上の市民
調査方法	郵送調査及びインターネットによる回答
抽出方法	無作為抽出（ただし、性別や年齢、地域による回収票の偏りを抑制するために、性・年齢・地域による抽出数の均等割り付けを行う。）
配布数	2,240件（若い年齢層の票数を多めに確保するために調整）
回収状況	819件（有効回収率36.6%）

(2) 中学生アンケート調査

これからの福祉を担っていくべき「若い力」の福祉に対する意識を把握し、福祉のまちづくりに対する関心度や活動意向等を調査しました。

調査対象	市内中学校の2年生
調査方法	各学校を通して配布・回収
配布数	581件
回収状況	528件（有効回収率90.9%）

(3) 市内の福祉事業所、各種福祉関係団体調査

地域福祉の第一線で活躍されている市内の福祉事業所、各種福祉関係団体における福祉に関する具体的な問題点や課題、今後の取組に関する意見や行政との連携の在り方などについて調査しました。

調査対象	市内の福祉事業所、各種福祉関係団体
調査方法	郵送調査
配布数	75件
回収状況	51件（有効回収率68.0%）

(4) グループインタビュー調査

福祉関係者における、福祉に関する具体的な問題点や課題を、対面インタビュー形式により、活動に対する意見や行政との連携の在り方などについて聴取しました。

【主な聴取内容】

- ・ 自己紹介（所属団体名、活動地域、活動内容など）
- ・ 日頃の活動における問題点（困っていること、改善すべきこと、活動地域の特徴など）
- ・ 対象別特性（民生委員・児童委員、地域づくり）その他問題点や課題
- ・ 地域福祉を充実させるために必要な取組
- ・ 行政との連携の在り方について、また行政に対する要望・・・など

【グループ属性】

	区分	出席者所属先	実施日時
1	民生委員・児童委員グループ	民生委員・児童委員	令和3（2021）年 9月24日（金） 13:30～15:00
2	地域づくりグループ	島の保健室（社会福祉法人正和会）、 もみの木（社会福祉法人宇和島市民共済会）	令和3（2021）年 9月24日（金） 16:00～17:30

注：新型コロナウイルス感染症対策として、司会は、Web会議システムによるオンライン参加にて実施した。

(5) 庁内関係課調査

保健福祉関係課、教育関係課、政策関係課等の福祉関連施策の現状を把握し、今後の施策方針や連携体制を構築するため、関係各課に具体的な取組状況や問題点・課題についての調査を実施しました。

第2章 本市の福祉を取り巻く現状と課題

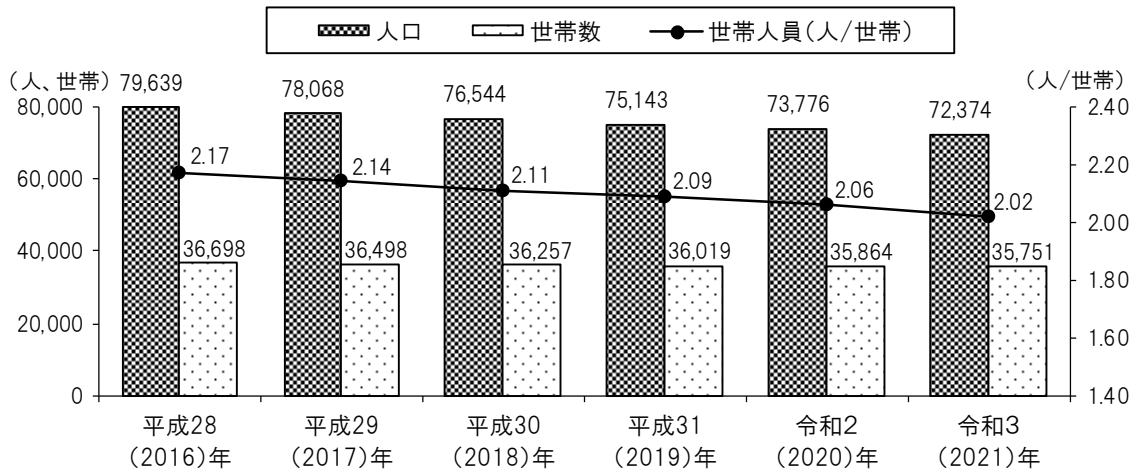
【1】数字で見る本市の現状

1 人口等の現状

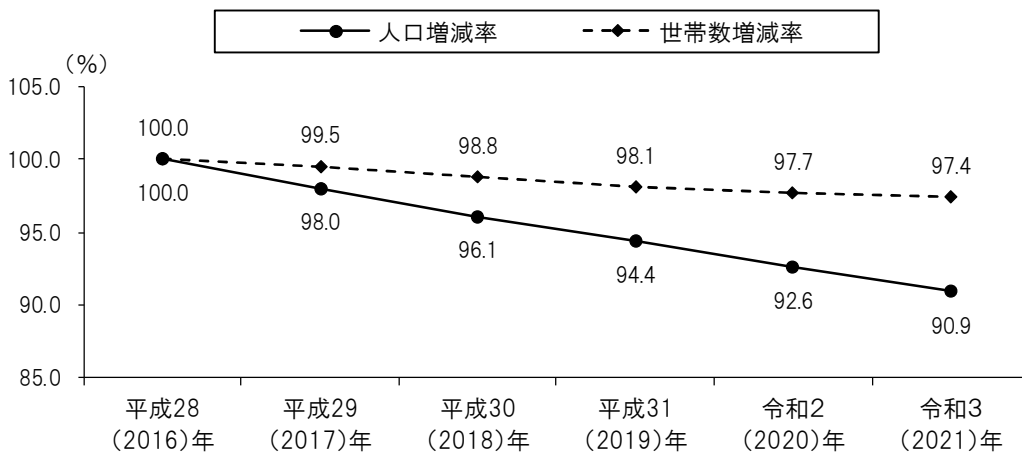
(1) 人口・世帯数の推移

本市の人口は、減少で推移しており、令和3（2021）年3月末日現在 72,374 人となっています。近年、世帯数も減少傾向にあり、1世帯当たりの人口数を示す世帯人員は、平成28（2016）年の2.17人から令和3（2021）年で2.02人となっています。

【人口・世帯数の推移】



【人口・世帯数増減率】



注：増減率は、平成28(2016)年を100とした場合の各年の割合を示している。

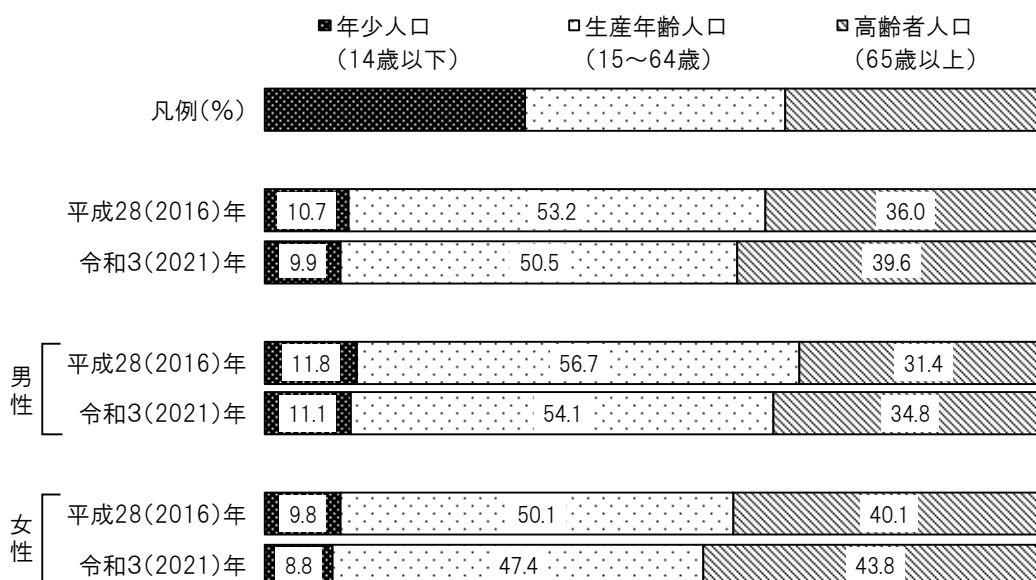
資料：住民基本台帳(各年3月末日現在)

(2) 年齢別人口の推移

本市の年齢別人口をみると、令和3（2021）年では「年少人口（14歳以下）」の割合が9.9%、「生産年齢人口（15～64歳）」が50.5%、「高齢者人口（65歳以上）」が39.6%となっています。

高齢者人口の割合（高齢化率）は、平成28（2016）年の36.0%から令和3（2021）年で39.6%と増加しており、男性に比べ女性の高齢化率が高くなっています。一方、年少人口は緩やかに減少しており、本市においても少子高齢化の進行がうかがえます。

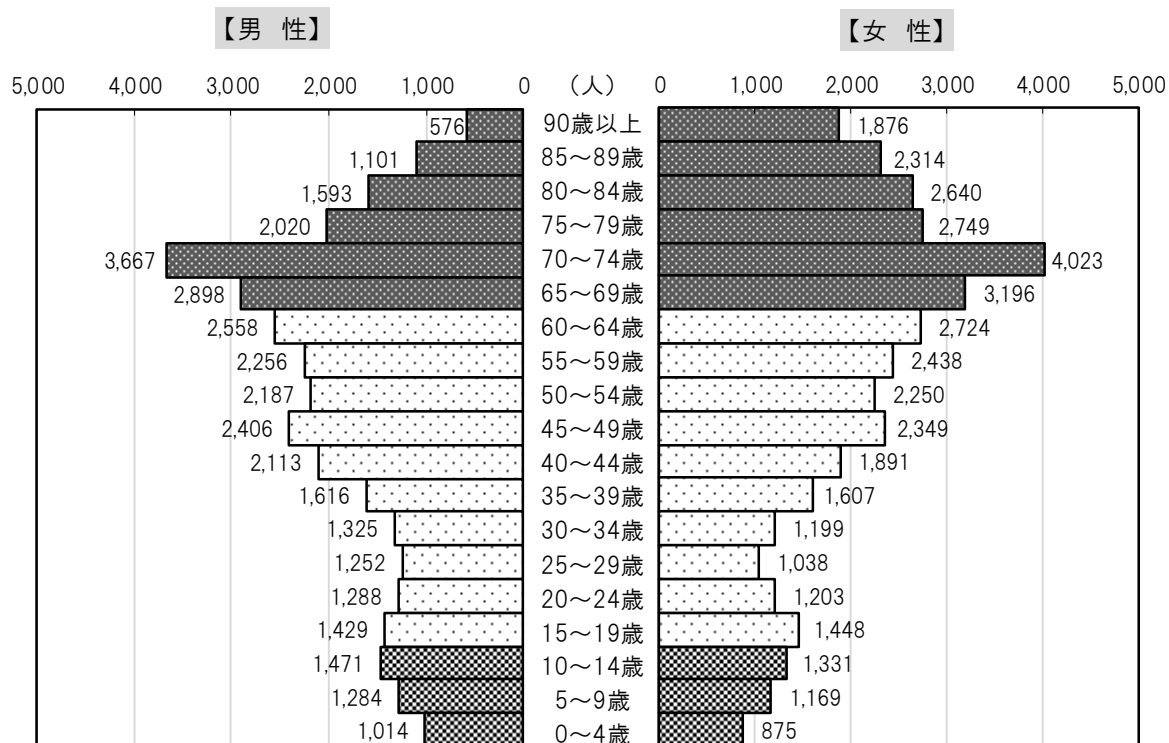
【年齢3区分人口構成比】



資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

年齢を5歳階級別で見ると、男女共に70歳前半のいわゆる「団塊の世代」が、本市の人口のボリュームゾーンとなっています。また、75歳以上になると、女性の人口が男性を大きく上回っています。

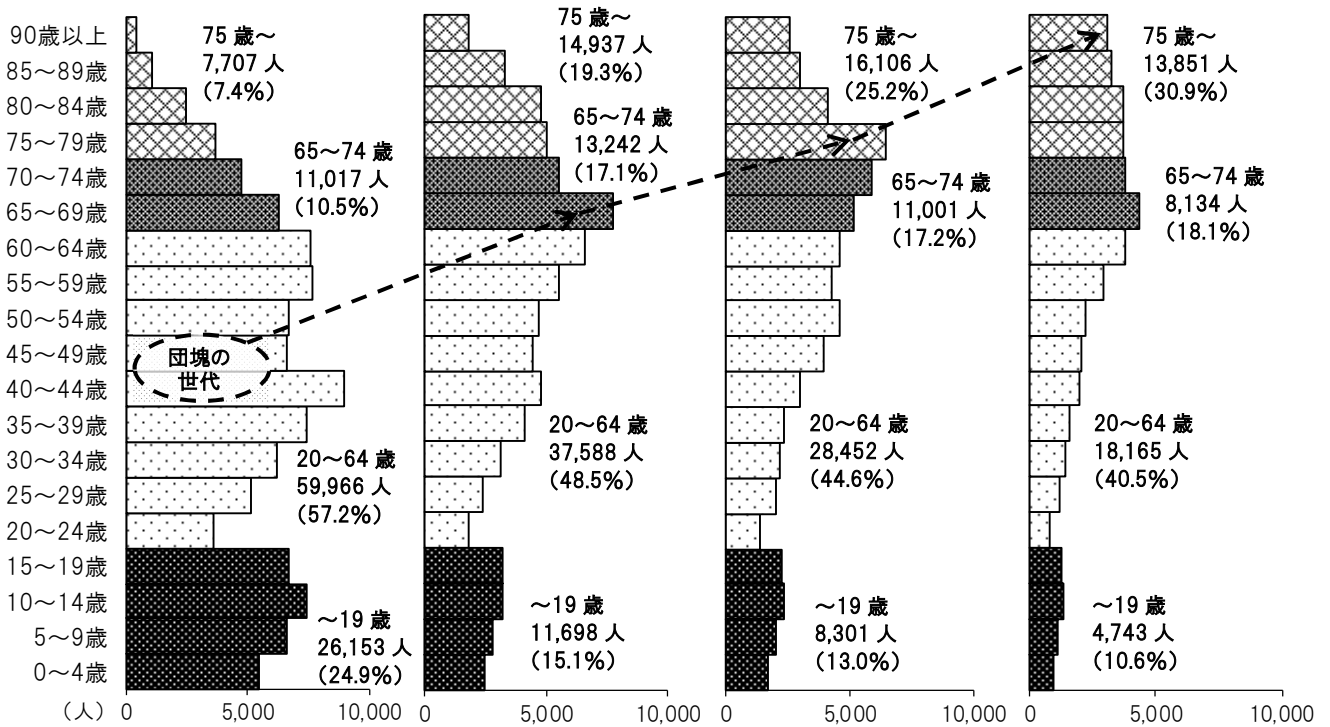
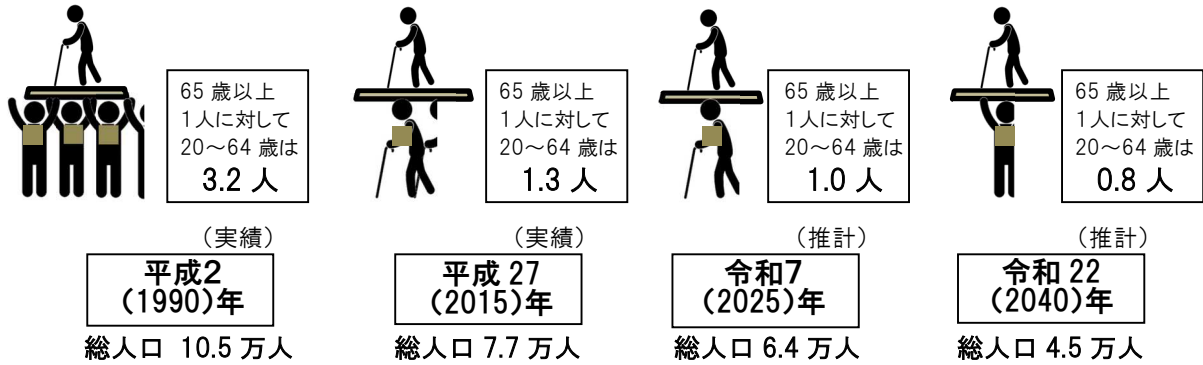
【年齢5歳階級別人口】



資料：住民基本台帳（令和3（2021）年3月末日現在）

本市の人口構造の変化をみると、平成2（1990）年は1人の高齢者を3.2人で支える構造が、少子高齢化の進行により、団塊の世代が後期高齢者に移行する令和7（2025）年には、1人の高齢者を1人で支える構造になると想定されています。

【宇和島市の人口ピラミッドの変化（1990～2040年）】

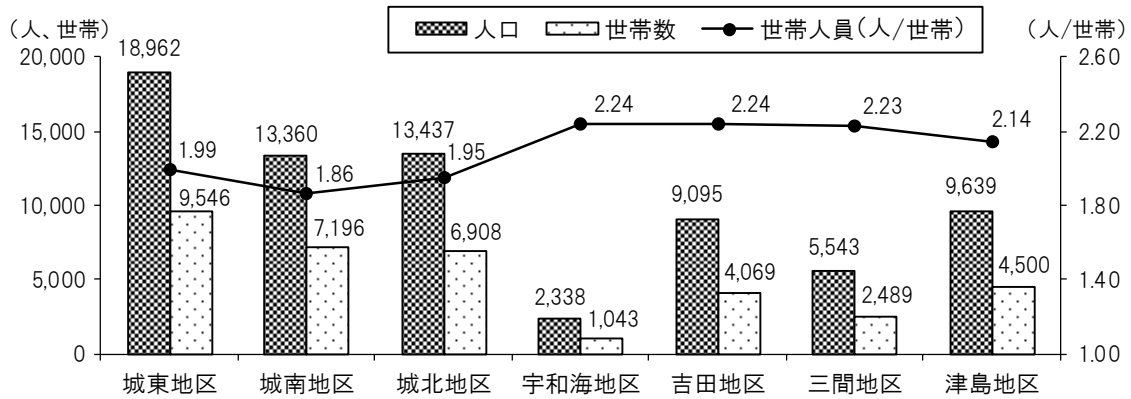


資料：国勢調査結果及び国立社会保障・人口問題研究所資料より作成
注：平成2(1990)年は合併前の人口を合算

(3) 地区別人口・世帯数の推移

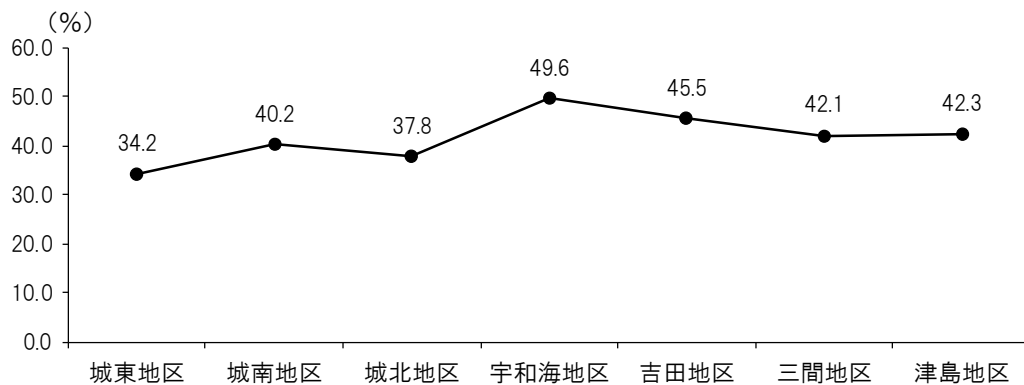
地区別の人口及び世帯数では、城東地区が18,962人、9,546世帯と最も多くなっています。平成28(2016)年からの推移では、宇和海地区の人口減少が目立っており、高齢化率も49.6%と高くなっています。

【地区別人口・世帯数】



資料:住民基本台帳(令和3(2021)年3月末日現在)

【地区別高齢化率】



資料:住民基本台帳(令和3(2021)年3月末日現在)

【地区別人口・世帯数の推移】

	平成28(2016)年			令和3(2021)年			人口増減率(%)	世帯数増減率(%)
	人口	世帯数	世帯人員(人/世帯)	人口	世帯数	世帯人員(人/世帯)		
宇和島市全体	79,639	36,698	2.17	72,374	35,751	2.02	-9.1	-2.6
城東地区	20,234	9,551	2.12	18,962	9,546	1.99	-6.3	-0.1
城南地区	14,617	7,424	1.97	13,360	7,196	1.86	-8.6	-3.1
城北地区	14,670	7,088	2.07	13,437	6,908	1.95	-8.4	-2.5
宇和海地区	2,863	1,136	2.52	2,338	1,043	2.24	-18.3	-8.2
吉田地区	10,331	4,321	2.39	9,095	4,069	2.24	-12.0	-5.8
三間地区	6,021	2,506	2.40	5,543	2,489	2.23	-7.9	-0.7
津島地区	10,903	4,672	2.33	9,639	4,500	2.14	-11.6	-3.7

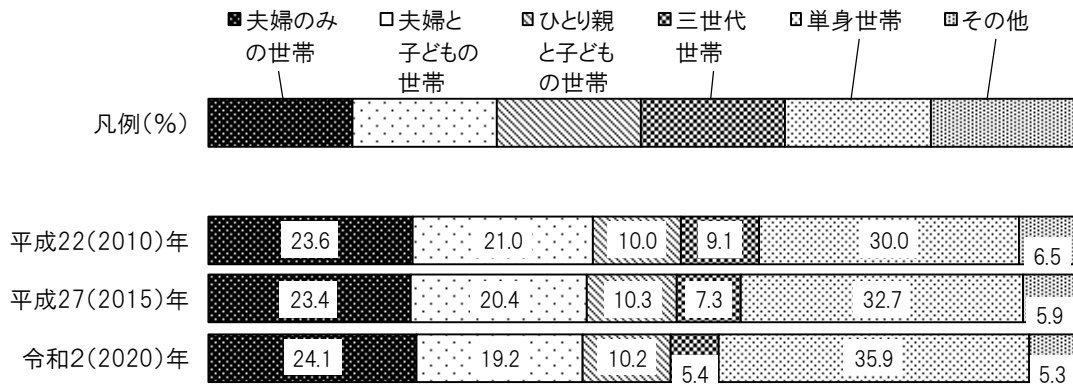
注:増減率は、平成28(2016)年から令和3(2021)年にかけての増減割合

資料:住民基本台帳(各年3月末日現在)

(4) 世帯の状況

世帯構成について、平成22(2010)年から令和2(2020)年までの推移でみると、「単身世帯」は増加で推移していますが、「夫婦と子どもの世帯」は緩やかな減少で推移しています。また、世帯人員が多い「三世帯世帯」は減少傾向にあり、世帯規模の縮小がうかがえます。

【世帯構成の推移】



資料: 国勢調査

(5) ひとり親家庭の状況(20歳未満の子どもがいる世帯)

本市の20歳未満の子どもがいるひとり親家庭は、令和2(2020)年では596世帯となっており、そのうち大半を母子世帯で占めています。

【ひとり親家庭の状況】

	平成22(2010)年	平成27(2015)年	令和2(2020)年
ひとり親家庭(合計)	744	672	596
母子世帯数	659(88.6%)	604(89.9%)	541(90.8%)
父子世帯数	85(11.4%)	68(10.1%)	55(9.2%)

資料: 国勢調査

(6) 高齢者世帯の状況

本市の65歳以上の高齢者がいる世帯の推移をみると、平成27(2015)年から令和2(2020)年にかけて、高齢者単身世帯や高齢者夫婦世帯は増加していますが、高齢者同居世帯は減少しています。

【高齢者世帯数の推移】

	平成27(2015)年		令和2(2020)年		増減率 (%)
	世帯数	構成比(%)	世帯数	構成比(%)	
総世帯数	32,651	100.0	31,356	100.0	-4.0
65歳以上の高齢者のいる世帯	18,205	55.8	17,886	57.0	-1.8
高齢者単身世帯	5,705	17.5	6,003	19.1	5.2
高齢者夫婦世帯	4,044	12.4	4,354	13.9	7.7
高齢者同居世帯	8,456	25.9	7,529	24.0	-11.0

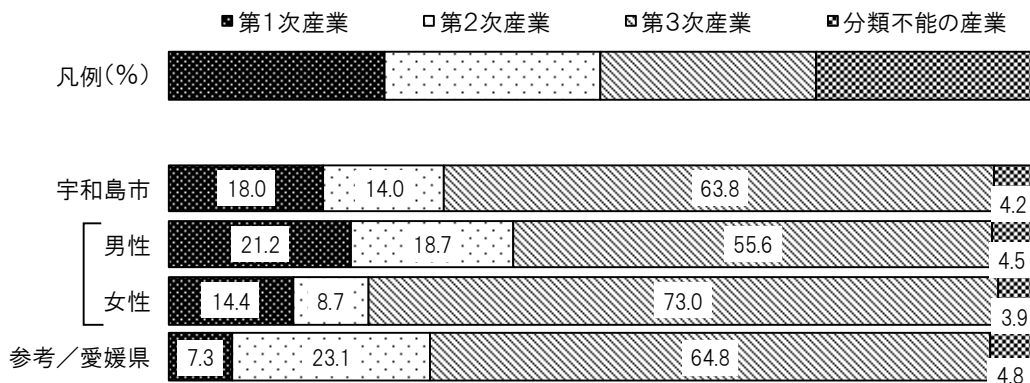
資料: 国勢調査

(7) 産業別就業者構成比

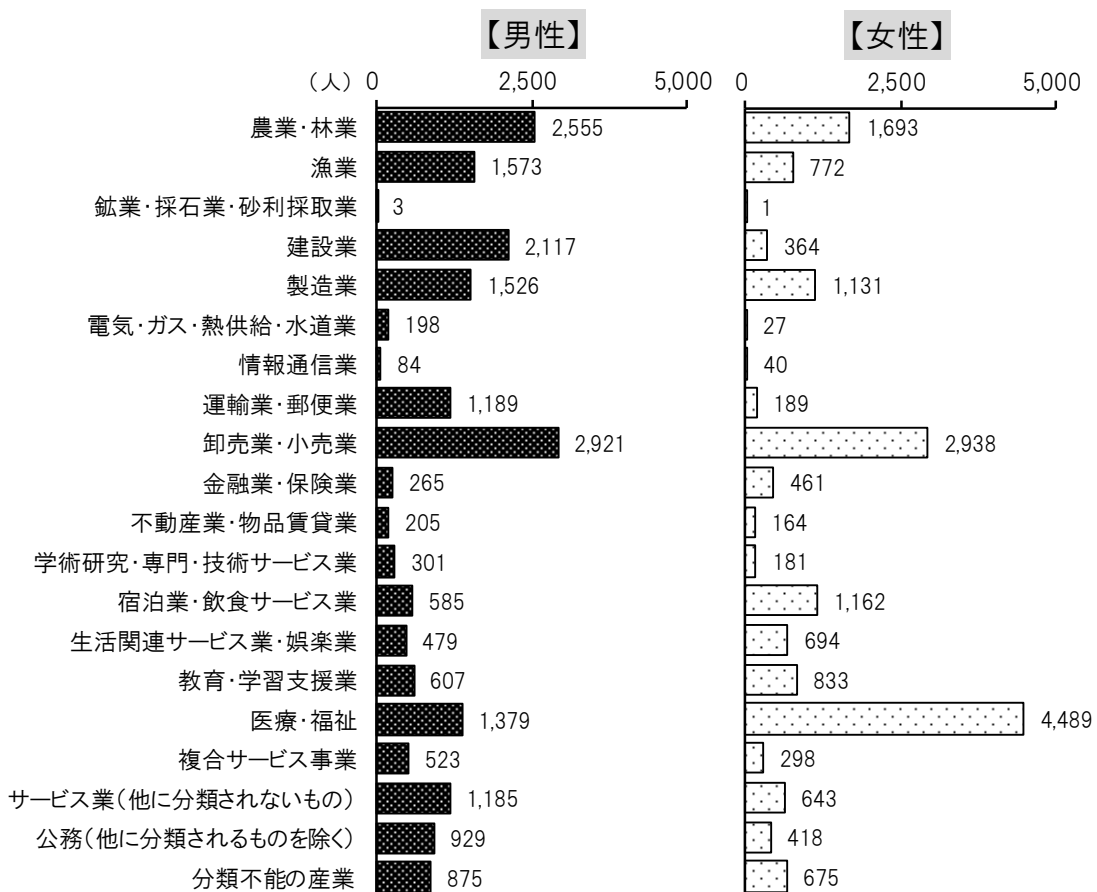
本市の産業別就業者構成比をみると、平成 27（2015）年では第 1 次産業の割合が 18.0%、第 2 次産業が 14.0%、第 3 次産業が 63.8%となっています。愛媛県全体と比べ、第 1 次産業の割合が高くなっています。

産業大分類別でみると、男性は女性に比べ「農業・林業」「建設業」「運輸業・郵便業」などが多く、女性は「医療・福祉」が男性を大きく上回っています。

【産業別 15 歳以上就業者構成比】



【産業大分類別 15 歳以上就業者数】



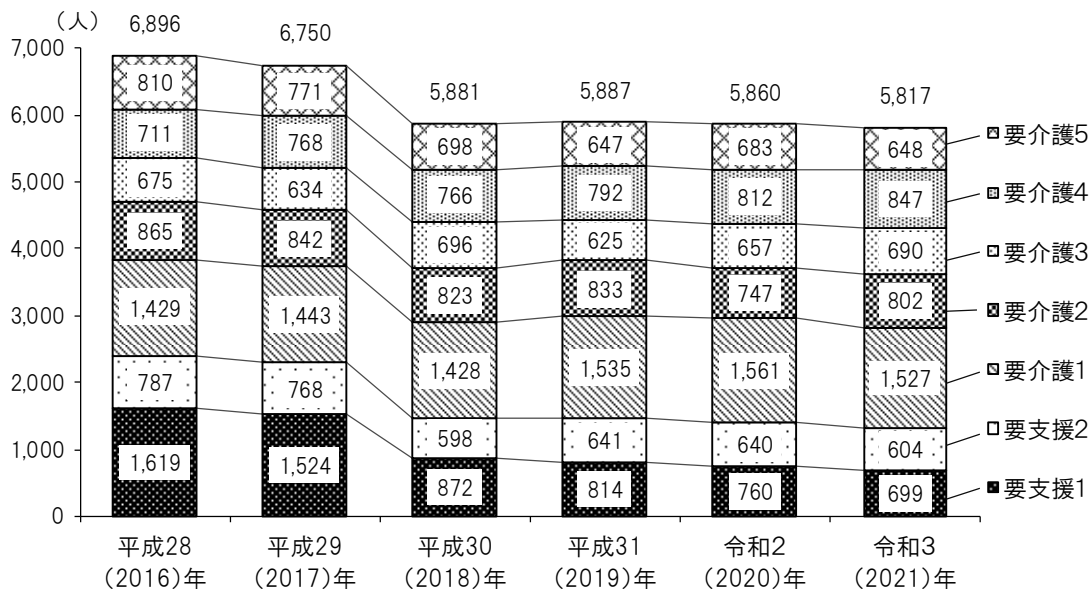
資料：国勢調査(平成 27(2015)年)

2 高齢者の現状

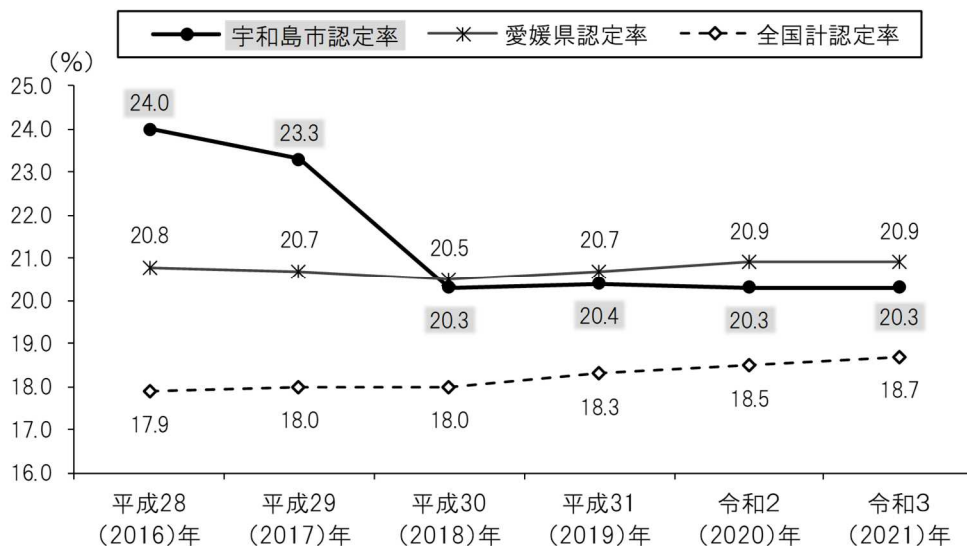
(1) 要介護等認定者数の推移

本市の要介護等認定者数は、近年は緩やかな減少傾向にあり、令和3（2021）年では5,817人となっています。また、要介護等認定率は、愛媛県の平均を下回り、横ばいで推移しています。

【要介護等認定者数の推移】



【要介護等認定率の推移】



資料：介護保険事業状況報告（各年3月末日現在）

(2) 介護予防の取組状況

令和2(2020)年度のガイヤマイレージ登録者数は、健康づくりで2,246人、元気づくりサポートで189人と、いずれも緩やかな増加で推移しています。また、うわじまガイヤ健康体操協力団体数も増加傾向にあり、99団体となっています。

【介護予防の取組状況】

	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度
ガイヤマイレージ(健康づくり)登録者数(人)	996	1,607	1,963	2,173	2,246	2,049
ガイヤマイレージ(元気づくりサポート)登録者数(人)	-	31	92	180	189	207
うわじまガイヤ健康体操協力団体数	42	69	83	97	99	102
自立支援を目的とした地域ケア会議の開催数(回)	-	5	9	9	8	4

資料: 地域包括支援センター運営協議会資料(各年度3月末日現在、令和3(2021)年度は8月末日現在)

(3) 生活支援コーディネーター等の状況

本市では、生活支援コーディネーターを5人配置しています。

【生活支援コーディネーター等の状況】

	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度
生活支援コーディネーター配置数(人)	2	4	4	5	5	5
支えあいサポーター設置数(地区)	-	-	-	2	2	10

資料: 地域支援事業補助事業資料・宇和島市社会福祉協議会(各年度3月末日現在、令和3(2021)年度は8月末日現在)

(4) 介護予防教室(生き生き教室)の開催状況

介護予防教室(生き生き教室)の開催回数は、緩やかな増加傾向にあり、令和2(2020)年度は2,552回となっています。

【介護予防教室(生き生き教室)開催状況】

	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度
開催回数(回)	1,049	1,996	2,403	2,520	2,552	646

資料: 地域包括支援センター運営協議会資料(各年度3月末日現在、令和3(2021)年度は7月末日現在)

(5) 認知症高齢者の状況

市内における認知症高齢者数をみると、緩やかな増加で推移しており、令和3(2021)年では3,632人、認知症の割合は12.7%となっています。

【認知症高齢者の状況】

	平成28 (2016)年	平成29 (2017)年	平成30 (2018)年	令和元 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年
総人口(人)	79,639	78,068	76,544	75,143	73,776	72,374
65歳以上人口(人)	28,701	28,865	28,839	28,792	28,755	28,653
認知症高齢者数(人)	3,773	3,809	3,545	3,585	3,614	3,632
認知症割合(%)	13.1	13.2	12.3	12.5	12.6	12.7

資料:住民基本台帳(人口は各年3月末日現在、認知症高齢者数は各年4月1日現在)

(6) 認知症サポーター養成講座等の状況

認知症サポーター養成講座の開催回数は、令和2(2020)年度は23回、参加者数は11,606人となっており、参加者数は緩やかな増加傾向にあります。

【認知症サポーター養成講座等の状況】

	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度
認知症サポーター養成講座 開催回数(回)	17	14	21	27	23	5
認知症サポーター養成講座 参加者数(人)	9,174	9,468	9,900	11,133	11,606	11,824
キャラバン・メイト数※(人)	152	156	157	160	49	52
キャラバン・メイト定期連絡会 数(回)	1	1	1	2	1	1

※ キャラバン・メイト数:令和2(2020)年度以降はチームオレンジに向けた登録者数

資料:地域包括支援センター運営協議会資料(各年度3月末日現在、令和3(2021)年度は8月末日現在)

(7) 認知症家族のつどい・認知症カフェの状況

認知症家族のつどいの開催回数は、令和2(2020)年度は10回、参加者数は81人となっており、参加者数は前年度に比べ増加しています。また、市内には認知症カフェが1箇所あり、参加者数は令和2(2020)年度で69人となっています。

【認知症家族のつどい・認知症カフェの状況】

	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度
認知症家族のつどい開催回 数(回)	13	12	12	11	10	2
認知症家族のつどい参加者 数(人)	149	123	61	62	81	19
認知症カフェ数(箇所)	1	1	1	1	1	1
認知症カフェ参加者数(人)	173	69	167	94	69	29

資料:地域包括支援センター運営協議会資料(各年度3月末日現在、令和3(2021)年度は8月末日現在)

(8) 老人クラブ会員数の推移

本市では、令和2(2020)年度で76の老人クラブがあり、会員数は1,970人となっています。老人クラブ数、会員数共に、減少で推移しています。

【老人クラブ会員数の推移】

	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度
老人クラブ数(クラブ)	112	104	94	81	76	69
会員数(人)	2,981	2,691	2,423	2,096	1,970	1,780

資料:市労連一般会計決算書(各年度3月末日現在、令和3(2021)年度は7月末日現在)

(9) シルバー人材センター会員数の推移

シルバー人材センターの会員数は、令和2(2020)年度で331人、受注件数は2,631件と、受注件数は長期的には減少で推移しています。

【シルバー人材センター会員数の推移】

	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度
会員数(人)	326	335	321	335	331	303
受注件数(件)	2,949	2,851	2,784	2,827	2,631	983

資料:定時総会議案書(各年度3月末日現在、令和3(2021)年度は7月末日現在)

(10) 高齢者虐待に関する相談件数の推移

高齢者虐待に関する相談件数は、令和2(2020)年度は11件、虐待認定件数は3件となっています。

【高齢者虐待に関する相談件数の推移】

	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度
高齢者虐待に関する相談件数(件)	24	17	22	7	11	5
通報件数(件)	24	17	22	7	11	5
うち虐待認定件数(件)	11	6	12	2	3	1

資料:地域包括支援センター運営協議会資料(各年度3月末日現在、令和3(2021)年度は7月末日現在)

(11) 成年後見制度の利用状況

成年後見制度に関する相談件数は、令和2（2020）年度は27件、成年後見申立件数は6件となっています。

【成年後見制度の利用状況】

	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度
成年後見制度に関する相談件数(件)	18	25	17	17	27	10
成年後見申立件数(件)	3	3	3	3	6	2
うち市長申立件数(件)	0	1	2	3	6	2

	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度
後見(人)	-	1	2	3	3	2
保佐(人)	-	-	-	-	2	-
補助(人)	-	-	-	-	1	-
任意後見(人)	-	-	-	-	-	-

資料：地域包括支援センター運営協議会資料(各年度3月末日現在、令和3(2021)年度は8月末日現在)

(12) 独居高齢者の状況

本市の独居高齢者数は、増減を繰り返しながら推移しており、令和3（2021）年度は3,570人となっています。

【独居高齢者の状況】

	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度
独居高齢者数(人)	3,926	3,538	3,952	3,582	3,739	3,570

資料：高齢者人口等統計表(各年度4月1日現在)

(13) 福祉避難所の整備状況

市内における福祉避難所は15箇所あり、収容人数は315人となっています。

【福祉避難所の整備状況】

	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度
福祉避難所数(箇所)	9	9	9	9	15	15
収容人数(人)	274	274	274	274	315	315

資料：福祉避難所拡充及び資機材等整備計画(各年度3月末日現在、令和3(2021)年度は7月末日現在)

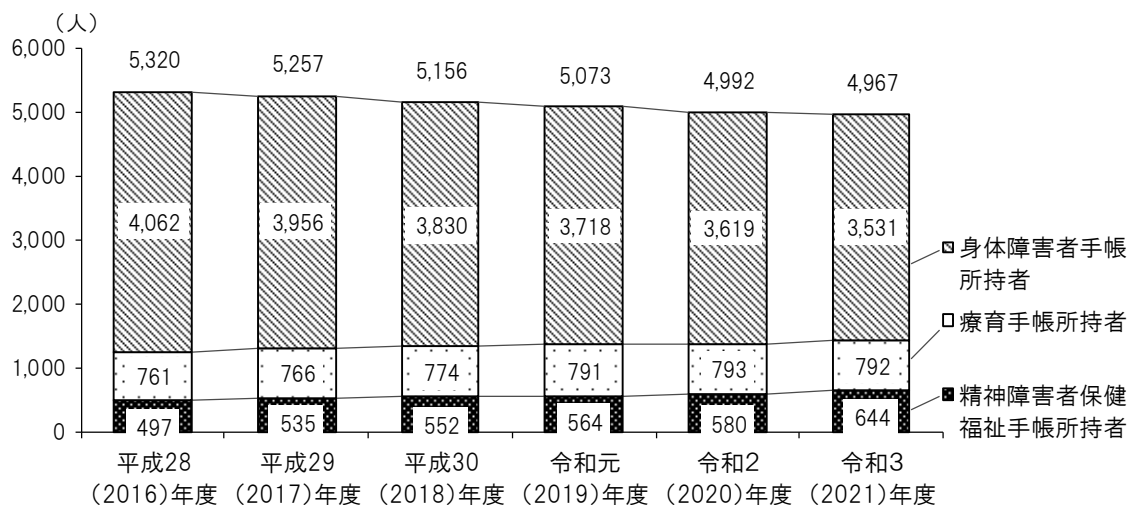
3 障がい者の現状

(1) 障害者手帳所持者の状況

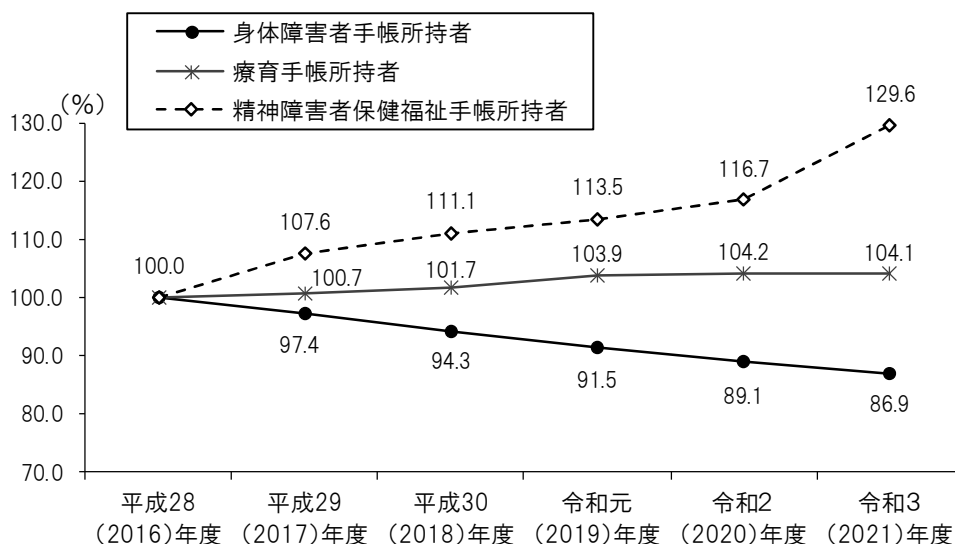
本市の障害者手帳所持者数は、緩やかな減少で推移しており、令和3（2021）年度は4,967人となっています。

手帳の種類別でみると、令和3（2021）年度は「身体障害者手帳所持者」が3,531人と最も多く、全体の約7割（71.1%）を占めています。「療育手帳所持者」は792人（全体に占める構成比 15.9%）、「精神障害者保健福祉手帳所持者」は644人（同 13.0%）となっています。平成28（2016）年度からの推移では、「精神障害者保健福祉手帳所持者」の増加が目立っています。

【障害者手帳所持者数の推移】



【障害者手帳所持者数の増減率】



注：増減率は平成28(2016)年度を100とした場合の各年の割合を示している。

資料：福祉課（各年度4月1日現在、精神障害者保健福祉手帳所持者は7月1日現在）

(2) 自立支援医療費受給者の状況

精神通院医療の受給者数は、増加傾向にあり、令和3(2021)年度は1,288人となっています。一方、更生医療の受給者数は、緩やかな減少で推移しています。

【自立支援医療費受給者の状況】

単位(人)	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	増減率 (%)
合計	1,567	1,616	1,625	1,614	1,586	1,612	102.9
精神通院医療	1,189	1,237	1,255	1,255	1,233	1,288	108.3
更生医療	360	366	357	352	349	315	87.5
育成医療	18	13	13	7	4	9	50.0

注: 増減率は平成 28(2016)年度を 100 とした場合の令和3(2021)年度の割合を示している。

資料: 福祉課(各年度4月1日現在)

(3) 特別支援学級の状況

児童・生徒の総数は減少傾向にありますが、特別支援学級の在籍者数は緩やかな増加傾向にあり、特別支援学級在籍者の割合は、令和2(2020)年度以降、小学校・中学校共に3%程度となっています。

【特別支援学級の状況】

単位(人)	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	増減率 (%)
小学校	児童総数	3,483	3,391	3,333	3,209	3,151	88.9
	特別支援学級 児童数	75	68	76	84	95	132.0
	割合(%)	2.15	2.01	2.28	2.62	3.01	3.20
中学校	生徒総数	1,566	1,494	1,415	1,467	1,420	87.6
	特別支援学級 生徒数	33	35	35	37	44	121.2
	割合(%)	2.11	2.34	2.47	2.52	3.10	2.92

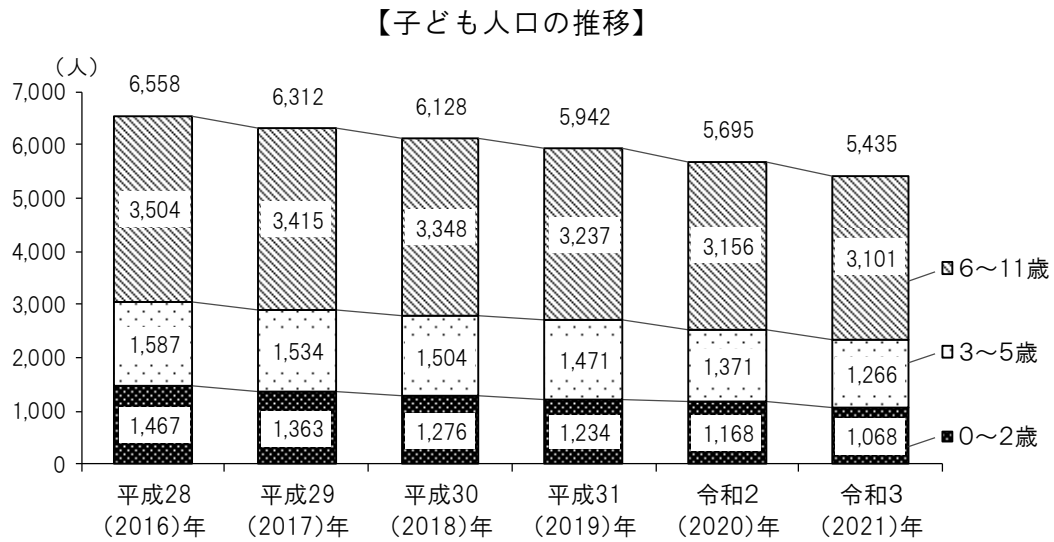
注: 増減率は平成 28(2016)年度を 100 とした場合の令和3(2021)年度の割合を示している。

資料: 学校基本調査(各年度5月1日現在)

4 子育て支援の状況

(1) 子ども人口の推移

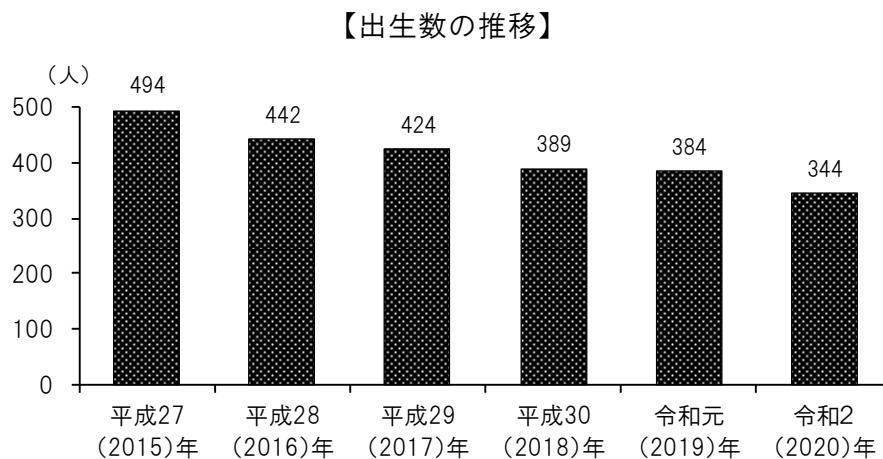
本市の11歳以下の子ども人口の推移をみると、減少で推移しており、令和3（2021）年は5,435人となっています。



資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

(2) 出生数の推移

本市の出生数は減少傾向にあり、令和2（2020）年は344人となっています。

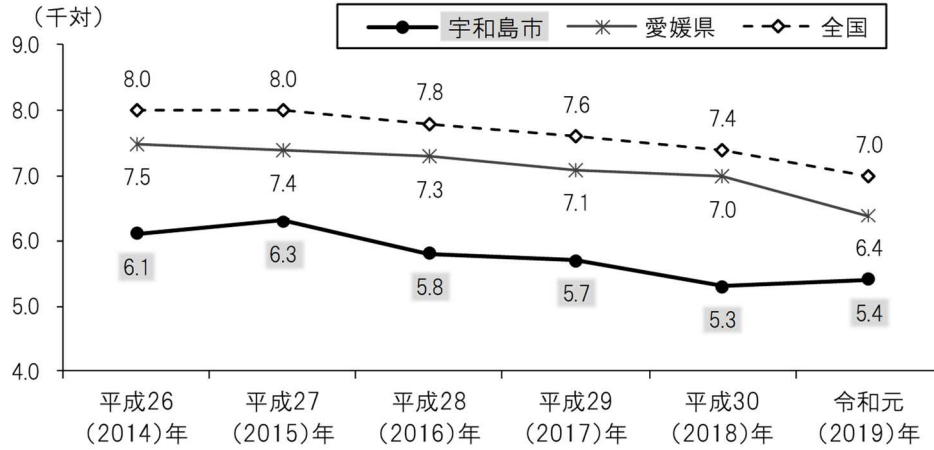


資料：人口動態統計

(3) 出生率の推移

本市の出生率※は減少傾向にあり、愛媛県や全国の平均を下回って推移しています。

【出生率の推移（人口千人当たり）】



※ 出生率とは、人口 1,000 人当たりにおける出生数
資料：人口動態統計

(4) 子育て支援施設の利用状況

① 保育所の状況

保育所の入所児童数は、緩やかな減少で推移しており、令和3（2021）年度は公立で448人、私立で678人となっています。稼働率をみると、私立は9割程度となっていますが、公立は半数程度となっています。

【保育所の状況】

		平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度
公立	認可定員数(人)	1,050	990	990	930	930	870
	児童数(人)	662	606	579	545	495	448
	稼働率(%)	63.0	61.2	58.5	58.6	53.2	51.5
私立	認可定員数(人)	880	940	940	940	770	770
	児童数(人)	902	938	935	887	695	678
	稼働率(%)	102.5	99.8	99.5	94.4	90.3	88.1

資料：福祉課(各年度4月1日現在)

② 幼稚園の状況

幼稚園の入園児童数は、減少傾向にあり、令和3（2021）年度は公立で26人、私立で111人、私立の稼働率は約3割となっています。

【幼稚園の状況】

		平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度
公立	認可定員数(人)	365	320	320	320	270	170
	児童数(人)	97	74	59	48	30	26
	稼働率(%)	26.6	23.1	18.4	15.0	11.1	15.3
私立	認可定員数(人)	750	750	750	500	395	395
	児童数(人)	296	203	201	183	100	111
	稼働率(%)	39.5	27.1	26.8	36.6	25.3	28.1

資料：福祉課(各年度4月1日現在)

③ 認定こども園の状況

認定こども園の入園児童数は、緩やかな減少で推移しており、令和3（2021）年度は公立で191人、私立で340人となっています。稼働率は、公立、私立共に6割以上となっています。

【認定こども園の状況】

		平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度
公立	認可定員数(人)	270	270	270	270	270	270
	児童数(人)	233	211	217	212	194	191
	稼働率(%)	86.3	78.1	80.4	78.5	71.9	70.7
私立	認可定員数(人)	-	-	-	250	510	510
	児童数(人)	-	-	-	141	390	340
	稼働率(%)	-	-	-	56.4	76.5	66.7

資料：福祉課(各年度4月1日現在)

(5) 地域における子育て支援の状況

① 子育て支援サービスの実施状況

ファミリー・サポート・センターの登録会員数は、令和2（2020）年度で429人、利用件数は539件と、登録会員数は緩やかな増加で推移しています。また、病児・病後児保育事業の利用児童数は、新型コロナウイルス感染症の影響により減少しています。

【子育て支援サービスの実施状況】

		平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度
地域子育て支援センター	施設数	5	5	5	5	6	6
ファミリー・サポート・センター	登録会員数	352	381	399	419	429	410
	利用件数	895	837	1,371	1,014	539	85
病児・病後児保育事業	利用児童数	776	555	569	513	225	143

資料：宇和島市ファミリー・サポート・センター月別活動状況（各年度3月末日現在、令和3（2021）年度は7月末日現在）
病児・病後児保育事業は福祉課（各年度3月末日現在、令和3（2021）年度は7月末日現在）

② 放課後児童クラブ・放課後子ども教室の実施状況

放課後児童クラブの利用者数は、令和2（2020）年度で75,622人、放課後子ども教室は22,054人となっており、いずれも利用者数は増加傾向にありましたが、近年は減少傾向にあります。

【放課後児童クラブ・放課後子ども教室の実施状況】

		平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度
放課後児童クラブ	実施箇所数	9	10	10	10	10	10
	延べ利用者数	78,290	86,170	88,134	83,335	75,622	32,379
放課後子ども教室	実施箇所数	11	11	12	13	13	13
	延べ利用者数	17,154	16,624	19,825	23,683	22,054	6,774

資料：生涯学習課（各年度3月末日現在、令和3（2021）年度は7月末日現在）

(6) 母子保健の状況

① 妊娠・出産期の支援の実施状況

乳児家庭全戸訪問事業の訪問件数は、緩やかな減少傾向にあり、令和2（2020）年度で315件となっています。

【妊娠・出産期の支援の実施状況】

		平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
妊婦健診事業	回数	14	14	14	14	14	14
乳児家庭全戸訪問事業	件数	465	406	405	396	316	315
養育支援訪問事業	件数	20	13	11	4	19	4

資料：妊婦健診事業、乳児家庭全戸訪問事業は母子保健事業 事業報告（各年度8月1日現在）

養育支援訪問事業は子ども・子育て支援交付金実績報告（各年度3月末日現在）

② 乳幼児健診の受診率

乳幼児健診の状況をみると、令和2（2020）年度の1歳6か月児及び3歳児の受診率は、新型コロナウイルス感染症の影響により、例年をやや下回っています。特に、3歳児の受診率は88.7%と、3～5か月児や1歳6か月児に比べて最も低くなっています。

【乳幼児健診の受診率】

単位(%)		平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
3～5か月児	受診率	96.6	99.8	96.7	95.4	96.7	98.9
1歳6か月児	受診率	93.2	95.1	94.3	94.2	95.4	93.3
3歳児	受診率	91.8	94.9	89.9	96.4	97.1	88.7

資料：母子保健報告（各年度5月末日現在）

5 地域の状況

(1) 自治会（組）数の推移

本市の自治会（組）数は、横ばいで推移しており、令和3（2021）年は506の自治会（組）が組織されています。

【自治会数の推移】

	平成28 (2016)年	平成29 (2017)年	平成30 (2018)年	平成31 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年
自治会(組)数	507	507	507	507	506	506

資料: 宇和島市政の概要(各年4月1日現在)

(2) 自主防災組織数の推移

自主防災組織数は増加傾向にあり、令和3（2021）年度は441の自主防災組織があります。

【自主防災組織数の推移】

	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度
自主防災組織数	409	413	418	422	424	441

資料: 市政の概要(各年度3月末日現在、令和3(2021)年度は8月1日現在)

(3) 避難行動要支援者数の推移

避難行動要支援者数は増加傾向にありましたが、令和3（2021）年は3,704人となっています。

【避難行動要支援者数の推移】

	平成28 (2016)年	平成29 (2017)年	平成30 (2018)年	令和元 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年
避難行動要支援者数	3,294	3,390	3,606	3,760	3,861	3,704

資料: 避難行動要支援者に関する調査(各年5月末日現在)

(4) 社会福祉協議会会員数等の推移

社会福祉協議会の一般会員数は、緩やかな減少で推移しており、令和3(2021)年では26,633世帯、加入率は58.3%となっています。

【社会福祉協議会会員数等の推移】

	平成28 (2016)年	平成29 (2017)年	平成30 (2018)年	令和元 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年
一般会員数(世帯)	29,754	29,235	28,907	28,258	27,844	26,633
加入率(%)	72.4	71.6	70.6	59.0	60.0	58.3
特別会員数(法人数)	156	167	166	166	161	158

資料:宇和島市社会福祉協議会会費集計表(各年9月末日現在、令和3(2021)年は8月18日現在)

(5) ボランティア団体の登録状況

福祉ボランティアグループの登録状況を見ると、近年は増加傾向にあり、令和3(2021)年では53団体となっています。

【ボランティア団体の登録状況】

	平成28 (2016)年	平成29 (2017)年	平成30 (2018)年	平成31 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年
福祉ボランティアグループ	43	40	39	44	47	53

資料:ボランティア団体登録(各年4月1日現在)

6 福祉的課題を抱えている人の状況

(1) 生活保護世帯数・人員等の推移

本市の生活保護世帯数及び保護人員は、緩やかな減少傾向にあり、令和2（2020）年度は1,420世帯、保護人員は1,709人となっています。世帯類型別では、高齢者世帯がおおむね3分の2を占めています。

【生活保護世帯数・人員等の推移】

	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度
受給世帯数 全体(世帯)	1,474	1,471	1,451	1,429	1,420	1,416
高齢者世帯	848	877	896	897	914	943
傷病障がい者世帯	387	364	337	324	306	282
母子世帯	45	45	38	26	27	26
その他世帯	194	185	180	182	173	165
保護人員(人)	1,865	1,839	1,768	1,735	1,709	1,684

資料：福祉行政報告例(年度平均、令和3(2021)年度は7月末日現在)

(2) 生活保護相談件数等の推移

本市の生活保護相談件数は、緩やかな減少傾向にあり、令和2（2020）年度では248件となっていますが、保護開始率はおおむね横ばいで推移しています。

【生活保護相談件数等の推移】

	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度
相談件数(件)	479	387	304	264	248	94
申請件数(件)	179	158	171	172	168	59
開始件数(件)	155	146	150	147	149	46
保護開始率(%)	86.6	92.4	87.7	85.5	88.7	78.0

資料：保護課(年度平均、令和3(2021)年度は7月末日現在)

(3) 児童扶養手当受給世帯数の推移

児童扶養手当受給世帯数及びその子どもの数については、緩やかな減少傾向にあり、令和3（2021）年では678世帯、子どもの数は1,041人となっています。

【児童扶養手当受給世帯とその子どもの数の推移】

	平成28 (2016)年	平成29 (2017)年	平成30 (2018)年	平成31 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年
児童扶養手当受給世帯 (世帯)	946	896	837	765	700	678
受給対象の子ども数(人)	1,456	1,377	1,270	1,178	1,069	1,041

資料：福祉行政報告例(各年4月末日現在)

【2】第2期計画における取組の内容と課題の整理

本市では、第2期計画に基づいて実行している施策や事業について、点検や評価を行い、その進捗状況を整理することによって課題を抽出し、今後の取組に反映させることとしています。

ここでは、第2期計画の事業の取組状況の検証を踏まえた今後の課題を整理しました。

【基本目標1】ひとり

基本施策1-1 地域福祉活動の推進

① 高齢者を支援する活動の推進

【これまでの主な取組内容】

- ・市の広報紙等を活用した老人クラブ主催イベントの周知をはじめ、ちらしの発行などによる老人クラブ会員募集及び活動の紹介を行いました。
- ・生涯学習センターや公民館等の生涯学習活動における講座等の開催や自主サークルの活動等を支援しました。
- ・生活支援コーディネーターの配置による第1層協議体[※]及び城南、津島、三間、吉田の四箇所に第2層協議体を整備し、地域交流食堂、配食事業、買い物バスなど、住民による新たな生活支援サービスを創出しました。
- ・高齢者を対象とした総合相談として、生活保護を含めた施設利用の相談や認知症に伴う介護相談などに対応しました。
- ・地域包括支援センターにおける高齢者虐待の通報に対して、訪問・面接を行い対応するとともに、施設職員を対象とした研修会を開催しました。
- ・社会福祉協議会の権利擁護事業と連携し、成年後見制度の利用促進に努めるとともに「だんだんネット（高齢者見守りネットワーク）」の登録事業所の見直しを行いました。

これまでの取組内容から見た主な課題

- 生涯学習活動における講座等の継続的な開催が必要です。
- 老人クラブ会員の高齢化や価値観の変化、行事参加への負担感など、さまざまな理由から会員数と加入者数が減少しており、今後の加入促進が課題となっています。
- 生活支援サービスBの利用者の拡大及び市内における制度の定着が課題です。
- 地域間でのコミュニティ力の格差の解消と、支え合いの仕組みづくりが必要です。
- 総合相談において、適切なサービスにつなぐための連携体制の充実と、アウトリーチの拡充が必要です。
- 虐待事案に適切に対応するための支援者のスキルアップが必要です。

※【第1層(第2層)協議体】第1層協議体は、全市的な課題を検討する場、第2層協議体は地域の課題を検討する場のこと。本市では「第2層協議体」の地域区分について、地理的条件、日常生活上の交流範囲等を考慮し、中学校区単位である7つの圏域(日常生活圏域)を設定している。

これまでの取組内容から見た主な課題

- 認知症の人を、家族だけでなく地域全体で支える仕組みづくりが必要です。
- 成年後見制度の運用に当たって、専門機関にスムーズにつなぐことができる仕組みが必要です。
- だんだんネット登録事業所との連携の強化を図る必要があります。
- 介護離職の解消が課題です。

② 子どもや子育てを支援する活動の推進

【 これまでの主な取組内容 】

- ・ 地域の保育ニーズを把握し、認定こども園開設など供給量の拡充を図りました。
- ・ 子ども・子育て支援事業計画に基づき、延長保育などの保育サービスや子育て支援事業を拡充しました。
- ・ 子育て世代活動支援センターや児童館の開設、子ども食堂運営事業等の支援など、地域での子育て支援体制を整備しました。
- ・ 子育てコーディネーターを配置した子育て相談窓口を開設し、相談や情報提供を行いました。
- ・ 鶴島児童クラブや北灘子ども教室、うわじま子ども教室を開所し、放課後児童クラブ・放課後子ども教室の充実を図りました。
- ・ 所管課を統一し、放課後子どもプラン推進のための準備を行いました。
- ・ 少子化対策や若者世代の定住促進に向け、離島地区に住む妊産婦等への交通費や特定不妊治療費を支援しました。

これまでの取組内容から見た主な課題

- 旧町（吉田町、三間町、津島町）における特別保育サービスの展開が必要です。
- 放課後児童クラブ、放課後子ども教室の充実を図るため、学校との連携や児童クラブと学校間の情報共有が必要です。
- 若い世代のニーズを把握し、効果的な事業に積極的に取り組む必要があります。

③ 障がい児・者を支援する活動の推進

【 これまでの主な取組内容 】

- 市の広報紙やホームページを活用して、ノーマライゼーションに関する周知や広報、啓発を推進しました。
- 団体が実施するイベントなどの周知や当日の運営の協力などを実施し、活動を支援しました。
- 自立支援協議会を事務局としたネットワークを整備し、地域課題の把握や解決に向けての方策を検討しました。

これまでの取組内容から見た主な課題

- 市民全体に関心を広げられる継続的な取組の実施が必要です。
- 個別対応だけでなく、協力体制を拡大する取組が必要です。
- 虐待対応を行う職員の専門性を向上させるとともに、成年後見制度の更なる周知が必要です。

④ 保護者・介助者等への支援

【 これまでの主な取組内容 】

- ライフステージに応じた切れ目のない支援体制を構築するため、専門窓口を設置し、障がい児や保護者等への相談支援体制の充実を図りました。

これまでの取組内容から見た主な課題

- 体系的な支援体制を構築するとともに、基幹相談支援センターの設置が必要です。
- 担当職員の専門性の向上が必要です。

基本施策1-2 住民等の主体的参加の促進

① 地域における福祉の人材の確保と育成

【 これまでの主な取組内容 】

- ・ 地域福祉の人材を育成するための各種研修会や講座を開催しました。
- ・ 若い世代が参加しやすい活動内容や活動体制の構築に努めました。

これまでの取組内容から見た主な課題

- 地域福祉の継続的な人材育成、若い世代が参加しやすい活動内容や活動体制の構築が引き続き必要です。

② 市職員等の地域参加の促進

【 これまでの主な取組内容 】

- ・ 市職員などが一人の住民として、また、専門スキルを持った人材として、地域と関わりを持てるよう意識啓発を図りました。
- ・ 宇和島市内の各地域に宇和島市地域担当職員を配置し、地域活動に参加しやすい環境を整備しました。

これまでの取組内容から見た主な課題

- 地域づくりに関する計画の策定や事業の実施、各団体との連携などの支援や、職員が地域と関わりを持つ機会の創出が引き続き必要です。

③ 福祉教育の充実

【 これまでの主な取組内容 】

- ・ 障がい者やボランティア、福祉施設で働く人の講話など福祉学習体験講座を各学校で開催し、心のバリアフリー化、心の健康づくりを推進しました。
- ・ 福祉教育・体験学習の場へ職員・教職員や保健師等専門職員を派遣し、質の向上を図りました。

これまでの取組内容から見た主な課題

- ポストコロナ社会※を見据えた新しい生活様式に対応した対外的な活動、活動の固定化が課題となっています。

※【ポストコロナ社会】本計画書において「ポストコロナ社会」とは「コロナ禍(パンデミック期間)」及び「ウィズコロナ」「アフターコロナ」を含む「コロナが発生して以降の期間全体」としている。

④ ボランティア活動の支援

【 これまでの主な取組内容 】

- 令和2年4月より開始した「宇和島市青少年市民協働センター事業（通称：ホリバタ）」を活動拠点としたホリバタ高等部や、中学校3校合同生徒会活動を支援しました。
- ボランティアに関するネットワークの形成に努めました。

これまでの取組内容から見た主な課題
○ ボランティア団体や活動に対する支援が引き続き必要です。

【 基本目標 2 】 基盤の整備

基本施策 2-1 地域コミュニティの基盤整備

① 少子化・高齢化への対応

【 これまでの主な取組内容 】

- ・ 児童や高齢者福祉の向上や子ども・子育て世代の増加を図るため、子ども・子育て支援事業計画や高齢者福祉計画・介護保険事業計画等の施策を実施しました。

これまでの取組内容から見た主な課題

- 定期的に計画の進捗状況を点検・評価し、地域福祉を取り巻く状況の変化を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うことが必要です。

② 地域コミュニティの再生と機能強化

【 これまでの主な取組内容 】

- ・ 自治組織への全世帯加入を目指すとともに、活動の活発化に取り組みました。
- ・ 平成 30 年 7 月豪雨で被災した集会所の復旧をはじめ、集会所の改修を支援しました。

これまでの取組内容から見た主な課題

- 高齢化などにより、自治会活動に参加できない市民の参加促進が課題です。
- 建築後 30 年以上経過している集会所が多いため、修繕費用が高額になっていることや近年の大規模災害により、集会所が被災するケースが出ていることが課題となっています。

③ 移動手段の確保

【 これまでの主な取組内容 】

- ・ 障がい者の社会参画を推進するため、同行援護や移動支援サービス、市営コミュニティバスやタクシー料金の支援を実施しました。
- ・ 離島居住者が介護サービスや医療を受ける際に必要な移動経費を支援しました。

これまでの取組内容から見た主な課題

- 同行援護や移動支援従事者を確保するとともに、制度の更なる周知が必要です。
- 定期的な利用要件の確認などを行い、利用者の実情に応じた制度運営の実施が必要です。
- 移動経費の支援は目的と回数が制限されるため、定期的に介護サービスを受ける被保険者に対する支援が十分でないことが課題となっています。
- 行政単独の支援では限界があるため、地域住民による移動支援について検討が必要です。

④ 「地域共生社会」実現のための活動拠点の整備

【これまでの主な取組内容】

- ・ 廃校・廃園を活用し、地域住民の生活相談窓口としても機能する交流拠点を2箇所(三間、九島)整備しました。
- ・ 個人が抱える課題に応じた支援が包括的に提供されるよう、アウトリーチを含む包括的な相談対応と、世帯全体のニーズの総合的なアセスメント、必要な支援のコーディネートを実施しました。

これまでの取組内容から見た主な課題

- 交流拠点を広げていくためには、人材の発掘と育成が必要です。
- 複合的な問題を抱える世帯の増加に対し、ニーズに応じた社会資源が希薄なことから、対応に苦慮するケースが多いことが課題となっています。
- 社会福祉法人や民間団体などの関係機関と連携し、社会資源の開拓について検討していく必要があります。

基本施策2-2 地域福祉推進のための基盤整備

① 地域福祉に対する意識の高揚

【これまでの主な取組内容】

- ・ 市の広報紙やホームページを活用し、高齢者や障がい者など情報収集が困難な人にも配慮した周知・広報に努め、分かりやすい情報提供を行いました。

これまでの取組内容から見た主な課題

- 市の広報紙やホームページを活用した、分かりやすい情報提供が引き続き必要です。

② 地域全体における地域福祉活動の推進及び理解の促進

【これまでの主な取組内容】

- ・ 地域福祉を推進するため、地域づくりの支援や地域福祉への理解促進に努めました。

これまでの取組内容から見た主な課題

- 地域福祉推進のため、地域づくりの支援や地域福祉に対する理解促進に向けた啓発が引き続き必要です。

【 基本目標 3 】 連携の構築

基本施策 3-1 保健・医療・介護・福祉の連携

① 保健・医療・介護・福祉の連携体制の確保

【 これまでの主な取組内容 】

- ・ 「みさいやネット」^{※1}により、在宅医療介護連携の充実を図るとともに、福祉との新たな連携体制を構築しました。
- ・ 「宇和島圏域における入退院時の支援ルール」を運用開始し、入退院した要介護者へのきめ細やかな対応に努めました。
- ・ 県や医療機関と連携及び協力を図りながら、救急医療体制の維持や整備、充実に努めました。また、市立宇和島病院と宇和島徳州会病院、JCHO宇和島病院の3病院による輪番制で救急搬送を担い、地域医療体制を構築しました。
- ・ 「宇和島地区在宅緩和ケア推進モデル事業」^{※2}に運営から関わり、事例検討を行うことで、顔の見える関係を構築しました。
- ・ 在宅療養支援病院に登録して訪問看護医療の体制を整え、健康管理の相談・保健福祉サービスの相談等、かかりつけ医の役割を強化しました。
- ・ 市政広報番組や市の広報紙、適正受診啓発ちらしなどを活用して、かかりつけ医や適正な救急利用の周知・啓発活動を推進しました。

これまでの取組内容から見た主な課題

- 「みさいやネット」の導入施設や登録者の増加、既導入施設の更なる利用促進を図ることで「みさいやネット」の利用価値を高めるとともに、医療、介護との連携体制を強化する必要があります。
- 関係機関が入退院時の支援ルールを共有し、適切なルール運用を実践することが必要です。
- 救急医療提供体制を維持するための医師の確保が課題となっています。
- ポストコロナ社会を見据えた新しい生活様式に対応した、事例検討会の開催が必要です。

※1 【みさいやネット(在宅医療・介護連携のための情報共有システム)】 病院、診療所、歯科診療所、訪問看護ステーション、薬局、介護事業所等が患者の情報を共有することができる地域包括ケアに対応した、ヘルスケア(健康の維持や増進のための活動や健康管理)を目的としたSNSのこと。

※2 【宇和島地区在宅緩和ケア推進モデル事業】 拠点病院等におけるがん治療を終了した患者が、退院後、住み慣れた自宅や地域に戻り、がんの痛みや苦痛症状の緩和を受けながら自分らしい療養生活を送ることができるよう、多職種連携チームによる在宅緩和ケア提供体制の整備に取り組む事業のこと。

② ライフステージに応じた健康づくり

【 これまでの主な取組内容 】

- ・ 受診行動の習慣化と発症予防のための若年者検診、糖尿病と歯周病重症化予防のための医科歯科事業連携、フィットネスジム委託による運動指導など、健康づくり及びスポーツ活動の活性化を図りました。
- ・ 食育プランの周知・啓発をはじめ「宇和島市健康づくり推進計画」に基づいた施策を推進しました。

これまでの取組内容から見た主な課題

- 医療費の適正化施策や健康課題に沿った独自の取組が必要です。
- 窓口申請の省略やオンラインの活用など、ポストコロナ社会を見据えた新しい生活様式に対応した事業を展開する必要があります。

③ 総合的な相談支援体制の整備

【 これまでの主な取組内容 】

- ・ 健康相談や心の相談、高齢者の総合相談、法律相談の体制の充実を図りました。
- ・ 市の広報紙やホームページ、宇和島ケーブルテレビ（UCAT）、お守りリーフレットなどを活用して、相談窓口を周知しました。
- ・ 学校教育課と連携し、小中学校で「SOSの出し方・受け止め方」教育を実施しました。

これまでの取組内容から見た主な課題

- 健康相談をする人の固定化、オンラインの活用など、ポストコロナ社会を見据えた新しい生活様式に対応した相談体制、保健師等専門職のスキルアップが課題となっています。
- 若年層に向けたメンタルヘルスの充実が必要です。
- 困りごとを整理し、状況に適した方法やより良い方向性を一緒に考え、必要なサービスへつなぐ手段の検討、関係機関との連携体制の充実が必要です。
- 弁護士の減少に伴い、法律相談の開催回数の維持が難しくなっていることが課題となっています。

④ 情報提供体制の充実

【 これまでの主な取組内容 】

- ・ 市の広報紙やホームページ、防災ラジオ、パンフレットなどを活用して、地域福祉の事例や地域福祉活動、地域行事の啓発・広報を推進しました。また、分かりやすい情報提供に努めました。

これまでの取組内容から見た主な課題

- さまざまなメディアを活用した啓発、広報を引き続き進めるとともに、分かりやすい情報の提供に努める必要があります。

基本施策3-2 行政と住民・社会福祉協議会・社会福祉事業者等との連携

① 社会福祉協議会の活動との連携体制づくり

【 これまでの主な取組内容 】

- ・ 高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、多様な関係機関と連携して、課題解決に向けた体制づくりを進めました。
- ・ 平成30(2018)年7月豪雨で被災された方の生活支援や再建に向け「災害ボランティアセンター」や「地域支え合いセンター」を開設し、総合的な支援を行いました。

これまでの取組内容から見た主な課題

- 社会福祉協議会を中心とした、地域福祉の連携体制の構築が引き続き必要です。

② 社会福祉事業者等との連携体制づくり

【 これまでの主な取組内容 】

- ・ 宇和島市内の社会福祉施設等において、災害等が発生した場合の相互応援を円滑に行うため「社会福祉施設等災害時相互応援協定」を締結しました。
- ・ 福祉避難所の開設、運営において、毎月1回、指定避難所と合同訓練を実施しました。

これまでの取組内容から見た主な課題

- 社会福祉事業者等と地域や関係機関との連携体制づくりが引き続き必要です。
- 地域公益事業を行う、社会福祉法人への支援体制づくりが引き続き必要です。

③ 行政と関係機関・団体等と住民の地域活動との連携体制づくり

【 これまでの主な取組内容 】

- ・ 「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業、包括的支援体制構築事業を実施しました。

これまでの取組内容から見た主な課題

- 「断らない相談支援体制」を確立し、行政、関係機関、地域組織等による連携体制の強化を図ることにより「制度の狭間のニーズ」に対する支援体制を整備していくことが課題となっています。

基本施策3-3 広域ネットワークの構築

① 保健・医療・介護・福祉の広域ネットワークづくり

【 これまでの主な取組内容 】

- ・ 地域医療体制の確保・整備に努めるとともに、宇和島圏域における介護保険、障がい福祉、子ども子育て支援などの分野の取組を推進しました。
- ・ 宇和島、松野、鬼北、愛南4市町合同で、高齢者福祉部門や医療介護連携の研修会を開催しました。

これまでの取組内容から見た主な課題

- 宇和島圏域の各医師会との「顔と顔の見える関係づくり」が課題となっています。

② 地域福祉活動の広域ネットワークづくり

【 これまでの主な取組内容 】

- ・ 宇和島市内の民間事業者と社会福祉法人、NPOとの連携体制を構築しました。
- ・ 「宇和島圏域医療・介護連携推進計画（仮称）」策定に向けて、取り組みました。

これまでの取組内容から見た主な課題

（他事業に変更・統合）

- 広域のネットワーク形成が課題となっています。
- 重層的支援体制整備事業にシフトすることが必要です。

【 基本目標 4 】 安心・安全の確保

基本施策 4-1 防災・災害時対応の充実

① 防災体制の整備

【 これまでの主な取組内容 】

- ・ 災害時避難行動要支援者への配慮、市・地域の防災対策や避難場所、避難所などの周知など、計画的な防災体制の整備に取り組みました。
- ・ 地域の防災力を向上させるため、自主防災組織の結成促進や防災リーダーの育成に取り組むとともに、適切な指導を行い、訓練をはじめ活動の充実化を促進しました。

これまでの取組内容から見た主な課題

- 高齢化などの理由から、自主防災組織の結成が進まない地域が課題となっています。

② 災害時、災害復旧・復興対応の整備

【 これまでの主な取組内容 】

- ・ 災害の状況を把握し対応できるよう、自主防災組織を支援しました。
- ・ 地域防災計画や国民保護計画を改定し、災害時の復旧・復興体制を整備しました。
- ・ 平成 30 年 7 月豪雨では、避難所等での生活支援のほか「地域支え合いセンター」を開設し、被災者の見守りや生活相談、生活再建支援等に取り組みました。

これまでの取組内容から見た主な課題

- 自主防災組織などの支援が特定の組織に偏っていることが課題となっています。
- 被災者支援で培った地域での見守り・支え合い体制を市内全域に広げていくことが必要です。

③ 災害時避難行動要支援者の支援

【 これまでの主な取組内容 】

- ・ 避難行動要支援者名簿や高齢者名簿を作成し、定期的に更新しました。また、名簿を民生委員・児童委員に配布し、独り暮らしの高齢者や障がい者の現状把握、日常の見守りなどに活用してもらいました。
- ・ 防災士と民生委員・児童委員の連携による「避難行動要支援者個別避難計画」の作成に取り組みました。

これまでの取組内容から見た主な課題

- 避難行動要支援者名簿の更新と個別避難計画の作成による、災害時における避難支援体制の構築が必要です。
- 「避難行動要支援者個別避難計画」の作成について、積極的に活動している地域とそうでない地域があることが課題となっています。

基本施策4-2 生活の安全確保

① 防犯体制の充実

【 これまでの主な取組内容 】

- ・ 高齢者などが被害に遭いやすい犯罪などについて、ちらしや宇和島安心安全情報メール、防災ラジオなどを活用した啓発を行い、注意喚起を図りました。
- ・ 防犯灯の設置や復旧支援、青色防犯パトロールを実施し、地域住民、関係機関と連携した防犯体制の充実を推進しました。

これまでの取組内容から見た主な課題

- インターネットやスマートフォンの普及により、年齢層を問わずさまざまな消費者トラブルの相談が多いため、多様な手段で継続的に啓発することが必要です。
- 近年の大規模災害で、防犯灯が被災するケースがあるのが課題です。
- 2年ほど青色防犯パトロール団体の総会と同時開催の道の駅での防犯に係る広報活動などができていないため、ポストコロナ社会を見据えた新しい生活様式に対応した広報活動が必要です。

② 生活環境の整備

【 これまでの主な取組内容 】

- ・ 地域の要望を聞きながら、道路や公園などの生活環境の整備を推進しました。
- ・ 美化活動をはじめとする良好な生活環境の保全について、活動している地域住民や関係機関を支援しました。

これまでの取組内容から見た主な課題

- 高齢化の進行や地域社会の変容により、美化運動をはじめとする地域内での社会活動が徐々に縮小しているため、若い世代や事業者など多様な主体の参画を推進していく必要があります。

③ 交通安全対策の充実

【 これまでの主な取組内容 】

- ・ 市のホームページや防災ラジオなどを活用して、交通安全の意識高揚を図る啓発を推進しました。また、春と夏の交通安全運動期間の前に、きさいや広場にて「交通安全パレード出発式」を実施しました。
- ・ 交通危険箇所の把握や改善に向けた取組を進めました。

これまでの取組内容から見た主な課題

- ポストコロナ社会を見据えた新しい生活様式に対応した公民館などでの交通安全教室や交通安全パレード出発式の実施が必要です。

④ 消費生活の安全確保、権利擁護

【 これまでの主な取組内容 】

- ・ 認定司法書士による多重債務整理相談を行いました。
- ・ 消費者対策の相談窓口を設置するとともに、定期的な法律相談の実施を広報しました。

これまでの取組内容から見た主な課題

- 引き続き定期的な多重債務整理相談を実施するとともに、相談窓口についての周知が必要です。

⑤ 高齢者・障がい者・子育て世帯の居住環境の整備

【 これまでの主な取組内容 】

- ・ 川内改良住宅建て替えに着手するなど、公営住宅の計画的な整備を推進しました。
- ・ 愛媛県居住支援協議会と連携し、住宅確保要配慮者への居住支援を進めました。

これまでの取組内容から見た主な課題

- 不動産関係団体、業者との連携不足により、宇和島市内にセーフティネット住宅（住宅確保要配慮者の入居を拒まない、一定の規模や設備などを備えた賃貸住宅）の登録が少ない状況が課題です。

⑥ バリアフリー・ユニバーサルデザインの地域づくり

【 これまでの主な取組内容 】

- ・ 宇和島市の整備計画などに基づき、中央町児童遊園や御浜公園にバリアフリー対応公衆トイレの建設、畑枝川親水ポケットパークの整備を進めました。

これまでの取組内容から見た主な課題

- 宇和島市の整備計画などに基づいた、バリアフリー、ユニバーサルデザインの地域づくりに引き続き取り組むことが必要です。

【3】アンケート調査結果等から読み取れる現状と課題

1 地域のつながり意識と福祉に対する意識の醸成

【市民アンケート】

- 「地域」の範囲については「隣・近所」が多数を占めていますが、30～40代の子育て世代では「小学校区」、29歳以下の若い年齢層では「地区（合併前4市町）」と考える人が、ほかの年齢層を上回っており、若い年齢層ほど広い範囲を回答しています。（問12）※
- 住んでいる地域に対する「愛着度」は全体的に高く、特に、70歳以上をはじめ、近所付き合いが親密な人や住民同士のつながり意識が高い人ほど評価も高い傾向にあります。（問8）
- 年齢が高い層ほど隣近所との付き合いが親密な人が多く、逆に、若い年齢層ほど付き合いが薄く、年齢による意識差が顕著にみられます。また、吉田地区では親密度が非常に高く、宇和島地区ではほかの地区に比べて低いといった地域差も目立っています。（問10）
- 大半の市民が、住んでいる地域を暮らしやすいと評価していますが、特に、70歳以上をはじめ、近所付き合いが親密な人や住民同士のつながり意識が高い人ほど評価も高い傾向にあります。（問9）
- 地域の福祉課題への関心度をみると「とても関心がある」人は1割程度ですが「どちらかといえば関心がある」を合わせると大半が関心を示しており、特に、ボランティア参加経験者ほど関心度が高くなっています。（問19）

【中学生アンケート】

- 中学生の約6割が近所の人に自分から進んで挨拶をしています。特に、近所での助け合いが「とても必要である」と思う生徒や「地域のつながり意識が強いと思う」生徒ほど、自分から進んで挨拶している生徒が多くなっています。（問5）
- 大半の中学生が、ふだんの暮らしの中で近所による支え合いや助け合いが必要であると認識しています。特に、地域のつながり意識が強いと思う生徒や福祉課題に関心がある生徒では、ほかの生徒に比べてその割合が高くなっています。（問10）
- 街中で困っている人を見かけたときに、積極的に手助けをしている生徒は2割未満ですが、福祉課題に関心がある生徒やボランティアの参加経験がある生徒では、ほかの生徒に比べてその割合が高くなっています。また、手助けをしない理由は「どのようにしてよいか分からない」が最も多く、特に、女性でその回答が多くなっています。（問8、問9）
- 今後、宇和島市で福祉のまちづくりを進めていくために、特に、29歳以下の若い年齢層では「地域のことに関心を持つ」「地域の活動に積極的に参加する」「福祉に関する知識や技術を身に付ける」が、ほかの年齢層を上回って最も多く回答されています。（問34）

※ カッコ内の番号は、アンケートの質問番号を示す。（以下同様）

【 関係団体調査やグループインタビューによる意見（要旨） 】

- 関係団体調査結果において、住民同士のつながり意識について尋ねたところ、6割程度が「強いほうだと思う（「どちらかといえば」を含む。）」と回答しており、関係団体からみた住民のつながり意識は高い評価となっています。しかし「つながりが強い」と回答している団体でも、転入者等が多い市街地に居住する人や新しい取組に対する消極性、マンション居住者や現役世代との交流が弱い、といった懸念も持たれています。（問3）

【 調査結果から読み取れる課題 】

- 隣近所との付き合いの程度と地域への愛着度やつながり意識、暮らしやすさには、それぞれ相関関係がうかがえます。隣近所との付き合いの第一歩として、若い年齢層でも、日頃から挨拶を交わすなど「緩やかな関係」から「助け合う関係」に発展できる関係に深めていく必要があります。
- 年齢が高い層では、隣近所とのつながりや助け合いの意識は、既にある程度構築されているとみることができます。一方で、若い年齢層に対しては、地域福祉の意義をSNS等のデジタルツールも活用しながら情報を発信するとともに、誰にでも分かりやすく周知し、意識を高めるきっかけづくりを整えていく必要があります。
- 子どもの頃からの、福祉に対する意識の醸成や具体的な支援の方法などについて、学ぶ場の充実が必要です。

2 気軽に集える場、地域住民同士の交流の促進

【 市民アンケート 】

- 地域の問題や課題をみると「子どもの遊び場が少ない」「世代間の交流や付き合いが少ない」が上位に回答され、交流の場の不足が指摘されています。（問 20）
- 今後、重要だと思う地域活動をみると「地域に活力を与え地域を元気にする活動（自治会での交流活動や若者の福祉活動への参加など）」や「子育てを支援する活動（子育て交流会や乳児健診、子どもの一時預かりなど）」が災害支援や高齢者支援に次いで多く回答されています。（問 36）
- 新型コロナウイルス感染症の拡大による影響として「地域での付き合いや交流の減少」が、年齢が上がるほど多く回答されています。

【 中学生アンケート 】

- 今後、宇和島市で福祉のまちづくりを進めていくために「地域の人と活発に交流する」が上位に回答されています。（問 20）
- 将来、進学や就職等で宇和島市を離れても、約6割の生徒は「また戻ってきたい」と回答しており、宇和島市への愛着度や住みやすさ評価が高い生徒ほど、その割合も高くなっています。（問 23）

【 関係団体調査やグループインタビューによる意見（要旨） 】

- 活動場所や地域との交流が希薄
- 小中学生を対象とした子育て体験イベントを開催してはどうか。母親の不安の解消にもつながる。（G1）※
- イベントの種類を増やすと参加者の選択肢が広がるが、費用がかかる。

※ G1とは「グループインタビュー調査」から出た意見であることを示す。

【 調査結果から読み取れる課題 】

- 市民が気軽に集える場所に対するニーズは高く、子どもから高齢者、子育て家庭、障がいのある人、隣近所との付き合いの程度が薄い人など、誰もが集える場の充実が必要です。
- 住民同士の「出会いの場」として、地域福祉推進の拠点を充実し、世代間の交流や仲間づくりを促進する必要があります。
- 学校等関係機関と連携した、児童・生徒への地域の人との交流の機会を充実することが必要です。

3 地域活動やボランティアへの参加を促進し地域に活力を育む

【 市民アンケート 】

- 地域行事への参加状況をみると「自治会などの活動」が4割で最も高く、50～60代で高くなっています。次いで「お祭り・盆踊りなど」が続き、特に、若い年齢層で多く回答されており「子ども会やPTA活動」は30～40代の子育て世代で高くなっています。一方、若い年齢層ほど「参加していない」人が多く、特に、29歳以下では参加していない人が過半数を占めています。（問13）
- 地域行事に「参加していない理由」は、年齢が高い層では「健康や体力に自信がないこと」が主な理由となっていますが、若い年齢層では「参加するきっかけがない」ことや「人間関係がわずらわしい」「興味の持てる活動が見つからない」「一緒に参加する人がいない」「行事や活動に関する情報がない」といった理由が、ほかの年齢層を上回っていることが特徴です。（問14）
- 地域福祉を推進するためにできることをみると、29歳以下の若い年齢層では「地域のことに関心を持つ」「地域での活動に積極的に参加する」「福祉に関する知識や技術を身に付ける」への回答割合が、ほかの年齢層を上回って最も高くなっています。（問34）
- ボランティア活動への参加経験者は半数近く（47.9%）を占めており、そのうち現在も参加している人は6.8%となっています。年齢が上がるほど現在も参加している人が多く、現在参加している人は隣近所との付き合いが親密な人、福祉課題への関心度が高い人で高くなっています。（問27）
- 参加したことがあるボランティア活動は「道路や河川などの環境美化に関すること」や「祭りなどの催しや行事に関すること」への参加が多く、今後の参加意向をみると、29歳以下で「ぜひ参加したい」と考える人が、ほかの年齢層に比べて最も高く、また、福祉課題に関心がある人、以前ボランティアに参加した経験がある人ほど、今後の参加意向も高くなっています。（問28、問29）
- ボランティア活動の輪を広げるために必要だと思うことをみると「交通費など経済的な援助」や「ボランティア休暇など企業による配慮」「ボランティアとボランティアを必要とする人を結ぶ仕組みづくり」が上位に回答されています。（問30）

【 中学生アンケート 】

- 多くの中学生が、地域の行事や活動に参加しており、特に「お祭りや伝統芸能」「自治会や公民館活動」「まちの清掃活動」への参加者が多くなっています。（問15）
- 中学生の約4割がボランティア参加経験者で、道路や河川などの環境美化や祭りなどに関することへの参加者が多くなっています。また、7割近くの生徒が今後の参加意向を示しており、特に、福祉課題に関心がある生徒や以前ボランティアに参加した経験がある生徒ほど、今後の参加意向も高くなっています。（問17、問18）
- 今後、宇和島市でボランティア活動を活発にしていくために必要なこととしては「初めての人も参加しやすいきっかけづくり」や「ボランティア活動の大切さを学校で教える」「どのようなボランティアがあるのか情報を発信する」などが上位に回答されています。（問19）

- 若い年齢層では、現状では地域活動にあまり参加していないながらも、地域活動に対しては積極的な参加意向があり、福祉の知識や技術を身に付けたいという意向も多くみられます。市民の多くが「地域を元気にする活動」を求めていることから、若い年齢層をはじめ、子育て中の保護者や高齢者を介護する家族にも配慮した、誰もが気軽に参加できる地域活動の企画や雰囲気づくりが必要です。また、地域活動に参加していない人への参加を勧奨し、参加を促進していく必要があります。
 - そのため、地域活動に関する情報提供の充実や住民同士による声掛けの促進など、参加のきっかけを増やしていくことが必要です。
 - 地域の福祉に対する関心度を高める取組をはじめ、若い年齢層が参加しやすいきっかけづくりが必要です。そのため、地域住民のみならず、企業等に対するボランティア活動への理解促進を目的とした啓発の推進や社会福祉協議会と連携した、支援を必要とする人とボランティアを結ぶなど、より効果的な仕組みづくりの検討が必要です。
 - 以前ボランティアに参加した経験がある人ほど、今後の参加意向も高いという「リピート効果」がうかがえます。効果的な仕組みづくりの近道の一つとして、参加経験者による、幅広い世代を対象にした呼び掛けの促進や経験談を聞ける場を設けるなど、社会福祉協議会と連携して、ボランティア活動を活発にしていくための継続的な取組が必要です。
 - 中学生は、多くの生徒が地域活動への参加経験があり、より一層の参加促進を図るとともに、地域住民との交流を促進する必要があります。
 - 児童・生徒への地域福祉を学ぶ機会の充実をはじめ、地域との関わりやボランティア活動への興味・関心を高める機会の充実が必要です。
-

4 地域における助け合いの仕組みづくり

【 市民アンケート 】

- 手助けしてほしいことと手助けできることをみると、全ての項目で「手助けできること」が「手助けしてほしいこと」を上回っており、また、隣近所との付き合いが親密な人ほど手助けできることへの回答が多くなっています。年齢別では、若い年齢層では「手助けできること」が多く、年齢が高い層や子どもを持つ世帯では「日頃の安否確認の声掛け・見守り」などをはじめ「手助けしてほしいこと」への回答が多くなっています。（問18）
- 地域福祉を推進するためにできることをみると「できる範囲で地域に貢献する」が6割近くと最も高く、また、地域で進めるべき取組として「地域の問題点や課題の共有」「地域と行政との連携や調整」「地域福祉に関する情報発信」が求められています。（問34）
- 地域の問題や課題については「通院・買い物などの移動手段」や「高齢者の介護や独り暮らしの高齢者への生活支援」などが上位に回答されています。移動手段については、特に、三間地区での回答が多く、高齢者の介護等生活支援については、介護等に直面している可能性が高い50代で回答が多くなっています。（問20）
- 地域福祉を推進するために宇和島市が力を入れるべきことをみると「困りごとを抱えた人に気付き、早期支援につなげる仕組みをつくる」「困っている人や助け合いの場、組織についての情報を得やすくする」が、上位に回答されています。（問39）
- 宇和島市の将来像については「介護が必要になっても、安心して暮らせるまち」「お互いに支え合い、助け合いができるまち」「災害に強いまち」「安心して子育てができるまち」といった回答が多く上げられました。（問37）

【 中学生アンケート 】

- 今後、宇和島市で福祉のまちづくりを進めていくために「できる範囲で地域のために役に立つ活動を行う」が2番目に多く回答されています。（問20）
- 将来、進学や就職等で宇和島市を離れても、約6割の生徒は、また戻ってきたいと回答しており、宇和島市への愛着度や住みやすさ評価が高い生徒ほど、その割合も高くなっています。

【 関係団体調査やグループインタビューによる意見（要旨） 】

- 活動のための財源が不足している。
- 行政と関係団体との情報の共有、情報を入手しやすい仕組みづくりが必要

【 調査結果から読み取れる課題 】

- できる範囲で地域に貢献したいという意欲を持った人は多くみられます。地域で支える側と支えられる側、受け手と支え手のバランスを的確に把握し、支援を必要としている人と、支援ができる人とのマッチングを図る仕組みづくりが必要です。
 - 子育て世代から高齢者まで、困りごとを抱えた人に早期に気づき、支援につなげる効果的な取組の検討が必要です。
 - 通院や買い物など移動手段の利便性については、地域間で格差がみられます。また、ハード面を整備していくには時間がかかるため、例えば、移動手段を確保するための住民同士による送迎の仕組みづくりや移動販売事業者の誘致など、ソフト面での解決を図る検討が今後必要です。
-

5 誰一人取り残さない包括的な相談支援体制の充実

【 市民アンケート 】

- 困ったときの相談先については「家族・親せき」「友人・知人」が主流となっていますが、公的な機関の利用はそれぞれ少ない状況です。（問 16）
- 福祉に関する情報については、年齢が高い層では「市の広報紙」や「地域の回覧板」から入手する人が多くなっていますが、若い年齢層では「ツイッターやフェイスブックなどの SNS」、30～40 代の子育て世代では「保育所や幼稚園・学校」から入手する人が多くなっています。また「インターネット・ホームページ」については、おおむね 50 代以下の年齢層で多く利用されています。（問 17）
- 経済的に困っている人や社会的孤立者に必要な支援については「いろいろな相談ができる福祉窓口の充実」が半数を超え最も多く、次いで「仕事に就くための支援」が続きます。（問 21）
- 子どもの貧困問題に必要な支援についてみると「奨学金制度の充実」や「何でも相談できる場所の提供」「こども食堂などの居場所や食事の提供」が多く回答されています。（問 22）
- 新型コロナウイルス感染症の拡大による生活への影響として、悩みやストレスが「増えた」と回答した人は過半数を占めています。（問 26）
- 地域福祉を推進するために宇和島市が力を入れるべきことについては「困りごとを気軽にワンストップで相談できる身近な福祉相談窓口を充実する」が最も多く回答されています。（問 39）

【 中学生アンケート 】

- 一日に平均 3 時間以上、家事を手伝っている生徒は 1.5%、5 時間以上では 0.4%の回答割合となっています。（問 7）

【 関係団体調査やグループインタビューによる意見（要旨） 】

- 重層的支援会議に諮る前の、即時判断が求められるケースへの対応が必要となっている。（G1）
- 分野横断的な情報共有の仕組みづくり、IT化を進めた場合の対応と人的課題の克服が必要となっている。（G1）
- 「みさいやネット」の活用による情報共有が検討できたらよい。

【 調査結果から読み取れる課題 】

- 地域住民一人一人が抱える困りごとや悩みは、近年、複雑化・多様化しており、単一の分野のみで解決できないケースも増えています。そのため、あらゆる相談にも対応できる仕組みづくりや専門的な相談に対応できる体制づくりの充実が必要です。
 - 困りごとや悩みを、独りで抱え込むことがないよう、相談機関や窓口を広く周知することが必要です。
 - 新型コロナウイルス感染症の拡大による新たな福祉的課題についても、関係機関との連携による相談支援の対応が必要です。
 - 5時間以上家事の手伝いをしている中学生は僅かながらみられます。学校や関係機関と連携したヤングケアラー対策の取組を、アウトリーチによる支援も含めて、今後、検討していく必要があります。
-

6 人づくり・担い手づくり

【 市民アンケート 】

- 地域における「福祉」の担い手の在り方については「福祉や地域のことは、行政と住民が協力し、共に取り組むべきである」が約4割で最も高く、次いで「住民同士で助け合いながら、足りない部分を行政が支援すべきである」がそれに続きます。（問 38）
- 地域の問題や課題をみると「自治会の役員のなり手、担い手が少ない」の回答割合が約3割で2番目に高く、人材不足の現状がうかがえます。（問 20）
- 地域福祉を推進するために宇和島市が力を入れるべきことをみると「困っている人と支援できる人との調整を図る人材を育成する」といった地域福祉の人材育成にかかる回答が、上位に回答されています。（問 39）
- 宇和島市の地域の福祉に関する取組について、現状の満足度と重要度の両面から重点的に取り組むべき施策をみると「高齢者、障がい者福祉や社会参加」「子育て支援」「災害時要支援者対策」をはじめ「学生など若い年齢層の活動促進」や「地域で活動する人の人材育成」が求められています。（問 33）

【 関係団体調査やグループインタビューによる意見（要旨） 】

- 関係団体調査結果において、日頃の活動で困っていることを尋ねたところ、人材不足、担い手不足による活動への影響に関する回答が多数を占めました。

〈 回答例（要旨） 〉

- ・ 役員や会員の高齢化による会員数の減少
- ・ 若い人の参加が少ない。
- ・ 女性の参加が少ない。
- ・ 保育士不足
- ・ 地区社協のリーダー不足、リーダーの育成
- ・ メンバー（参加者）の固定化
- ・ 職員を募集しても応募がこない。
- ・ 民生委員・児童委員のなり手がいない。（G1）
- ・ 強いリーダーシップを持つ人を育成できる研修があればよい。（G1）

【 調査結果から読み取れる課題 】

- 地域福祉を推進するためには、人材育成に向けた取組の強化が必要です。自治会の役員のなり手、担い手が少ないことは大きな問題として認識されており、今後の少子高齢化の更なる進行を見据えて、人材育成に向けた取組の強化が必要です。
- 高齢者福祉、障がい者福祉、子育て支援、災害時の要支援者支援等、従来の地域福祉の取組は継続的に充実、強化していく必要があるとともに、今後「若い年齢層に対する福祉活動への参加促進」や「福祉人材の育成」に関する取組を強化し、より活発な地域福祉のまちづくりを目指す必要があります。特に、若い年齢層をはじめ元気な高齢者など、地域活動の活性化に向けた支援を充実していくとともに、地域の担い手となるリーダーや担い手の育成が必要です。

7 災害に強い地域をつくる

【 市民アンケート 】

- 災害時に手助けをしてくれる人については「同居の家族」が7割以上の回答割合で最も高く、次いで「隣・近所の知人」が3割台で続き、これらが主な支援者となっています。特に「隣・近所の知人」は、年齢が上がるほど、また、近所付き合いが親密な人ほど高い傾向にあります。（問23）
- 災害など緊急時の備えとして重要だと思うことについては「日頃からの挨拶や声掛け」「地域・近所での協力体制づくり」「災害時の情報伝達方法の確立」「地域の支援や配慮が必要な人の把握」が続きます。（問24）

【 関係団体調査やグループインタビューによる意見（要旨） 】

- ふだんの世代間交流が、災害時に役に立つ。（G1）

【 調査結果から読み取れる課題 】

- 隣近所との付き合いの親密さは、災害時の避難行動にも影響します。いわゆる災害弱者と呼ばれる住民に対する、日頃からの見守り活動や支え合い活動を促進し、災害発生時の対応を日頃から話し合う体制づくりに取り組んでいくことが必要です。
 - 地域の支援や配慮が必要な人の把握については、多くの市民がその必要性を意識しています。避難行動要支援者については、台帳への登録促進や地域での情報共有など、個人情報取り扱いに留意しながら活用できる仕組みづくりの検討が必要です。
-

8 権利擁護の促進・再犯防止対策の推進

【 市民アンケート 】

- 成年後見制度を「内容までよく知っている」割合は、およそ4人に1人ですが、親に介護が必要になってくる50代で最も高くなっており、8050問題やダブルケアの認知についても同様な傾向がみられます。（問40）
- 成年後見制度の利用意向については、29歳以下の若い年齢層から50代まで、幅広く利用ニーズが示され、また、福祉課題に関心が高い層ほど利用ニーズも高いという結果となっています。（問42）
- 生活費や貯金などの管理者は「本人」が過半数を占め「配偶者」がそれに続きますが、29歳以下では「親族」が中心となっています。（問41）
- 成年後見制度に対するイメージは「制度の内容や利用方法がよく分からない」を筆頭に「制度を利用するための手続きが複雑そうである」「他人に財産管理や契約等をされることに抵抗がある」「どこに相談していいのか分からない」などが多く回答されています。（問43）
- 保護司を具体的に知っている人の割合は5%未満と低い状況ですが、近所付き合いが親密な人やボランティア参加経験者では、保護司の認知率がほかの属性を上回っています。（問44）

【 関係団体調査やグループインタビューによる意見（要旨） 】

- 民生委員・児童委員の高齢化が問題となっている。
- 保護司の高齢化、適任者不在が問題となっている。

【 調査結果から読み取れる課題 】

- 今後、高齢化の進行の継続が見込まれることから、それに伴う認知症や高齢者の独り暮らし世帯の増加などを見据え、総合的な権利擁護事業の推進をはじめ、対象となる人の早期発見など、権利擁護に関する取組の強化が必要です。
- そのため、制度の内容について分かりやすい情報提供や周知に向けた取組をはじめ、社会福祉協議会と連携した適切な利用促進が必要です。
- 再犯防止対策の推進に当たっては、市民の理解を促進する取組が必要であるとともに、保護司との連携や保護司の育成が必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

【1】基本理念

第2期計画の策定からおよそ5年が経過し、その間、社会経済情勢は大きく変化し、特に、頻発する豪雨災害や新型コロナウイルス感染症拡大による日常生活への影響など、地域福祉の推進に当たっては、新たな視点を踏まえ、きめ細かな取組が求められています。

本市におけるまちづくりの最上位計画である「第2次 宇和島市総合計画（平成28年度～令和9年度）」においては、まちの将来像として「継承・共育・発信のまち“世代を超えて、自然を愛し、歴史を誇る ふるさとうわじま”」を目指しており、6つの政策目標のうち、福祉関連施策では「政策目標2 思いやり～だれもが充実した人生を過ごせる思いやりのまち うわじま」と掲げ、医療体制の充実をはじめ、子どもから高齢者まで安心していきいきとした暮らしの実現を目標としています。また、市民同士のつながりや市民と行政等の協働による取組の推進として「政策目標3 支えあい～美しい自然とともに生きやすさと安全が両立する支えあう うわじま」を掲げています。

一方、この度実施したアンケート調査等の各種実態調査結果からは、少子高齢化や小世帯化の進行を背景に、福祉の担い手不足という大きな課題が浮き彫りとなりました。今後、福祉の担い手を育成し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくための仕組みづくりの強化が必要となっています。そのためには、若い年齢層の力をできるだけ福祉に生かし、市民が相互に助け合い、地域の関係機関や関係団体及び行政が連携して、幅広い年齢層が協働して地域づくりを推進していく必要があります。

本計画においては、社会経済情勢の変化をはじめ、第2期計画で推進してきた施策の振り返りから見えてきた継続的な課題や新たな課題、また「第2次 宇和島市総合計画」の方針との整合を踏まえ、福祉のまちづくりの将来像として、改めて次のように「基本理念」を掲げます。

● 本計画の基本理念 ●

思いやりの心を育み 福祉の力で活力を創造する 支え合いのまち うわじま

この基本理念に基づいて、多様な地域の福祉課題に対応し、公的なサービスの提供のみならず、市民が相互に支え合い、あらゆる主体が協働して、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていける福祉のまちづくりを目指します。

【2】 施策体系

基本理念

思いやりの心を育み 福祉の力で活力を創造する
支え合いのまち うわじま

【基本目標1】
福祉への関心を高めよう！

基本施策1 福祉を知り関心を高める取組の推進
基本施策2 福祉を学ぶ場の充実

【基本目標2】
集いの場、仲間をつくろう！

基本施策3 社会参加・交流を促進する顔が見える関係
づくり
基本施策4 気軽に集える交流の拠点づくり

【基本目標3】
地域活動やボランティア活動に
積極的に参加しよう！

基本施策5 地域活動やボランティア活動への参加促進
基本施策6 社会福祉協議会や関係団体と連携した
活動の活性化

【基本目標4】
支え合い・助け合いの仕組みを
つくろう！

基本施策7 安心できる福祉サービスの適切な利用促進
基本施策8 見守り支援のネットワークづくり

【基本目標5】
悩みは抱え込まずに相談しよう！

基本施策9 相談しやすい環境づくり
基本施策10 多様な相談に対応できる包括的な支援
体制づくり※

【基本目標6】
福祉の担い手を育てよう！

基本施策11 福祉の担い手・リーダーの育成と人的
資源の発掘
基本施策12 専門的人材の育成

【基本目標7】
安全・安心な人にやさしいまちを
つくろう！

基本施策13 地域の防災・防犯体制の充実
基本施策14 人にやさしい地域共生社会のまちづくり

※ 重層的支援体制整備事業の推進

第4章 施策の展開

【基本目標1】福祉への関心を高めよう！

基本施策1 福祉を知り関心を高める取組の推進

施策の方向

- 「地域福祉」や「地域共生社会」の考え方について、あらゆる機会を活用して市民へ周知、啓発し、誰もが福祉に関心を持ち、共に暮らす地域の一員として、互いに支え合い、助け合う意識づくりを推進します。

具体的取組

●● 自助（市民一人一人が取り組むこと） ●●

- 家庭で子どもと福祉について話し合う機会を増やし、福祉の心を育てましょう。
- 市の広報紙やホームページ、社協だより、公民館報などに目を通しましょう。
- 地域住民の一員である自覚を持ちましょう。
- 身近な地域の動きや福祉に関心を持ち、理解を深めましょう。
- 地域で助け合い、支え合う福祉の意識を持ちましょう。

●● 互助（地域で協力して取り組むこと） ●●

- 地域の行事やルールを広報、班・町会への参加を呼び掛けます。
- 市の広報紙を配布するときなどに、挨拶や声掛けを行います。
- 挨拶や声掛けなどを通じて、近所付き合いや見守りを大切にする地域づくりを進めます。
- 多様な機会や手段を活用し、地域福祉活動に関するさまざまな情報を発信します。

●● 公助（行政が取り組むこと） ●●

取組名	取組内容	担当課
地域福祉への理解促進	○ 市の広報紙やホームページ、宇和島ケーブルテレビ（UCAT）やイベントの場など、あらゆる機会や手段を活用して「地域福祉」や「地域共生社会」の考え方について、市民への周知及び意識啓発を図り、理解を促進します。	福祉課 関係各課

取組名	取組内容	担当課
若い世代に対する意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 若い世代に対して、地域福祉の意義をSNS等のデジタルツールを活用して情報を発信するとともに、誰にでも分かりやすく周知するなど、福祉への意識を高める機会の充実に努めます。 	福祉課 関係各課
福祉情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国や愛媛県、宇和島市社会福祉協議会や市内の福祉関係団体等から発信される、福祉に関する情報の収集に努め、市民に分かりやすく発信します。 ○ 情報の発信に当たっては、ユニバーサルデザイン※を活用するなど、高齢者や障がい者など情報収集が困難な人にも配慮した周知に努めます。 	福祉課 関係各課
多様性を認め合う意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○ 女性や子ども、高齢者や障がい者、外国人、性的マイノリティなど、さまざまな分野における人権課題の正しい理解を促進するとともに、多様性を認め合う意識啓発を推進します。 ○ 多言語による防災情報や観光情報等の発信をはじめ、外国人でも気軽に相談できる窓口の充実など、多文化共生社会の構築に向けて、誰もが生活しやすい環境を整えます。 	福祉課 人権啓発課 関係各課
職員への意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市の職員が一人の住民として、また、専門的スキルを持った人材として、地域との関わりを持てるよう研修等による意識啓発を図るとともに、市内各所に地域担当職員を配置し、地域活動に参加しやすい環境を整備します。 	福祉課 企画情報課 関係各課

※【ユニバーサルデザイン】障がいの有無や性別、年齢、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう、都市や生活環境をデザインする考え方のこと。

基本施策2 福祉を学ぶ場の充実

施策の方向

- 子どもの頃からの福祉意識の醸成を図るとともに、児童・生徒に対する福祉教育、体験学習をはじめ、幅広い年齢層を対象にした福祉に関する生涯学習や勉強会の開催など、誰もが福祉を学ぶことができる機会の充実に努めます。

具体的取組

●● 自助（市民一人一人が取り組むこと） ●●

- 身近な地域の福祉に関心を持ち、積極的に学ぶ意識を持ちましょう。
- 福祉に関する講座や講演会などに積極的に参加してみましょう。
- 講座などで学んだことを日常生活で実践し、身近な人にも伝えましょう。
- 地域の福祉施設に見学に行くなど、福祉の現場を体感してみましょう。

●● 互助（地域で協力して取り組むこと） ●●

- 小地域単位でミニ学習会を開催します。
- 住民の福祉意識の向上と地域福祉への理解を深めるため、講座や講演会などの企画、開催に協力します。
- ボランティアの体験学習の企画、開催に努めます。
- 社会参加や生きがいにつながる学習機会を提供し、住民同士の交流の充実に努めます。

●● 公助（行政が取り組むこと） ●●

取組名	取組内容	担当課
発達段階に応じた福祉意識の醸成	○ 教育・保育の場において、児童・生徒の発達段階に応じた「お互いに助け合い、支え合う心や命の大切さ」を養う福祉意識の醸成を図ります。	福祉課 学校教育課
福祉教育の推進	○ 学校教育の場において、障がい者やボランティア、福祉施設で働く人の話を聞く「福祉学習体験講座」など、福祉教育を推進し、地域の一員としてできることは何かを考え、行動するための力を育みます。 ○ 「福祉学習体験講座」に、職員や保健師等の専門職員を派遣し、学校等で実施する福祉学習や体験活動に協力します。	福祉課 学校教育課

取組名	取組内容	担当課
インクルーシブ教育※システムの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障がいの有無にかかわらず、共に教育を受けることができるよう「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」の活用により「インクルーシブ教育システム(包容する教育制度)」の整備を推進します。 ○ 教職員を対象とした特別支援教育に関する研修の実施等により、福祉への理解を促進します。 	福祉課 教育総務課 学校教育課
地域における学びの場の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新しい生活様式に対応した、市民を対象とした福祉活動に関する講座やセミナー、研修会等の開催により、市民が地域の福祉課題を共有し、解決に向けて積極的に取り組む意識づくりに努めるとともに、参加を促進します。 ○ 認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする「認知症サポーター養成講座」を実施します。 ○ 生涯学習センターや公民館等の生涯学習活動における講座等の開催や自主サークルの活動を支援します。 ○ 「高齢者スマホ講座」等、IT機器を活用できる人とできない人との格差(デジタルデバイト)の解消に向けた持続可能な講座等の実施に努めます。 ○ 生涯学習分野の事業と連携し、障がいや障がい者に対する正しい理解と認識を深めるための研修や学習機会の充実に努めます。 	福祉課 高齢者福祉課 生涯学習課

※【インクルーシブ教育】障がいのある子どもと障がいのない子どもが、お互いに尊重し、支え合いながら学ぶことができる教育の仕組みのこと。障がいの有無にかかわらず初等中等教育の機会が与えられることや障がいのある子どもに対する合理的配慮が提供されることなどが必要とされている。

【基本目標2】集いの場、仲間をつくろう！

基本施策3 社会参加・交流を促進する顔が見える関係づくり

施策の方向

- 自治会の活動をはじめ、地域住民による交流活動の活発化を図り、高齢者や障がい者、子育て家庭など、誰もが活動に参加しやすい「顔が見える関係づくり」を促進します。

具体的取組

●● 自助（市民一人一人が取り組むこと） ●●

- ふだんから、近所への声掛けや挨拶をしましょう。
- 地域の会合や地域行事など、住民同士が交流する場に積極的に参加して仲間を増やしましょう。
- 地域の仲間と趣味やスポーツを楽しむなど、いろいろな方法で人間関係を深めましょう。
- 誰でも気軽に参加できる行事を、仲間と一緒に企画してみましょう。

●● 互助（地域で協力して取り組むこと） ●●

- 地域で世代間の交流活動を推進し、地域のつながりを強化します。
- 高齢者のちょっとした用事や話し相手などを行う有償ボランティアの仕組みづくりについて、地域の仲間と考えてみます。
- 誰もが参加しやすい場づくりに努めます。
- ふれあいいきいきサロンやガイヤ体操の会を開きます。
- 花見や月見など、誰もが気軽に参加できるミニイベントを小地域単位で開催します。

●● 公助（行政が取り組むこと） ●●

取組名	取組内容	担当課
自治会活動活発化への支援	○ 自治組織への全世帯加入を目指すとともに、自治会活動の活発化を図ります。	市民課
老人クラブ活動の活性化	○ 市の広報紙等を活用した、老人クラブが主催するイベントの周知をはじめ、ちらしの発行などによる会員の募集や活動の紹介等を行い、加入促進を図ります。 ○ 先進事例等を学び「老人クラブ加入者だけの特典」をつくることで、活動の活性化を図ります。	高齢者福祉課

取組名	取組内容	担当課
うわじまガイヤ健康体操協力団体の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「うわじまガイヤ健康体操協力団体」の交流イベントを実施し、体操による効果を広く周知することで団体の拡大を目指します。 	高齢者福祉課
障がい者の社会参加支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障がいの有無にかかわらず、誰もが安全、快適に生活し、社会参加できるよう、さまざまな活動に参加しやすい環境の整備や支援に取り組みます。 ○ 障がい者関係団体が実施するイベントの周知や当日の運営に協力するなど、活動を支援します。 ○ 障がい者の社会参画を促進するため、同行援護や移動支援サービス、市営コミュニティバスやタクシー料金を支援する制度について、周知に努めるとともに、利用者の実情に応じた制度の運営に努めます。 	福祉課 関係各課
子育て家庭の交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公民館活動や「家庭教育支援事業」等を通じて、子育て世代の交流を促進するとともに、気軽に相談できる場所の確保に努めます。 	保険健康課 生涯学習課

基本施策4 気軽に集える交流の拠点づくり

施策の方向

- 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用を図り、誰もが気軽に交流できる集いの場を充実するとともに、これまで結びつきがなかった人との世代や属性を超えた、新たな交流機会の充実を図ります。

具体的取組

●● 自助（市民一人一人が取り組むこと） ●●

- 地域の身近な活動の拠点を知り、積極的に活用しましょう。
- 地域の空き店舗や空き家などを活用した居場所づくりに、できる範囲で協力しましょう。

●● 互助（地域で協力して取り組むこと） ●●

- 高齢者が歩いて行ける距離に、交流場所をつくります。
- 子ども食堂や地域交流食堂を開催し、孤独・孤立の防止や世代を超えた交流の促進を図ります。
- 既存の施設や空き店舗、空き家などを活用した、地域住民の交流・活動拠点づくりに協力するとともに、誰もが座って雑談できる「街かどベンチ」の設置などについて、地域の仲間と考えてみます。
- 高齢者や障がい者を対象としたサロンや介護予防の場、子どもの居場所づくりに努めます。

●● 公助（行政が取り組むこと） ●●

取組名	取組内容	担当課
地域コミュニティの拠点機能強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 空き店舗や空き家、廃校等を活用した地域住民の集いの場、サロンなど、交流の拠点づくりに努めます。 ○ 各地域に所在する自治会集会所について「集会所整備事業補助金」等の活用により、災害による復旧支援や改修、新築等への支援を行い、地域コミュニティの拠点機能の強化を図ります。 	市民課 福祉課 高齢者福祉課 関係各課
交流拠点の整備・拡充	<ul style="list-style-type: none"> ○ 廃校、廃園を活用して整備した、地域住民の生活相談窓口としても機能する多世代交流、多機能型の福祉拠点（三間、九島）の機能強化を図るとともに、津島、吉田、まちなかなど他地域への整備、拡充を図ります。 	福祉課 高齢者福祉課

取組名	取組内容	担当課
子どもとの交流機 会の提供	○ 宇和島市学習交流センター「パフィオうわじま」に所在する「宇和島市子育て世代活動支援センター」において、定期的に子育て相談窓口を開設するとともに、学生や市民が子どもと触れ合い、交流できる機会を提供します。	福祉課 保険健康課
子ども食堂への支 援	○ 子どもが多世代と集いふれあう居場所づくりや子どもの成長を地域で見守る体制を整備するため「子ども食堂」を開設・運営する活動を支援します。	福祉課

【基本目標3】地域活動やボランティア活動に積極的に参加しよう！

基本施策5 地域活動やボランティア活動への参加促進

施策の方向

- ボランティアに関する市民理解の促進をはじめ、幅広い年齢層や多様な職種の人が身近な地域の活動やボランティア活動に気軽に参加できる環境づくりに努めます。

具体的取組

●● 自助（市民一人一人が取り組むこと） ●●

- 周囲の人に自治会や老人会、子ども会などへの加入を勧めましょう。
- 地域の清掃活動など、気軽に参加できるボランティア活動を見つけ、参加しましょう。
- 地域活動やボランティア活動に参加するときは、周囲の人にも声を掛けてみましょう。
- 自分の得意なことを生かせる活動を見つけ、参加してみましょう。
- 自治会などの役員の依頼を受けてみましょう。
- 地域活動やボランティアに興味を持ち、その情報を収集し、地域の中で自分ができることはないか、考えてみましょう。

●● 互助（地域で協力して取り組むこと） ●●

- 自治会や老人会、子ども会などに入っていない人に、活動の楽しさやメリットを伝え、加入の促進を図ります。
- 小・中学生や高校生が参加し、活躍できるよう、地域活動内容の工夫に努めます。
- スポーツ活動や夏祭り、運動会などの地域行事を企画します。
- ボランティアの募集や参加への呼び掛けなど、情報発信を充実し、市民にボランティア活動を広めます。
- 地域の行事やイベント開催時は、開催時間や場所の配慮など、誰もが参加しやすい環境づくりに努めます。

●● 公助（行政が取り組むこと） ●●

取組名	取組内容	担当課
自治会への加入促進	○ 市の広報紙やホームページなど、あらゆる機会や手段を活用して、自治会への加入を促進し、地域で「顔の見える関係づくり」を促進します。	市民課

取組名	取組内容	担当課
地域活動やボランティア活動への参加促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 宇和島市社会福祉協議会や民生委員・児童委員、自治会等地域の活動団体と連携し、住民同士の交流を目的とするさまざまなコミュニティ活動やボランティア活動について、市の広報紙やホームページ、SNS等の活用や紙面講座等により、幅広い年齢層に向けて周知を図り、理解を深め、参加を促進します。 ○ 高齢者の健康づくりや介護予防を目的とした地域活動やボランティア活動に気軽に参加できるよう、ボランティアポイント制度「ガイヤマイレージ※」や有償ボランティア「生活支援サービス（住民主体による支援）」の普及に努めます。 	市民課 福祉課 高齢者福祉課
宇和島市青少年市民協働センター事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「宇和島市青少年市民協働センター事業（通称：ホリバタ）」を活動拠点としたホリバタ高等部や、中学校合同生徒会活動等を支援するとともに、ホリバタを活動拠点としたボランティア活動を支援します。 	学校教育課 生涯学習課
ファミリー・サポート・センター事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子育ての支援を受けたい人（利用会員）と行いたい人（サポート会員）との相互援助活動を行うファミリー・サポート・センター事業の充実を図るとともに、会員数の増加と利用しやすい環境づくりを目指します。 	福祉課
市民主体の健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「宇和島市健康づくり推進計画」及び「宇和島市食育プラン」に基づき、市民主体の健康づくりに向けた取組や食育の推進及びスポーツ活動等を促進し、地域の活性化を図ります。 ○ ライフステージに応じた健康づくりの周知・広報をはじめ、オンライン相談等により、生活習慣病の発症予防と重症化予防を推進します。 	保険健康課

※【ガイヤマイレージ制度】 高齢者が自身の健康づくり活動や地域の元気づくり活動に貢献することでポイントが貯まり、実績に応じて貯まったポイントが商品券等に交換できる制度のこと。

基本施策6 社会福祉協議会や関係団体と連携した活動の活性化

施策の方向

- 社会福祉協議会や関係団体と連携したボランティア登録者の確保や多世代の交流を促進し、住民による自主的な活動の活性化を図ります。

具体的取組

●● 自助（市民一人一人が取り組むこと） ●●

- 自分たちの地域を良くするための活動に関心を持ち、積極的に参加してみましょう。
- 地域で、どのような活動が求められているのかなどを調べてみましょう。
- 地域で気付いたことや地域を良くするための思いを、周りの身近な人と話し合ってみましょう。
- 自治会や老人クラブ、民生委員・児童委員、PTA、ボランティアグループや社会福祉協議会などの活動を知りましょう。

●● 互助（地域で協力して取り組むこと） ●●

- 見守りボランティアや子どもボランティアを地域で育成します。
- ボランティア体験などの企画を検討します。
- ボランティアへの登録を促進し、安心して活動できる環境づくりに努めます。
- 自治会単位で個別に声を掛け、ボランティア仲間を増やします。
- 自治会や老人クラブ、民生委員・児童委員、PTA、ボランティアグループや社会福祉協議会などが協働し、地域主導で組織づくりや活動を推進します。

●● 公助（行政が取り組むこと） ●●

取組名	取組内容	担当課
ボランティア活動への支援	○ ボランティア活動の立ち上げ支援をはじめ、継続的な経済的・人的支援の充実を図るとともに、ボランティア団体への登録の拡充を図ります。	市民課 関係各課
ボランティア活動の活性化	○ 宇和島市社会福祉協議会と連携し、ボランティアへの登録者数の確保に努めるとともに、市の広報紙やホームページ、SNS等の活用により、ボランティア活動について、若い年齢層をはじめ幅広い年齢層に向けて情報を発信し、参加を促進します。	市民課 福祉課 高齢者福祉課 関係各課

取組名	取組内容	担当課
ボランティア活動のネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○ ボランティア活動を通じて、多世代の交流ができるよう努め、市全体での活動の活性化を図ります。 ○ 自治会、老人クラブ、民生委員・児童委員、PTA、ボランティアグループや社会福祉協議会などが協働しやすい環境づくりに努めるとともに、関連する分野の活動団体同士をつなぎ、より効果的な取組を進める仕組みづくり、ネットワーク化を支援します。 ○ 地域における定期的な情報共有、連携強化の場の設置を促進し、住民ボランティアによる高齢者向け生活支援サービスの創出を図ります。 	市民課 福祉課 高齢者福祉課 関係各課
新たなボランティア制度の導入	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新たな有償ボランティアやボランティアポイント制度の導入など、これからのボランティア活動の在り方について検討を進めます。 	市民課 福祉課 高齢者福祉課 関係各課
ボランティアの育成支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ ボランティア活動希望者と地域のニーズの調整を図るボランティアコーディネートやサポート、ボランティアの育成を行う専門機関を支援します。 	市民課 福祉課 高齢者福祉課 関係各課
中間支援組織の育成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民、企業、NPO、社会福祉協議会、行政等をつなぐ民間主体の中間支援組織の育成に取り組み、地域のコミュニティとなる場の形成や住民の支え合いにつなげていきます。 	市長公室 市民課

【基本目標4】 支え合い・助け合いの仕組みをつくろう！

基本施策7 安心できる福祉サービスの適切な利用促進

施策の方向

- 福祉サービスの利用に関する情報提供をはじめ、相談体制の充実、支援関係機関との連携の強化を図り、利用者の適切なサービス選択の確保に努めるとともに、住民による生活支援サービスの充実に努めます。
- 本市では、令和4（2022）年2月に「宇和島市DX^{*}推進計画」を策定し、行政施策のデジタル化やデジタルの有効活用による市民サービスの向上や地域の活性化を目指しています。本市が取り組む福祉施策においても、多様なデジタル技術を活用し、市民の利便性の向上やサービス利用者に対する支援の充実に努めます。

具体的取組

●● 自助（市民一人一人が取り組むこと） ●●

- どのような福祉サービスや制度があるか、市や社会福祉協議会などが発信する情報を確認しておきましょう。
- 福祉サービスについて分からないことは問い合わせ、納得した上で利用しましょう。
- ふだんから健康づくりに努め、サービスを利用するときは、適正な量の福祉サービスを利用するよう心掛けましょう。
- 福祉サービスについて苦情があるときは事業者へ伝え、解決できないときは身近な相談窓口を活用しましょう。
- 人権や権利擁護、成年後見制度に関心を持ち、市や社会福祉協議会等が発信する情報を入手し、理解を深めましょう。
- 身近に権利擁護の必要がある人に気付いたら、民生委員・児童委員や市役所などに連絡しましょう。

●● 互助（地域で協力して取り組むこと） ●●

- 回覧板をはじめ、さまざまな機会を活用して、福祉の制度やサービスに関する情報を発信します。
- 相談や話し合いを通じて、福祉の制度やサービスの利用が必要と考えられる人を、適切な利用につなげます。
- 地域における福祉サービスの提供量や質について状況を把握し、サービスの充実に努めるため、行政や関係機関に情報を発信します。
- 権利擁護や成年後見制度への市民の関心を高めるために、さまざまな機会を活用して周知、啓発に努めます。
- 地域に権利擁護が必要と思われる人がいたら、民生委員・児童委員や市役所などに連絡・通報・相談し、適切な支援につなげます。

※【DX（Digital Transformationの略）】 デジタル技術による変革を意味する。宇和島市DX推進計画では「地域社会や行政が直面するさまざまな課題に対応するため、デジタル技術の有効な活用を図り、新たな価値を生み出すこと。」と定義している。

取組名	取組内容	担当課
福祉サービスの適切な利用促進	○ 高齢者福祉や介護保険、障がい福祉サービスや障がい児福祉サービス、子育て支援サービスなど、個別の計画に基づき適切な福祉サービスの提供に努めるとともに、サービス内容について分かりやすい情報提供に努めます。	福祉課 高齢者福祉課 (保健福祉部)
生活支援サービスの充実	○ 生活支援コーディネーター*と共に、地域の協議体（課題を検討する場）において「地域交流食堂」や「配食事業」「買い物バス」など、住民による生活支援サービスを充実し、利用者の拡大及び取組の充実を図ります。	福祉課 高齢者福祉課
ニーズに応じた福祉サービスの提供	○ 自治会、老人クラブ、民生委員・児童委員、PTA、ボランティアグループや宇和島市社会福祉協議会等と連携し、福祉サービスを必要とする人の把握に努めるとともに、ニーズに応じた生活支援や福祉サービスの提供に努めます。	福祉課 高齢者福祉課 関係各課
権利擁護の推進	○ 暴力や虐待の防止に向けて、市の広報紙やホームページなど、あらゆる機会や手段を活用し、市民への意識啓発を図り、理解を促進します。 ○ 高齢者や障がい者、子ども等に対する虐待やDV被害への対応について、関係機関との連携により早期発見、早期解決に向けた支援に取り組みます。また、相談から被害者の安全の確保、自立支援までの総合的な支援を推進します。 ○ 関係機関と連携して、総合的な権利擁護事業を推進するとともに「宇和島市成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、成年後見制度の利用促進を図ります。	福祉課 高齢者福祉課
DXの活用による福祉施策の推進	○ 「宇和島市DX推進計画」に基づき、DXを活用した情報提供の拡充による母子支援の質の向上をはじめ、保育園内業務等のデジタル化による子育て支援施策の充実、データ分析による効果的な介護予防の検証や障がい特性に応じた情報提供体制の充実、防災情報の提供手段の拡充による避難行動支援など、さまざまな分野で福祉施策の充実を図ります。	企画情報課 福祉課 高齢者福祉課 関係各課

※【生活支援コーディネーター】高齢者の生活支援、介護予防の基盤整備を進めていくことを目的とし、地域において生活支援、介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネートを行う。

基本施策8 見守り支援のネットワークづくり

施策の方向

- 地域活動組織のネットワーク化への支援をはじめ、他職種が連携して、地域の生活課題の解決に取り組む仕組みづくりを推進します。

具体的取組

●● 自助（市民一人一人が取り組むこと） ●●

- 日頃から、近所への声掛けや挨拶などでお互いの状況を知りましょう。
- 独り暮らしの人や高齢者の見守り、声掛けをしましょう。
- 隣近所で気になることがあったら、自治会長や民生委員などへつなぎましょう。
- 地域の情報に関心を持ち、地域の理解を深め、問題点や課題について考えましょう。

●● 互助（地域で協力して取り組むこと） ●●

- 子ども食堂や地域交流食堂を開設し、つながりをつくります。
- 社会福祉協議会、自治会、学校が連携して、独り暮らし高齢者宅を見守り訪問するなど、住民による見守り活動を促進します。
- 募金活動の仕組みをつくります。
- 子どもの見守りを組織化します。
- 触れ合いや交流が、地域の支え合い、助け合いにつながることを、さまざまな機会を通して啓発します。
- 地域住民や商店が連携し、認知症高齢者などの安心な暮らしを支える地域の見守りネットワーク「だんだんネット」を組織し、日常的な見守りを行います。

●● 公助（行政が取り組むこと） ●●

取組名	取組内容	担当課
福祉課題解決に向けた仕組みづくり	○ 宇和島市社会福祉協議会と連携し、民生委員・児童委員や自治会の見守り活動等を通じて、地域住民が抱えているさまざまな福祉課題を発見できる仕組みづくりを促進し、地域福祉のネットワークの構築を目指します。また、地域に支えあいサポーターを配置し、地域での見守り活動を推進するとともに、住民の困りごとの把握に努めます。	福祉課 高齢者福祉課 関係各課

取組名	取組内容	担当課
地域包括ケアシステムの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者が、住み慣れた地域で自立した日常生活を送るために、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、地域ケア会議の普及・啓発をはじめ、多職種が連携しながら地域の課題解決に取り組みます。 	高齢者福祉課
在宅医療介護連携の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療機関における「みさいやネット」の導入促進や活用の促進を図るとともに「宇和島地区在宅緩和ケア※推進モデル事業」に取り組み、在宅医療介護連携の充実を図り、福祉との新たな連携体制の構築、顔の見える関係づくりを目指します。 ○ かかりつけ医の適正な利用や適正な救急利用の周知・啓発に努めます。 	高齢者福祉課 保険健康課 病院局・経営企画課
地域の見守りネットワークの充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域住民や商店が連携し、認知症高齢者などの安心な暮らしを支える地域の見守りネットワーク「だんだんネット」について、普及に向けた啓発を推進するとともに、定期的な模擬訓練を促進し、地域力の強化を図ります。 	高齢者福祉課
障がい者支援のネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自立支援協議会を事務局としたネットワークを整備し、地域課題の把握や解決に向けての方策を検討します。 	福祉課
「こども政策」の新たな推進体制への取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本計画期間中に、国において創設予定の「こども家庭庁」が推進する「こども政策」の動向を踏まえ、国や県と連携し、分野横断的な取組をはじめ、地域の実情を踏まえた情報の共有を図るとともに、本市の児童福祉施策への反映に努めます。 ○ 子どもや家庭が抱える複雑化、複合化する課題に対して、制度や組織による縦割りの壁や年齢の壁を取り除いた「切れ目のない包括的な支援」を推進します。 	福祉課 保険健康課 学校教育課 生涯学習課
子育て支援のネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「宇和島市家庭教育支援チーム」を中心として、地域における子育て支援の強化を図るとともに、関係機関、地域住民、ボランティア、企業などが情報交換できる場を確保し、一元的な子育て支援ネットワークの構築に取り組みます。 	福祉課 保険健康課 学校教育課 生涯学習課

※【在宅緩和ケア】住みなれた自宅や地域で自分らしい療養生活を送ることができるよう、医療・福祉・介護機関等が連携した多職種チームにより、身体的・精神的苦痛を和らげる医療行為を提供する仕組みのこと。

【 基本目標 5 】 悩みは抱え込まずに相談しよう！

基本施策 9 相談しやすい環境づくり

施策の方向

- 高齢者や障がい者、子育て家庭や生活困窮世帯などから、支援を求める声を上げやすいように、さまざまな悩みや不安に対する相談支援機能を充実、強化するとともに、各種相談窓口の周知に努めます。

具体的取組

●● 自助（市民一人一人が取り組むこと） ●●

- 困りごとや悩みごとを相談できる人をつくりましょう。
- 家族や個人で困りごとを抱え込まず、市や地域包括支援センターなどの窓口を積極的に活用しましょう。
- 周囲に悩んでいる人がいたら、相談機関を紹介しましょう。
- 困ったときに相談できる窓口の情報を入手し、必要に応じて利用しましょう。

●● 互助（地域で協力して取り組むこと） ●●

- 自治会などで相談サロンを開設し、行政へつなげる仕組みをつくりまます。
- 困っている人に気付き、気軽に声を掛けられる活動や傾聴活動を推進します。
- 地区の役員や民生委員・児童委員の周知に努めます。
- 身近な地域で情報提供や相談ができる環境づくりに努めます。
- 地域活動を通じて、関係機関との連絡、調整を図ります。

●● 公助（行政が取り組むこと） ●●

取組名	取組内容	担当課
相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「くらしの相談窓口（総合相談窓口）」において、福祉に関するあらゆる相談に応じます。 ○ 医療・福祉等の関係機関と連携し、健康相談や心の相談、高齢者や障がい者、子育て等保健・福祉に関する相談や法律相談に応じるとともに、早期の問題解決を図ります。 ○ 困りごとを整理し、状況に適した方法やより良い方向性を一緒に考え、必要なサービスへつなぐ手段の検討、関係機関との連携体制の強化を図るとともに、保健師等専門職のスキルアップを図ります。 	福祉課 保護課 高齢者福祉課 保険健康課 関係各課

取組名	取組内容	担当課
相談窓口の周知	○ 市の広報紙やホームページ、宇和島ケーブルテレビ（UCAT）やお守りリーフレットなど、あらゆる機会や手段を活用して各種相談窓口を周知するとともに、オンラインの活用など、新しい生活様式に対応した相談体制の充実を図ります。	福祉課 保護課 高齢者福祉課 保険健康課 関係各課
心の相談の充実	○ 小・中学校で「SOSの出し方・受け止め方」教育を実施するとともに、若年層に向けたメンタルヘルスへの取組を充実します。	保険健康課 学校教育課

【「くらしの相談窓口（総合相談窓口）」を中心に実施する生活困窮者自立支援制度の概要】

平成 27（2015）年度から開始された「生活困窮者自立支援制度」は、複合・複雑化した生活課題を抱え、生活に困っている人に対し、包括的で継続的な支援を行いながら自立の促進を図ることを目的とした支援制度です。

包括的な相談支援「自立相談支援事業」

- 専門の支援員が、一人一人の状況に応じて具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

本人の状況に応じた支援

居住確保支援「住居確保給付金の支給」

- 離職等により住居を失った、又は失うおそれがある人に、再就職等のために家賃費用を有期で支給し、就職に向けた支援を行います。

就労支援「就労準備支援事業」 「就労訓練事業」

- 就労に向けて準備が必要な人、又は、柔軟な働き方を希望する人に対して、就労に必要な知識の習得などをプログラムに沿って支援するとともに、直ちに一般就労することが困難な人に対しては、就労の場を提供しながら、今後の一般就労に向けた「就労訓練事業」による支援を行います。

家計再建支援「家計改善支援事業」

- 家計状況の根本的な課題を把握し「見える化」することで、家計管理の意欲を向上するために、相談支援を行い、必要に応じて貸し付けのあっせん等を行います。

子ども支援「子どもの学習支援事業」

- 生活困窮世帯の子どもへの学習支援をはじめ、日常的な生活習慣、居場所づくり、進学への支援など、貧困の連鎖を解消するために子どもと保護者の双方に必要な支援を行います。

資料：厚生労働省の公表資料に基づき作成

基本施策 10 多様な相談に対応できる包括的な支援体制づくり（重層的支援体制整備事業の推進）

施策の方向

- 地域住民が身近な圏域において、主体的に地域生活課題を把握し、解決を試みることができるとともに、相談を包括的に受け止める体制の整備、多機関の協働による「断らない」包括的な相談支援体制の充実、強化を図ります。

具体的取組

●● 自助（市民一人一人が取り組むこと） ●●

- 個人情報管理と責任について理解を深めましょう。
 - 身近な相談先として、地域を担当する民生委員・児童委員を把握し、できる範囲でその活動に協力しましょう。
 - 新聞や郵便物がたまっている、地域の集まりにいつも来る人が来ないなど、気になることがあれば声を掛けてみましょう。
-
-

●● 互助（地域で協力して取り組むこと） ●●

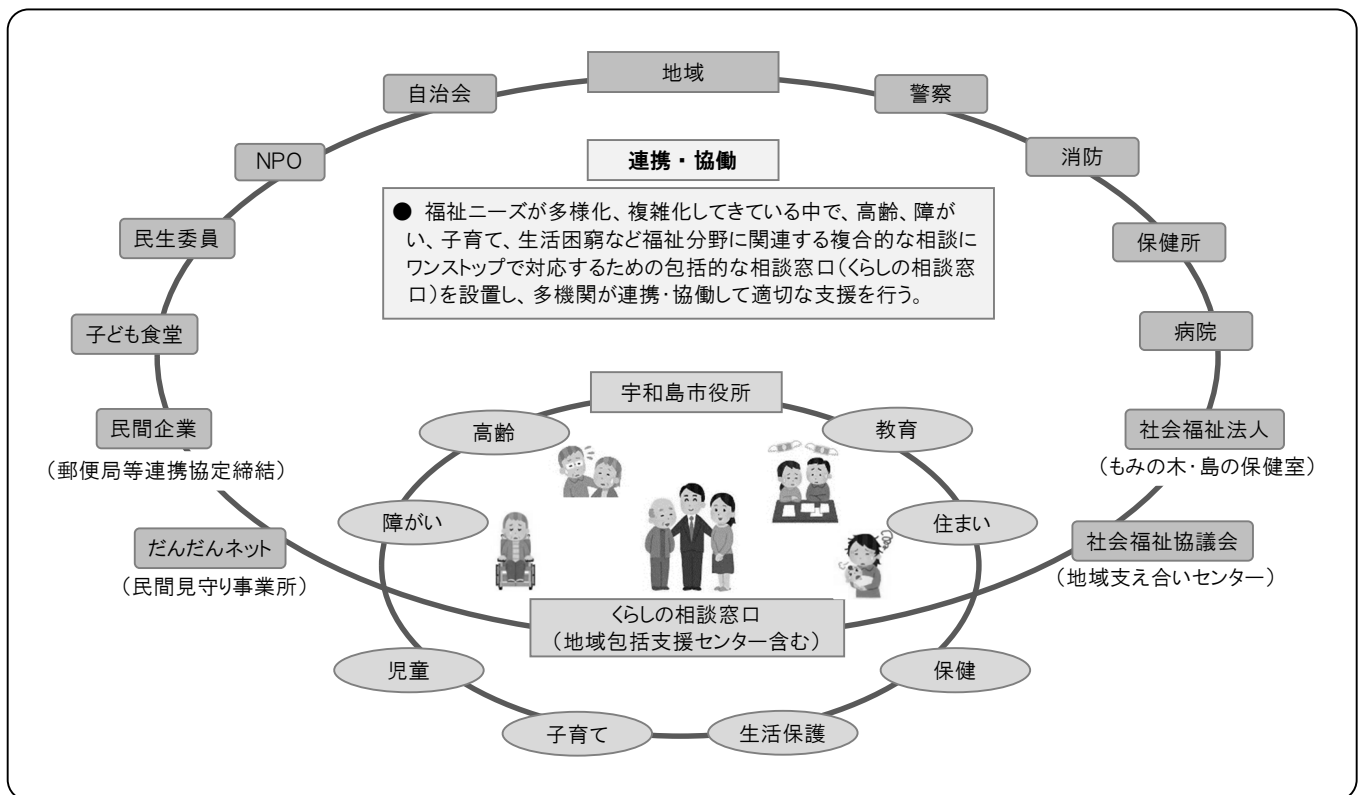
- 地域で解決できる課題は、住民と商店、郵便局、JAなど地域の多様な主体が連携し、地域ぐるみで取り組みます。
 - 地域課題の共有や解決方法を検討する場として「地域座談会」の開催を検討します。
 - 団体や個人での交流を深めるとともに、お互いの活動を見学することで、情報を共有できる環境をつくります。
 - 地区の公民館や集会所などを積極的に活用します。
 - 相談窓口へ一人でいけない人は、本人の希望に応じて付き添います。
 - 市や社会福祉協議会による包括的な相談支援体制の構築に向けた取組に協力します。
 - 制度の狭間や複合的な課題を持つ人の現状を把握し、地域住民が認識を深め、対応策を検討できる仕組みを検討します。
-
-

取組名	取組内容	担当課
<p>包括的な相談支援体制の強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者福祉や介護、障がい者福祉、子育て家庭、生活困窮に関する複合・複雑化した生活課題に対する相談支援を一体的に実施し、本人や世帯の属性にかかわらず受け止める、断らない包括的な相談支援事業を推進します。 ○ 複合・複雑化した生活課題の解決に向けて、三間地区に「もみの木」、九島地区に「島の保健室」として総合相談窓口を展開しており、今後、吉田地区に拡大し、その後、津島地区、中心市街地など他地域への整備、拡充を図ります。 ○ 総合相談窓口には、複合・複雑化した生活課題を抱える相談者に関する、支援関係機関の役割や関係性を調整する多機関協働機能を持たせ、庁内関係課や医療・福祉等の関係機関との分野横断的な連携の強化を図ります。 ○ 相談支援に当たっては、保健福祉部内に「相談支援包括化推進員」「相談支援包括化協力員」「まるごと相談員」を配置することで、重層的支援会議を定期的で開催するとともに、緊急時には支援会議を開催し、相談者への伴走支援や直接支援に努めます。 ○ 必要な支援が届いていない相談者に対しては、アウトリーチ（訪問支援）等を通じた継続的な支援を行います。 ○ 地域における関係機関やNPO等の関係団体が連携し、子どもにとって適切な場所に支援者が出向くアウトリーチ型支援やSNS等を活用したプッシュ型情報発信※の充実を図ります。 	<p>福祉課 保護課 高齢者福祉課 保険健康課</p>
<p>参加支援に向けた取組の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 引きこもり支援のきっかけづくりとして地域交流食堂を定期的で開催し、無理のない社会参画を促進します。 ○ 高齢者福祉や介護、障がい者、子育て家庭、生活困窮等、分野横断的な連携により、相談者のニーズと地域の資源との橋渡しや必要な資源の開拓に努めるとともに、見守りや就労支援等、社会とのつながりを保つための支援に取り組めます。 	<p>福祉課 保護課 高齢者福祉課 保険健康課</p>

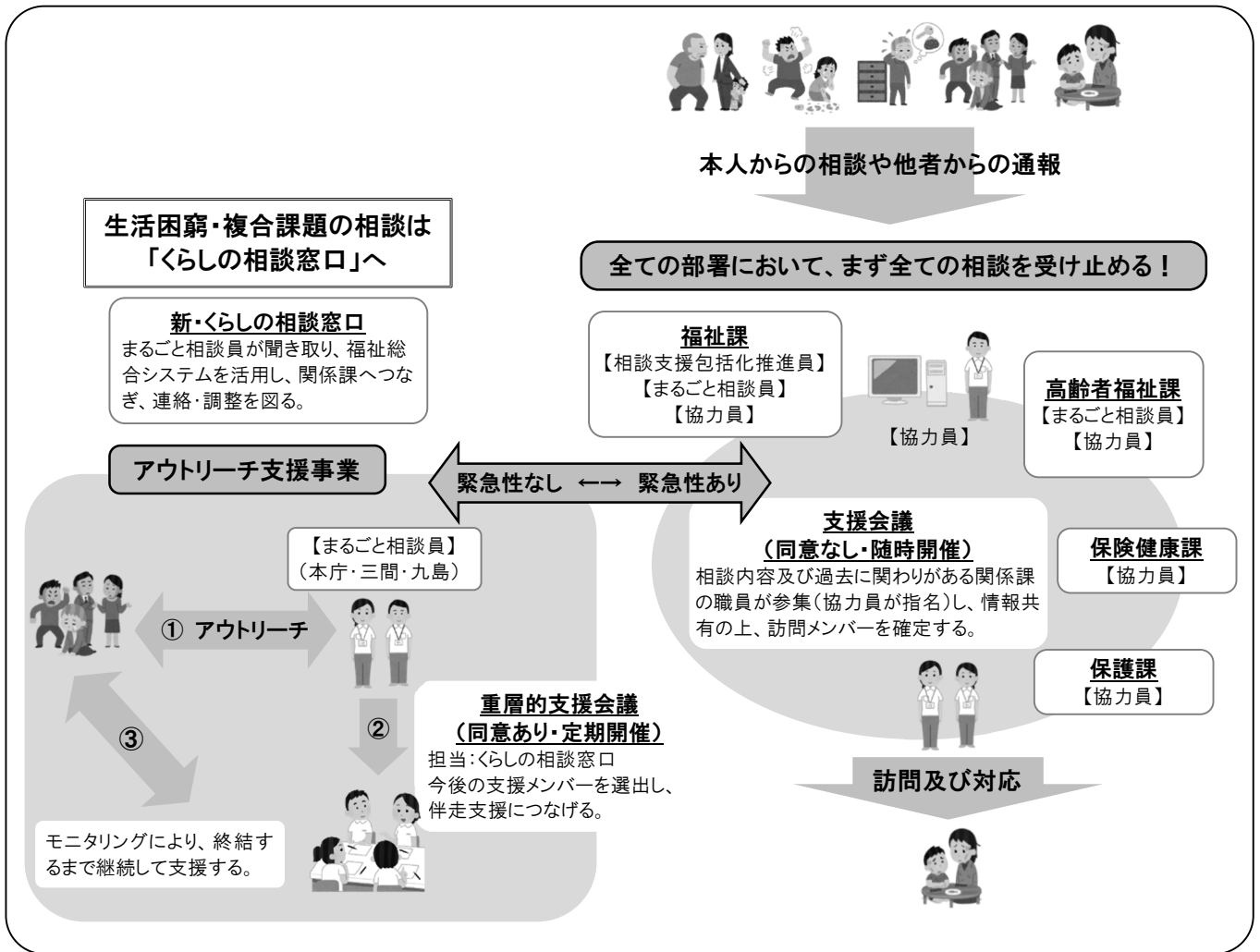
※【プッシュ型情報発信】インターネットなどを通じて、発信者が能動的にニュースや地域の生活情報等を配信すること。

取組名	取組内容	担当課
地域づくりに向けた取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者福祉や介護、障がい者、子育て家庭、生活困窮等、分野横断的な連携により、地域づくりに係る事業を一体として実施し、地域社会からの孤独や孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援に取り組みます。 ○ 取組に当たっては、住民同士が出会い、参加することのできる交流の場や居場所の確保をはじめ、支え合う関係性を広げ、交流や活躍の場を生み出すコーディネート機能の充実を図ります。 ○ 複雑化した問題を抱える世帯に対し、地域で何ができるかを考えるため地域住民を中心とし、配食事業者、新聞販売店など世帯に関わる多様な主体が協議を行い、行政では手の届かないきめ細かな問題の解決に取り組みます。 	福祉課 保護課 高齢者福祉課 保険健康課

【 宇和島市における包括的な相談支援体制（重層的支援体制）のイメージ図 】



【 宇和島市における重層的支援会議・支援会議の実施フローイメージ図 】



【 基本目標 6 】 福祉の担い手を育てよう！

基本施策 11 福祉の担い手・リーダーの育成と人的資源の発掘

施策の方向

- 人材育成に向けた啓発活動の推進や講座、研修会等の開催支援、リーダーの育成支援をはじめ、福祉の担い手（人的資源）の発掘に努めます。

具体的取組

●● 自助（市民一人一人が取り組むこと） ●●

- 自分の能力や経験を生かして、地域の福祉活動に参加しましょう。
 - 長年の地域活動で培った知識や経験を次世代に伝え、活動を地域に根付かせましょう。
 - 有償ボランティアの仕組みを考えます。
 - 自分の住んでいる地域に関心を持ち、福祉を学ぶ機会や地域の活動に積極的に参加しましょう。
 - 地域福祉の担い手やリーダーの負担軽減に向けて、自分でできる範囲で活動に協力しましょう。
 - 活動に参加したことがある人は、活動のやりがいや楽しさを身近な周りの人に伝えましょう。
-

●● 互助（地域で協力して取り組むこと） ●●

- 自治会など地域組織を運営する人の固定化を防ぎ、地域住民に広く参加を促すとともに、さまざまな人の意見を取り入れた、開かれた地域組織を目指します。
 - 小・中学生を対象とした福祉を体験する機会をつくれます。
 - 地域の福祉活動を通じて、活動の担い手の発掘、育成に取り組めます。
 - 地域活動の担い手やリーダーが抱える問題点、課題を把握し、その解決策を検討します。
 - 地域活動の担い手を養成するための講座や研修会を開催するとともに、行政の取組に協力します。
-

取組名	取組内容	担当課
意識啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 誰もが助け合い、支え合う意識を醸成し、福祉の担い手となれるよう、また、若い世代にも地域福祉に関心が持てるよう、さまざまな機会を活用して啓発活動を推進し、地域福祉活動の活性化を図ります。 ○ 地域で福祉講座を開催するなど、福祉への関心を高める取組を充実します。 	福祉課 高齢者福祉課 保険健康課
地域福祉を担うリーダーの育成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 幅広い年齢層を対象とした、人材育成に関する講座や研修会などを開催し、福祉への理解を深め、中心的な役割を担うリーダーの育成に努めます。 ○ 自治会をはじめ関係機関と連携し、高齢者が、これまでに得た知識や経験、技能を地域の活動に生かすため、さまざまな機会を通じて、人材資源の発掘に努めるとともに、元気な高齢者が活躍できる場の確保に努めます。 ○ 子育て支援において、学生や育児の経験者、教育・保育の退職者など、地域の多様な人材の活用や人材育成に取り組めます。 	福祉課 高齢者福祉課 保険健康課 生涯学習課
ボランティア人材の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 宇和島市社会福祉協議会と連携し、幅広い年齢層のボランティアへの参加促進をはじめ、担い手を増やすための人材の発掘や呼び掛けに努めます。 	市民課 福祉課 高齢者福祉課 関係各課
学習ボランティアの活用	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）」において、家庭、学校、地域の協力支援体制を強化し、地域の人材を学習ボランティアとして活用するなど、地域の実情に応じた特色のある学校教育を推進します。 	学校教育課
地域の人材を活用した子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学生や育児の経験者、教育・保育の退職者など、地域の多様な人材の活用や人材育成に取り組むとともに、宇和島市社会福祉協議会と連携し、広く市民に対し学習の機会や情報の提供に努め、ボランティアや地域活動の中心的役割を果たすリーダーの育成を図ります。 	福祉課 保険健康課 学校教育課 生涯学習課

基本施策 12 専門的人材の育成

施策の方向

- 認知症サポーター、手話奉仕員、保育士、ゲートキーパー、生活支援コーディネーター等専門的人材の育成を支援します。

具体的取組

●● 自助（市民一人一人が取り組むこと） ●●

- 子どもたちが、人と関わる楽しさを体験できる機会をつくりましょう。
- 家庭や地域で、福祉専門職の不足や大切さについて話題にしてみましょう。
- 職を離れている潜在的な人材がいたら、再就職を働き掛けてみましょう。

●● 互助（地域で協力して取り組むこと） ●●

- 地域の課題別に、人材の確保に向けた取組を進めます。
- 職を離れている潜在的な人材の掘り起こしや再就職への啓発活動に取り組みます。
- 地域の企業やサービス提供事業所等において、実習生の受け入れを図ります。

●● 公助（行政が取り組むこと） ●●

取組名	取組内容	担当課
介護・福祉人材の確保	○ 国や愛媛県、関係機関等と連携し、介護サービス提供事業所における介護離職等に関する実態把握を行うとともに、介護職への定着に向けた支援、研修等による人材の質の向上、働きやすい地域環境をつくることによる人材の確保、定着、育成に総合的に取り組みます。	福祉課 高齢者福祉課
専門的人材の育成	○ 「認知症サポーター」や自殺対策を担う「ゲートキーパー」の養成、障がい者への意思疎通支援を担う「手話奉仕員」の養成など、地域福祉の専門的な担い手の育成を推進します。 ○ 病院等における、看護職等の認知症への対応能力の向上を図るため、研修会や事例検討会を実施するとともに「認知症ケアリーダー」の育成を図ります。	福祉課 高齢者福祉課 保険健康課 病院局・経営企画課

取組名	取組内容	担当課
福祉分野への就労支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉分野での就労を希望する人を対象に、関係機関と連携し、就労や資格取得に向けた情報提供などの支援を行います。 ○ 福祉分野での就労を希望する障がい者を対象に、障がいの特性や年齢に応じた多様な働き方を選択できるよう、必要な支援に取り組みます。 	福祉課 関係各課

【 基本目標 7 】 安全・安心な人にやさしいまちをつくらう！

基本施策 13 地域の防災・防犯体制の充実

施策の方向

- 自主防災組織の充実、住民や関係機関、行政が協働で進める地域の防災力の強化、避難行動要支援者への支援体制の構築など、地域の防災体制の充実を図ります。
- 地域の見回り体制など、防犯体制の充実による安全なまちづくり活動を推進します。

具体的取組

●● 自助（市民一人一人が取り組むこと） ●●

- 備蓄品や非常持ち出し袋の準備をするとともに、災害発生時の連絡方法や集合場所などを予め家族で話し合っておきましょう。
 - 地域での自主防災活動に積極的に参加しましょう。
 - 避難指示が出たときは、近所の人と声を掛け合って避難しましょう。
 - 避難行動要支援者の支援に、できる範囲で協力しましょう。
 - 災害時に支援を必要とする人は周囲に情報を発信しましょう。
 - 外出前に近所に声を掛ける、行き交う人と挨拶するなど、声を掛け合うことで犯罪防止に努めましょう。
 - 地域の防犯活動やパトロールに積極的に参加しましょう。
 - 自転車や自動車を運転する際は、交通マナーを守りましょう。
-

●● 互助（地域で協力して取り組むこと） ●●

- 日頃から近所と顔の見える関係づくりを心掛けます。
 - 地域の実情に合った防災訓練を実施します。
 - 自主防災組織を整備し、緊急時に対応できる組織・体制づくりに努めます。
 - ふだんから、配慮の必要な方の見守りや声掛けを行います。
 - 防災講座を開催します。
 - 災害時は、企業や商店は施設や設備をできるだけ地域に開放し、支援活動に協力します。
 - 地域の防災備蓄を確保するとともに、危険な場所、安全な場所の把握に努めます。
 - 青パトによる見守り活動を実施します。
 - 防犯や交通安全活動に、住民が参加しやすい仕組みづくりを検討します。
 - 防犯意識を高める講演会や学習会など、学ぶ機会の充実に努めます。
-

取組名	取組内容	担当課
防災意識の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時に、住民が的確な判断に基づいて行動できるよう、防災関係機関等と連携し、市の広報紙やホームページ、防災出前講座の開催など、あらゆる手段や機会を活用し、災害についての正しい知識の普及・啓発を行い、意識の醸成を図ります。 	危機管理課 関係各課
防災体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時避難行動要支援者への配慮をはじめ、地域の防災対策や避難所の周知、自治会や自主防災組織への支援体制の構築等、住民と協働して計画的な防災体制の強化に取り組みます。 ○ 自主防災組織未結成地域への結成促進や愛媛県主催の防災士養成講座を活用した、地域の防災士の育成など、防災リーダーの育成を促進します。 ○ 「避難行動要支援者個別避難計画」を作成し、災害時の支援体制づくりを促進します。 	危機管理課 福祉課 高齢者福祉課 関係各課
災害時の支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「宇和島市地域防災計画」や「宇和島市国民保護計画」「宇和島市国土強靱化地域計画」に基づき、高齢者や障がい者、子育て家庭等への災害時の情報伝達、避難誘導體制及び避難所生活への配慮をはじめ、迅速な災害復旧・復興体制の整備、応急体制の整備など、総合的な災害対策を推進します。 	危機管理課 福祉課 高齢者福祉課 関係各課
地域の安全と防犯体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特殊詐欺をはじめ高齢者等が被害に遭いやすい犯罪について、ちらしの配布や「宇和島市安心安全情報メール」「防災ラジオ」等、デジタルツールを含む多様な手段を活用した注意喚起、啓発を推進します。 ○ 犯罪抑止のために、防犯灯の設置や青色防犯パトロールなど、警察署等関係機関と連携した市民の防犯意識の向上や防犯活動への参加の促進を図るとともに、青少年や子どもを犯罪の被害から守る活動を促進します。 ○ 「宇和島市再犯防止推進計画」に基づき、刑務所出所者等の再犯の防止や生活支援を図ります。 ○ 市の広報紙やホームページ、防災ラジオなどを活用し、交通安全の意識を高める啓発を推進します。 ○ 交通危険箇所の把握や改善に向けた取組を進めます。 	総務課 市民課 福祉課

基本施策 14 人にやさしい地域共生社会のまちづくり

施策の方向

- 施設等のバリアフリー化、ユニバーサルデザインの導入促進、移動支援など、地域共生社会に視点を置いたまちづくりを推進します。

具体的取組

●● 自助（市民一人一人が取り組むこと） ●●

- 困っている人がいたら、積極的に手助けしましょう。
- 外出や移動の際は、互いに協力しましょう。
- 地域の清掃活動や美化活動、見守り活動に積極的に参加しましょう。
- 地域で危険箇所を発見したら、地域や行政に情報提供しましょう。
- 「自分にされて嫌なことを人にしない」ことを意識しましょう。
- 少数派（マイノリティ）の意見にも耳を傾けましょう。
- 人と人との関わりを大切にするとともに、困っている人や支援が必要な人の良き理解者となり、できることから始めましょう。

●● 互助（地域で協力して取り組むこと） ●●

- 地域の危険箇所等を把握し、点検や改善に取り組みます。
- 公共交通が利用しやすい環境づくりに努めます。
- 隣近所や地域の商店等が協力し、買い物支援を検討します。
- 商店や企業は、障がい者への配慮に努めます。
- 放置自転車や通行妨害の解消に努めます。
- 差別や無視、いじめ等を行わない地域づくりに努めます。

●● 公助（行政が取り組むこと） ●●

取組名	取組内容	担当課
良好な生活環境の整備	<ul style="list-style-type: none">○ 道路や公園など、地域のニーズを踏まえた生活環境の整備に取り組みます。○ 美化活動など良好な生活環境の保全のために活動している地域住民や関係機関を支援するとともに、若い世代や事業者など多様な主体の参画を促進します。○ 公園・緑地整備に関する指針等に基づき、公園や緑地等の整備を総合的かつ計画的に推進します。	生活環境課 建設課 都市整備課

取組名	取組内容	担当課
バリアフリー・ユニバーサルデザインの普及・啓発	<p>○ 公共施設の整備に当たっては「バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）」や「愛媛県人にやさしいまちづくり条例」等に基づき、ユニバーサルデザインを踏まえた施設整備を行うとともに、市民をはじめ、民間事業者に対して、広く普及に向けた啓発に努めます。</p>	福祉課 都市整備課 関係各課
消費生活の安全確保	<p>○ 宇和島市消費生活センターにおいて、関係機関と連携し、消費者講座の開催や学校教育、生涯学習の場における消費者教育を推進するとともに、消費者トラブルの未然防止に努めます。</p> <p>○ 認定司法書士による多重債務整理相談をはじめ、相談窓口や法律相談日の周知を図り、消費生活の安全を確保します。</p>	市民課
住宅確保要配慮者等への居住支援	<p>○ 公営住宅の計画的な整備をはじめ、愛媛県居住支援協議会と連携し、住宅確保要配慮者^{※1}への居住を支援するとともに、セーフティネット住宅^{※2}への登録を促進します。</p>	建築住宅課 関係各課
地域連携力の強化による持続可能なまちづくり	<p>○ 少子高齢化及び核家族化により地域のつながりが希薄化する中、子どもや高齢者、障がい者など、さまざまな主体が交流できる場の拡大により地域の連携力を高め、普段の暮らしにおける支え合いや災害時における自主防災機能など「共助」の機能強化を図ります。また、地域やその文化を支えるため、活躍の場を求めらるあらゆる世代の人に対して、移住者のマッチングを促進します。</p>	高齢者福祉課

※1【住宅確保要配慮者】「住宅セーフティネット法(住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律)」において、低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを養育する者、その他住宅の確保に特に配慮を要する者、と規定されている。

※2【セーフティネット住宅(住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅)】「住宅セーフティネット法」に基づき、規模や構造等について一定の基準を満たした住宅確保要配慮者のための賃貸住宅のこと。

取組名	取組内容	担当課
「ブルーゾーン※ ¹ うわじま」の実現	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢になっても健康で生き生きと暮らすことができる健康長寿のまちづくりに向け、保健・医療・福祉・介護・地域が連携し、市民一人一人の生活の質（ＱＯＬ）の向上を図ります。 ○ 医療や介護等のビッグデータやＩＣＴ※²、ＩＯＴ※³等時代に即した資源を有効利用し、心や体が元気な市民による地域共生社会の実現を目指します。 	保険健康課 高齢者福祉課

※1【ブルーゾーン】健康で長生きする人々が数多く居住する地域の総称

※2【ICT(Information and Communication Technology の略)】情報技術を活用してさまざまな人や物をつなげていくこと。

※3【IOT(Internet of Things の略)】パソコンやスマートフォンなどの情報機器が接続しているインターネットに、産業用機器や自動車、家電製品等の「モノ」をつなげることにより、機器の遠隔操作など多様な付加価値を生む技術のこと。

第5章 成年後見制度の利用促進

「宇和島市成年後見制度利用促進基本計画」

【1】計画策定の趣旨と位置付け

「成年後見制度」は、認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分となり、日常生活や財産の管理等に支援が必要になった人のための支援制度です。

判断能力が不十分になった場合、不動産や預貯金などの財産管理や介護保険サービス、施設入所の契約が困難になることや消費者被害に遭いやすいといった問題があります。

今後、独り暮らし高齢者や認知症高齢者の更なる増加が見込まれている社会的背景において「成年後見制度」の利用者数は、全国的に非常に少なく、制度の利用促進が求められています。

本市では「成年後見制度」の利用促進に係る取組を「成年後見制度利用促進法」の規定に基づく「宇和島市成年後見制度利用促進基本計画」として位置付け、制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

「宇和島市成年後見制度利用促進基本計画」は、関係機関等と連携を図りながら、成年後見制度の利用促進を図るための具体的取組を定めた計画です。

【2】計画の期間

「宇和島市成年後見制度利用促進基本計画」の計画期間は、令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間とします。なお、社会情勢の変化や制度等の改正、本市の現状の変化等により、適宜、内容についての見直しを行う場合があります。

【3】本市の成年後見制度に関する現状と課題

「成年後見制度」には、本人の判断能力が不十分となり保護の必要性が生じた場合、家庭裁判所に申し立てをし、後見人などを選任してもらう「法定後見制度」と、本人がまだ判断能力のあるうちに、あらかじめ任意後見契約を締結し、判断能力が不十分になったときの任意後見人を定めておく「任意後見制度」があります。「法定後見制度」には、本人の判断能力に応じて「補助^{※1}」「保佐^{※2}」「後見^{※3}」の三つの対象者区分があります。

※1【後見】判断能力がほとんどなくなってしまった人に適用されるもので、成年後見制度の対象者区分(3類型)の中でも、最も重い類型に当たる。後見の場合、家庭裁判所に選ばれた「成年後見人」が「成年被後見人」を法的に支援・保護する。

※2【保佐】日常的な事柄は一人でできても、不動産取引等の重要な法律行為を一人ですることに不安があるような人で、3類型の中では中間的な位置付けにある。

※3【補助】判断能力がある程度低下してしまった人に適用されるもので、3類型の中では最も軽い類型である。補助の場合「補助人」が「被補助人」を法的に支援する。

本市の成年後見制度の利用状況をみると、令和2（2020）年度において「後見」が3人、「保佐」が2人、「補助」が1人となっており、相談件数は前年度から増加しています。

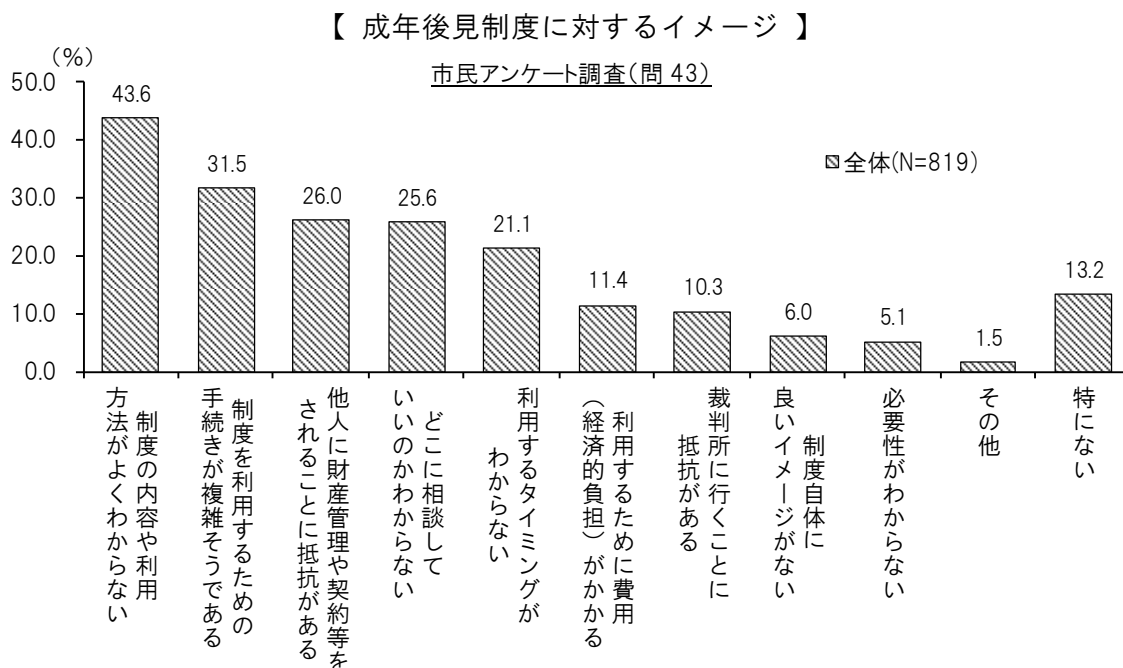
【 成年後見制度の利用状況 】（再掲）

	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度
成年後見制度に関する相談 件数(件)	18	25	17	17	27	10
成年後見申立件数(件)	3	3	3	3	6	2
うち市長申立件数(件)	0	1	2	3	6	2

	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度
後見(人)	-	1	2	3	3	2
保佐(人)	-	-	-	-	2	-
補助(人)	-	-	-	-	1	-
任意後見(人)	-	-	-	-	-	-

資料：地域包括支援センター運営協議会資料(各年度3月末日現在、令和3(2021)年度は8月末日現在)

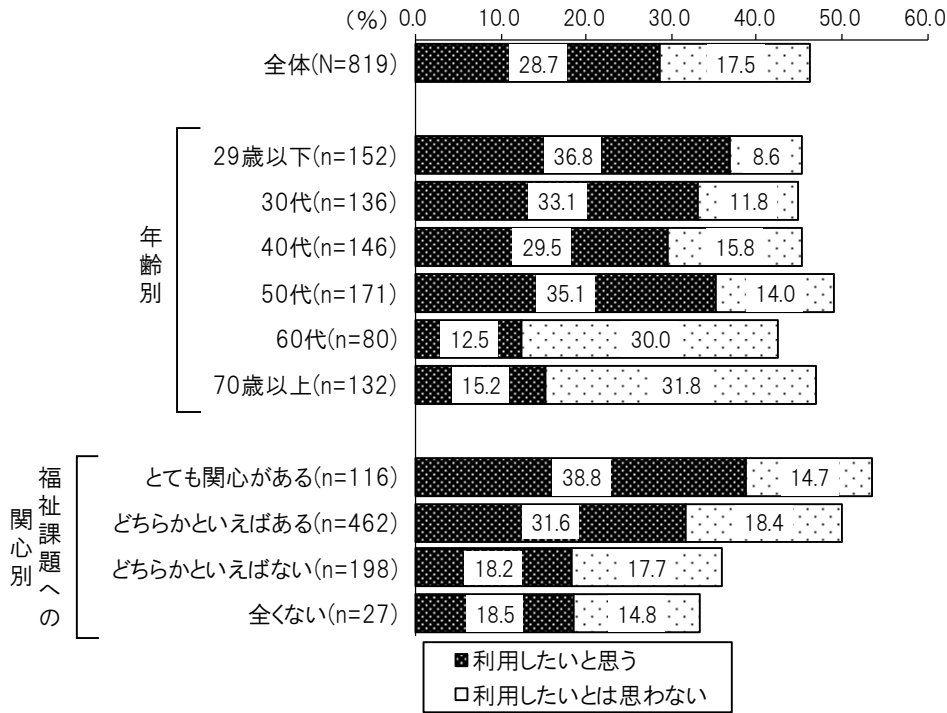
一方、市民アンケート調査では、成年後見制度に対するイメージとして「制度の内容や利用方法がよく分からない」「手続きが複雑そう」「他人に財産管理等をされることに抵抗がある」「どこに相談していいか分からない」といった回答が多くみられました。



成年後見制度の利用意向は、およそ4人に1人の割合となっており、50代以下の年齢層で高くなっていますが、60代以上では「利用したいとは思わない」割合が高くなっています。

【 成年後見制度の利用意向 】

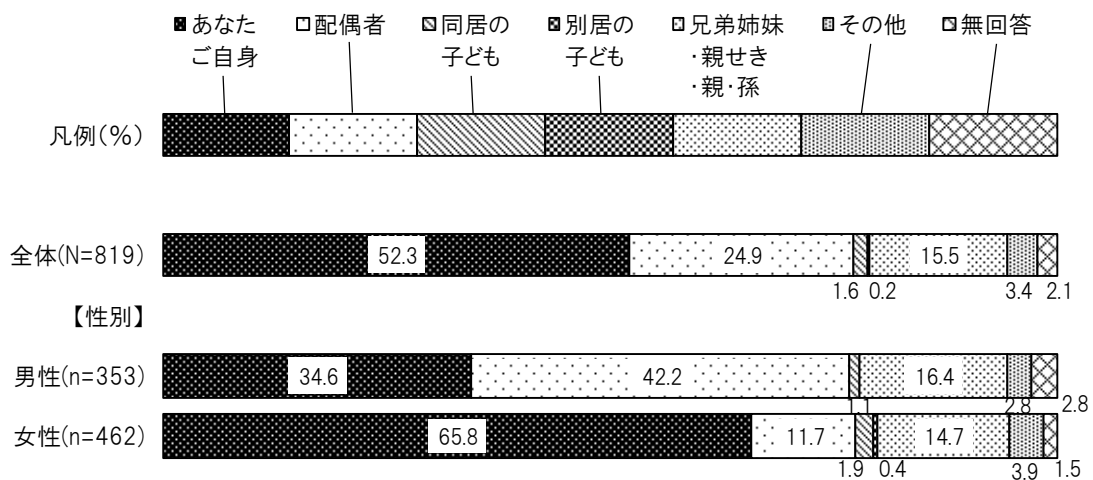
市民アンケート調査(問 42)



現在の生活費や貯金などの管理者は「本人」が担っている割合が半数を占めていますが、男性は女性に比べて「配偶者」の割合が高く性別による差が顕著にみられます。

【 生活費や貯金などの管理者 】

市民アンケート調査(問 41)



【 調査結果等から読み取れる課題 】

- 市民に向けた「成年後見制度」の周知と理解の促進が必要です。どのような場合に制度の利用が必要となるのか、支援が必要となった場合どこに相談すればよいかといった、基本的な制度の内容に関する広報等の充実が必要です。
- 権利擁護の支援が必要な人を発見し、早期の段階から相談に対応し、支援ニーズを的確に把握しながら適切な支援につなぐ仕組みづくりが必要です。
- 成年後見制度の利用において、後見や保佐、補助といった類型の選択を含め、身近な地域で相談できるよう、窓口等の体制を整備する必要があります。その際、本人らしい生活を守るための制度として利用できるよう、本人の意思や心身の状態、生活の状況などを踏まえた運用を図る必要があります。
- 国においては、市町村に「地域連携ネットワーク」の整備を求めています。権利擁護支援の実行に関わる宇和島市社会福祉協議会をはじめとする、関係団体との「地域連携ネットワーク」を構築するとともに、制度の担い手やその中心的役割を果たす「中核機関[※]」の設置を検討する必要があります。

※ 令和4(2022)年4月に、宇和島市、松野町、鬼北町、愛南町の1市3町で「中核機関」を設置予定

【4】施策の体系

1 市民への周知と理解の促進

- 成年後見制度の広報・啓発
- 相談窓口の周知
- 職員等を対象とした制度の理解促進

2 相談支援体制の整備

- 早期の発見体制と相談支援体制の整備
- 個別のニーズに応じた支援体制づくり
- 市長申し立ての実施

3 地域連携ネットワークの整備

- 地域連携ネットワークによる個別ケースへの対応
- チームによる支援体制の整備
- 中核機関による地域連携・機能強化

【5】 具体的施策

1 市民への周知と理解の促進

取組名	取組内容
成年後見制度の広報・啓発	○ 社会福祉協議会等の関係機関と連携し、市の広報紙やホームページをはじめ、SNS等のデジタルツールの活用など、あらゆる機会や手段を活用して、市民の成年後見制度への関心が高まるよう分かりやすく周知するとともに、理解を促進し、制度の適切な利用に関する啓発を推進します。
相談窓口の周知	○ 市の広報紙やホームページ、ちらしやリーフレット等の配布、SNS等のデジタルツール等を活用し、成年後見制度の相談窓口の場所や機能についての周知に努めるとともに、相談できる窓口の拡充に努めます。
職員等を対象とした制度の理解促進	○ 本市及び近隣自治体で構成する「中核機関」において、保健福祉部門の市職員をはじめ、ケアマネジャー、ソーシャルワーカー、相談支援事業所等を対象とした合同研修会や講演会を開催し、市民に適切な支援ができるよう、成年後見制度の理解を深め、人材の育成に努めます。

2 相談支援体制の整備

取組名	取組内容
早期の発見体制と相談支援体制の整備	○ 地域全体における見守り体制の強化を図り、財産管理や福祉サービスの利用手続きなどに支援が必要な人の早期の発見に努め、必要な支援につなぐことができる体制の整備に努めるとともに、市民や家族からの相談、宇和島市社会福祉協議会やケアマネジャーからの相談、情報提供など、関係機関と連携した早期発見の体制の整備に努めます。 ○ 支援が必要な人やその家族等が、成年後見制度の利用について身近な地域で気軽に相談できるよう、総合相談窓口をはじめ地域包括支援センターの窓口、宇和島市社会福祉協議会の窓口など、対応する相談窓口の充実に努めます。

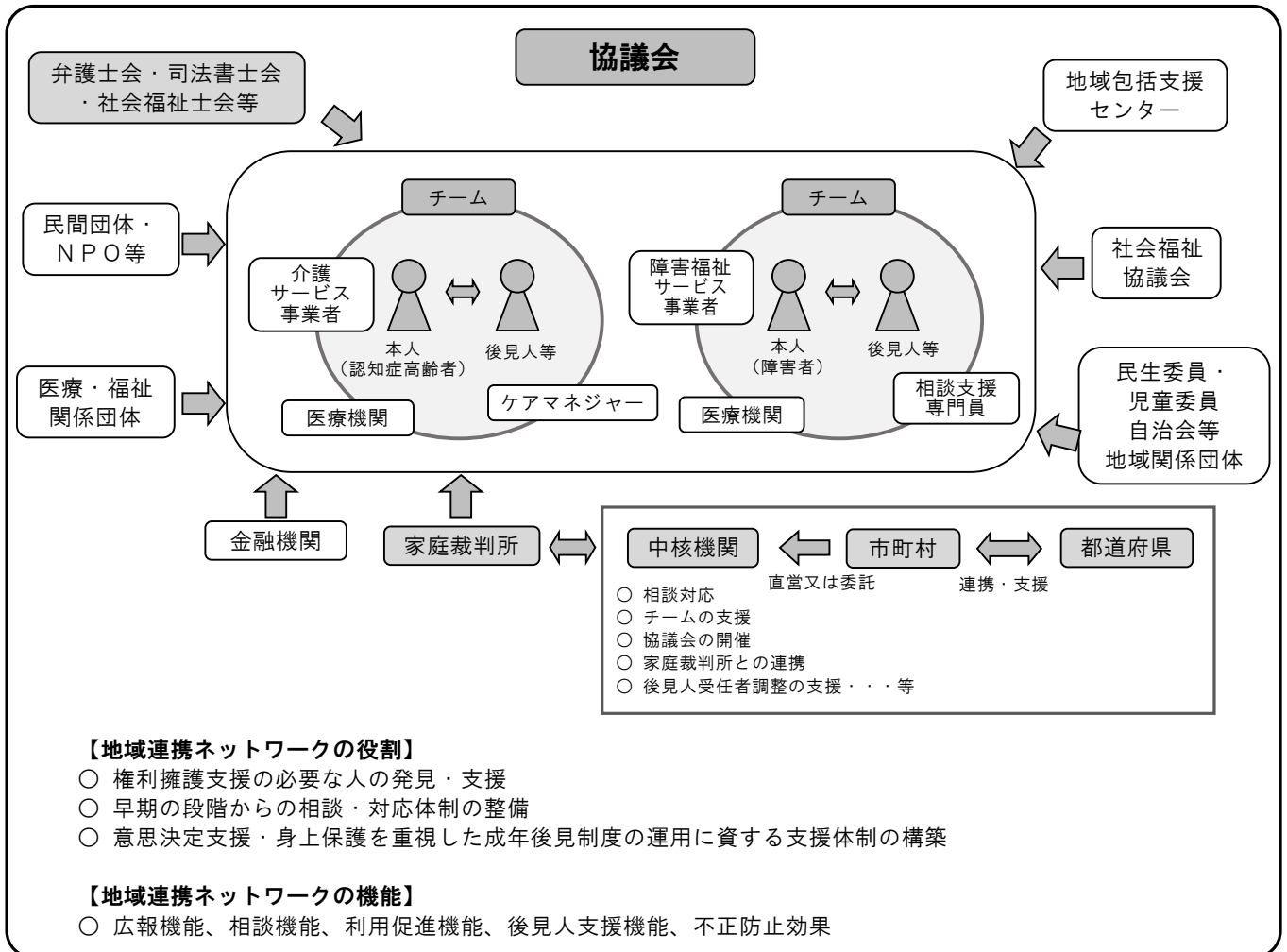
取組名	取組内容
個別のニーズに応じた支援体制づくり	○ 相談対応に当たっては、本人の意思や心身の状態、生活の状況、個別のニーズ等を把握し、きめ細かな支援体制を検討するとともに、本人らしい生活を守るための制度として運用できるよう、地域の支援体制の構築を推進します。
市長申し立ての実施	○ 成年後見制度の利用が必要な状況であるにもかかわらず、身近に申し立てる親族がいない場合や申立経費、後見人の報酬を負担できないなど、本人や家族共に申立を行うことが難しい人に対して、成年後見市長申し立てを実施します。

3 地域連携ネットワークの整備

取組名	取組内容
地域連携ネットワークによる個別ケースへの対応	○ 各種専門職団体、関係機関の協力、連携の強化等を協議する「協議会」を設置し、個別ケース会議の開催や多職種連携による地域課題の検討、調整、解決を図るための「地域連携ネットワーク」の構築を図ります。「地域連携ネットワーク」は、権利擁護支援の必要な人の発見・支援、早期の段階からの相談・対応体制の整備、意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築という三つの役割を見据え「チーム」「協議会」「中核機関」を構成要素とします。
チームによる支援体制の整備	○ 成年後見制度に関する専門的な相談の対応や後見の運用方針等について、家庭裁判所との情報交換や調整等に適切に対応するため、個別のケースに対する協議体である「チーム」による対応を図ります。「チーム」は、家族・親族をはじめ主治医、介護支援専門員、民生委員・児童委員、保健師、精神保健福祉士、介護・障がい福祉サービス事業所など、法律や福祉の専門職団体や関係機関によって構成され、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行います。

取組名	取組内容
中核機関による地域連携・機能強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本市及び近隣自治体において「中核機関」を構成し、法律、福祉等の専門知識や地域の専門職等からのノウハウを段階的に蓄積し、地域における連携、対応強化の推進役としてさまざまなケースに対応する役割を担います。 ○ 「中核機関」では、成年後見制度に関する普及・啓発活動、人材育成をはじめ、地域連携ネットワークの整備等を推進するとともに、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等の専門職団体及び法人後見を行う法人等と連携し、本人の状況に応じて、適切な後見人の選定に努める「マッチング」をはじめ、必要な「チーム」体制やその支援体制を検討する役割を担います。

【 地域連携ネットワークのイメージ図 】



資料：厚生労働省資料より作成

第6章 再犯防止に向けた取組の推進

「宇和島市再犯防止推進計画」

【1】計画策定の趣旨と位置付け

全国の刑法犯の認知件数は、警察庁「令和2年の刑法犯に関する統計資料」によると、令和2（2020）年では61万4千件あまりとなっており、近年、減少で推移しています。再犯者^{※1}の人員も近年は減少傾向にありましたが、初犯者数も減少傾向にあることから、検挙者数に占める再犯者率^{※2}は近年、横ばいで推移しており、令和2（2020）年では49.1%となっています。

犯罪や非行をした人は、安定した仕事や住居を確保できない、薬物やアルコール等への依存がある（嗜癖^{※3}）、貧困や孤立、疾病などにより社会への復帰が困難な状況にあるといったケースが多く、その結果、相談相手を失い孤立してしまうことなどが再犯に至る大きな要因と指摘されています。

国においては、平成28（2016）年に、再犯の防止等に関する国や地方公共団体の責務を明らかにするとともに、必要となる施策を総合的かつ計画的に推進していくための基本事項を示した「再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）」を施行し、都道府県及び市町村に「地方再犯防止推進計画」の策定に努めることを求めています。平成29（2017）年12月には、国の「再犯防止推進計画」が閣議決定され「誰一人取り残さない」社会の実現という基本方針の下、犯罪や非行をした人が、地域で孤立しないための支援をはじめ、総合的な再犯の防止施策に取り組むこととしています。

本市においては、再犯防止施策に係る取組を「再犯防止推進法」第8条第1項に基づく「宇和島市再犯防止推進計画」として位置付け、誰もが安全で安心して暮らせる社会を実現するため、再犯防止施策の推進に取り組みます。

※1 【再犯者】前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者のこと。

※2 【再犯者率】刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の比率のこと。

※3 【嗜癖（しへき）】依存症（アディクション）のこと。依存とは「それなしではいられない」状態を指し「身体的、精神的、社会的に本人の不利益や不都合になっているにもかかわらず、その行為をやめることができずに反復し続けている状態」であること。例えば、アルコールや薬物など「物質」への依存をはじめ、ギャンブルや買い物など「行為」への依存、また、対人関係、恋愛関係など「関係」への依存が、その類型としてあげられる。

【 参考／国の「再犯防止推進計画」における基本方針と重点課題 】

【 5つの基本方針 】

- 1 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進すること。
- 2 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施すること。
- 3 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施すること。
- 4 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施すること。
- 5 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成すること。

【 7つの重点課題 】

- (1) 就労・住居の確保
- (2) 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- (3) 学校等と連携した修学支援の実施
- (4) 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施
- (5) 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進
- (6) 地方公共団体との連携強化
- (7) 関係機関の人的・物的体制の整備

資料：法務省「再犯防止推進計画」(平成 29(2017)年 12 月)より作成

【2】愛媛県の動向

愛媛県においては、令和2（2020）年2月に「愛媛県再犯防止推進計画」を策定し、関係機関と連携し、犯罪や非行をした人を孤立させることなく、地域社会の一員として受け入れ、見守り、支えていくための環境を整備し、誰もが安全で安心して暮らせる社会の実現に向けて、再犯防止の取組を推進していくことを定めています。

【参考／「愛媛県再犯防止推進計画」の施策体系】

重点課題	基本的な方向性
第1 国・市町・民間団体等との連携強化	1 国・市町・民間団体等との連携強化
第2 就労・住居の確保	1 就労の確保 2 住居の確保
第3 保健医療・福祉サービスの利用促進	1 高齢者又は障がいのある人への支援 2 薬物依存を有する者への支援
第4 非行の防止及び学校等と連携した修学支援の実施等	1 非行の防止 2 学校等と連携した修学支援
第5 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援	1 特性に応じた効果的な支援
第6 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進	1 民間協力者の活動の促進 2 広報・啓発活動の推進

【3】計画の期間

「宇和島市再犯防止推進計画」の計画期間は、令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間とします。なお、社会情勢の変化や制度等の改正、本市の現状の変化等により、適宜、内容についての見直しを行う場合があります。

【4】再犯防止施策を取り巻く現状

1 刑法犯認知件数

刑法犯認知件数の推移をみると、全国及び愛媛県、宇和島市ではいずれも減少傾向にあり、令和2（2020）年では、愛媛県で6,433件、宇和島市では267件となっており、平成28（2016）年から3～4割程度減少しています。

【 刑法犯認知件数の推移 】

単位(件)	平成28 (2016)年	平成29 (2017)年	平成30 (2018)年	令和元 (2019)年	令和2 (2020)年	増減率 (%)
全国	996,120	915,042	817,338	748,559	614,231	-38.3
愛媛県	9,776	9,207	8,626	7,446	6,433	-34.2
宇和島市	408	432	438	340	228	-44.1

注：増減率は、平成28(2016)年から令和2(2020)年にかけての増減割合

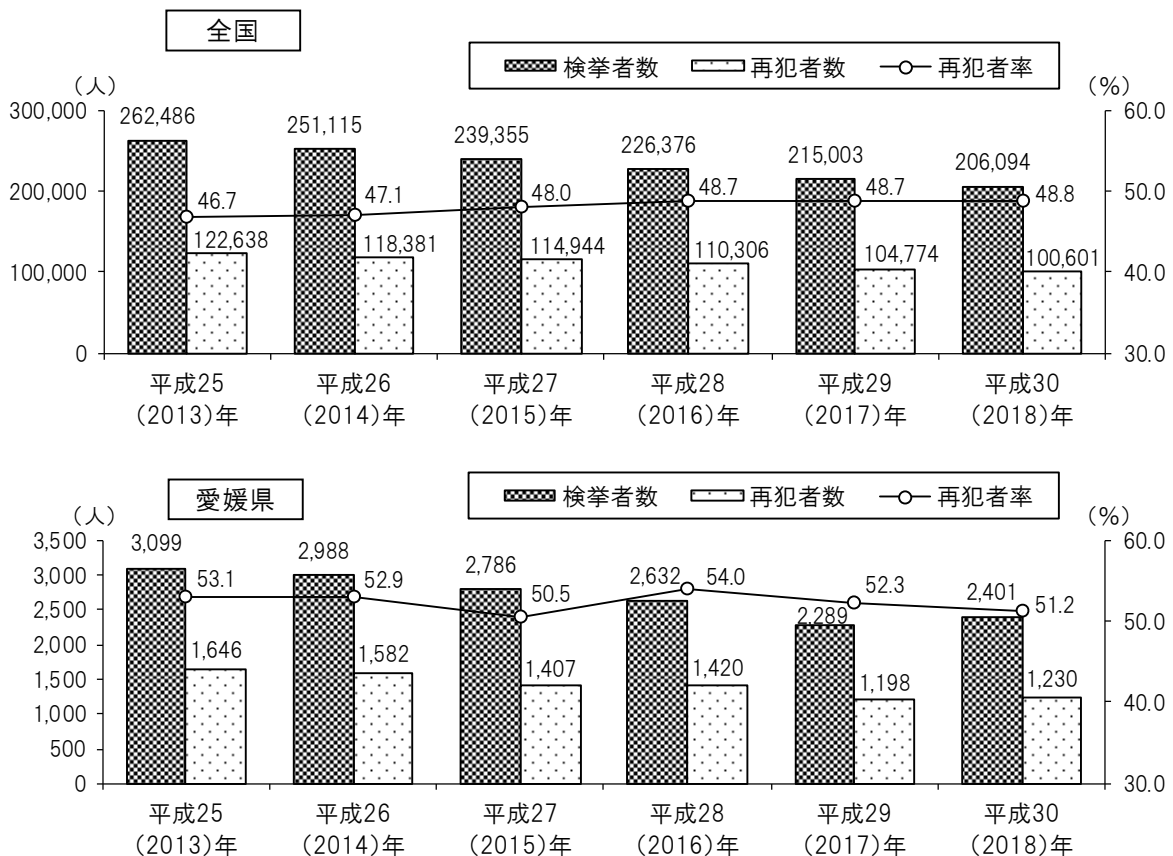
資料：全国及び愛媛県は警察庁「令和2年の刑法犯に関する統計資料」より作成

宇和島市は「刑法犯市町別・所管区別・罪種別発生状況資料(発行元：宇和島地区防犯協会・宇和島警察署)」より作成

2 愛媛県における再犯の状況

愛媛県においては、検挙者数及び再犯者数はいずれも減少傾向にありますが、再犯者率は全国平均を上回り、平成25（2013）年以降5割を超えて推移しています。

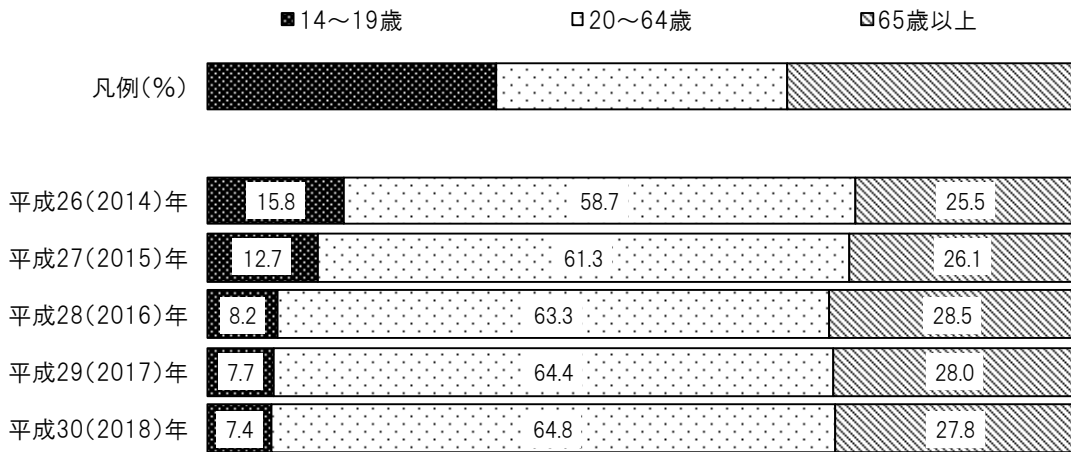
【 刑法犯検挙者中の再犯者数・再犯者率 】



資料：愛媛県再犯防止推進計画を基に宇和島市が作成

検挙者における再犯者（刑法犯）の年齢別構成比をみると、近年、14～19歳の少年の割合は減少で推移しており、20～64歳は緩やかに増加しています。

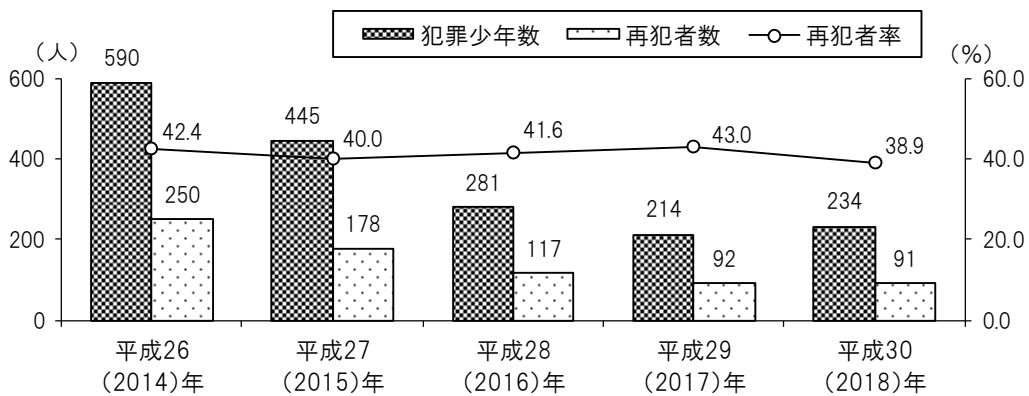
【 検挙者中の再犯者（刑法犯）の年齢別構成比 】



資料：愛媛県再犯防止推進計画を基に宇和島市が作成

犯罪少年（刑法）における再犯者数・再犯者率は、いずれも減少で推移しており、平成30（2018）年では、再犯者率は38.9%となっています。

【 犯罪少年（刑法）の再犯者数・再犯者率 】



資料：愛媛県再犯防止推進計画を基に宇和島市が作成

3 保護司[※]へのヒアリングによる宇和島市の現状

本計画の策定に当たって、宇和島地区保護司会に刑務所出所者等の現状についてヒアリングを実施しました。ヒアリングでは、出所後の生活上の課題や再犯防止に当たっての取組などについて、さまざまなケーススタディを踏まえてご意見等を伺いました。

【 保護司ヒアリング結果の概要 】

1 刑務所出所後に抱えている生活上の問題点や課題

- ・ 支援の手が届かない、誰を頼りにしてよいか分からない。
- ・ 将来を支える仕事に就けていない、住む場所が確保できにくい、お金の管理が十分でない。「その場しのぎ」の先の見通せない生活状態にある。
- ・ 地域が受け入れない、周りの目や偏見が気になる、前歴を話すことをためらう、前歴を隠すことによって正当に受けることができる権利を行使できない。

2 支援の現状

- ・ ハローワークや行政の相談窓口、地域包括支援センターなど関係機関と連携して相談に応じ、住まいの確保や就労等の支援を行う。
- ・ 仮釈放の場合は担当保護司が相談に応じるが、満期出所の場合、何でも気軽に相談できる窓口や場所がなく、困ることが多い。松山市には更生保護施設があるが、他市町にはない。

3 再犯者の現状

- ・ 窃盗や薬物、ギャンブル、アルコールなどに依存している人が多く、専門医の受診が必要である。
- ・ 家族から見放され相談できる人がいない。居場所がなく金銭管理もできず、そのため生活が安定しない。このような状態に陥ると更生が困難になってくる。

4 非行を犯した少年への支援について

- ・ 少年院を出院後も、向学心があり学業に励んで立派に更生したケースをはじめ、学校等へも保護司が出向くなど、関係機関と連携を強化することによって立ち直るケースも少なくない。

5 再犯を防止するために必要だと思うこと

- ・ 例えば、薬物事件の場合、保護司をはじめ、保健所、行政、松山保護観察所宇和島駐在官事務所など、保護観察対象者を取り巻く関係機関が参集し協議会を開催する。
- ・ 保護観察期間が終わっても、相談相手になってくれるような関係を維持するために、地域全体で受け入れる気運を醸成するとともに、本人の信頼を得ることが大切である。
- ・ 保護司が関係機関の窓口として機能し、ハローワークや福祉関係機関、医療機関などに適切につなぐ役割を持つこと。

※【保護司】犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアのこと。「保護司法」の規定に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員とされているが、給与は支給されない。国家公務員である保護観察官と協働して保護観察に当たり、犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたとき、スムーズに社会生活を営めるよう、釈放後の住居や就業先などの帰住環境の調整や相談を行っている。

6 宇和島市や関係機関との連携について

- ・ どんなことでも気軽に相談できる窓口を充実する。
- ・ 保護司適任者の確保、担い手づくりのための推薦や協力体制の構築
- ・ 保護司の親睦を深め、連携を強化するための支援、財政的な支援

【5】施策の体系

1 更生支援に向けた体制づくり

- 広報・啓発活動の推進
- 保護司等との連携と協力体制の強化
- 関係機関・団体との連携
- 学校等と連携した修学支援と非行の防止

2 社会復帰に向けた生活基盤の支援

- 就労への支援
- 住まいの確保に向けた支援

3 安定した生活に向けた切れ目のない支援

- 保健・医療・福祉サービス等の支援
- 出所者等への生活支援

【6】具体的施策

本市では、犯罪や非行をした人が、地域社会において孤立することなく社会の一員として受け入れられる地域づくりとともに、円滑に社会に復帰できるよう支援することを通じて、市民が犯罪に巻き込まれることを防止し、誰もが安心して暮らせる社会の実現を目指します。

1 更生支援に向けた体制づくり

取組名	取組内容
広報・啓発活動の推進	○ 保護司をはじめ、更生保護に関わる団体や民生委員・児童委員、自治会、警察署など、関係機関と連携し、毎年7月に全国的に展開される「社会を明るくする運動強調月間」や「再犯防止啓発月間」「青少年の非行・被害防止全国強調月間」において、犯罪や非行の防止と更生に関する市民の理解を促進するため、広報・啓発の充実に取り組みます。

取組名	取組内容
保護司等との連携と協力体制の強化	○ 保護司が、保護観察対象者と面接するための場所の提供をはじめ、保護司同士の情報交換や懇親の場、保護司活動の拠点となる場の提供などについて、関係機関と連携して必要な支援を検討します。
関係機関・団体との連携	○ 「保護司会（愛媛県保護司会連合会）」が「宇和島地区更生保護サポートセンター※ ¹ 」において実施する研修会等に参加し、再犯防止の現状を把握するとともに、関係機関との連携を強化します。
学校等と連携した修学支援と非行の防止	○ 保護観察対象となっている少年の再非行の防止や修学への支援に向けて、保護司、学校、関係機関との連携の強化を図ります。 ○ 「松山法務少年支援センター（松山少年鑑別所）※ ² 」の専門的な相談支援機能と連携し、非行防止の取組を推進します。

※1 【更生保護サポートセンター】 保護司・保護司会が、地域の関係機関・団体と連携しながら地域で更生保護活動を行うための拠点のこと。その多くは保護司会が市町や公的機関の施設の一部を借し開設しており、ここでは、経験豊富な「企画調整保護司」が常駐して、保護司の処遇活動に対する支援や関係機関との連携による地域ネットワークの構築等を行っている。

※2 【松山法務少年支援センター（松山少年鑑別所）】 「少年鑑別所法」の規定に基づき、児童福祉機関、学校・教育機関などの青少年の健全育成に携わる関係機関・団体と連携を図りながら、地域における非行及び犯罪の防止に関する活動や健全育成に関する活動の支援などに取り組んでいる機関のこと。

2 社会復帰に向けた生活基盤の支援

取組名	取組内容
就労への支援	○ 刑務所出所者等の雇用を希望する事業者に対し、就労や雇用に関する相談支援をはじめ、情報提供を行っている「コレワーク四国（高松矯正管区矯正就労支援情報センター室）※ ³ 」との連携体制を構築し、刑務所出所者等の就労を支援します。
住まいの確保に向けた支援	○ 罪を犯したことにより、身元保証人の確保が困難であることや家賃滞納歴等により、適切な定住先の確保が困難である場合、就職に向けた活動をすることを条件に、一定期間家賃相当分の支援を行う「住居確保給付金」等の制度の活用を図ります。

※3 【コレワーク四国（高松矯正管区矯正就労支援情報センター室）】 刑務所出所者等の雇用を検討している事業主に対し、採用手続きのサポート等を行う法務省の機関のこと。

3 安定した生活に向けた切れ目のない支援

取組名	取組内容
保健・医療・福祉サービス等の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 刑務所出所者等が、必要な福祉サービスを受けることができるよう「愛媛県地域生活定着支援センター※（愛媛県社会福祉協議会に設置）」と連携し、サービスの適切な利用支援や情報提供など、関係機関で支援します。 ○ 犯罪被害者やその家族が安心して生活できるよう、医療や福祉など各分野と連携し、ニーズに応じた支援に取り組みます。
出所者等への生活支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 刑務所出所者等に対し、必要に応じて「生活困窮者自立支援制度」などの支援制度を紹介するなど、社会生活を営む上で必要な支援を行います。

※【愛媛県地域生活定着支援センター】高齢又は障がいにより福祉的な支援等を必要とする矯正施設からの出所者に対し、出所後に福祉サービス等が利用できるよう調整するなど、地域の中で自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう支援することを目的とした機関のこと。

第7章 計画の推進

【1】計画の推進体制

1 計画の周知

本計画は、市民をはじめ関係機関、行政との協働による推進が重要です。そのため、市の広報紙やホームページ等多様な媒体を活用し、本計画の趣旨や目的、地域福祉に関する取組や事業について広く周知を図るとともに、福祉のまちづくりを推進するためには、市民、関係機関、行政との連携と協働が重要であることに対する意識の醸成、啓発を推進します。

2 庁内連携体制の強化

地域福祉にかかる取組は、高齢者、障がい者、子育て家庭、生活困窮等の福祉分野のみならず、保健、労働、教育、防災・防犯、まちづくりなど庁内の幅広い事業分野に及びます。そのため、本計画の推進に当たっては、庁内の関係部署が十分に連携を図り、複合・複雑化する地域のさまざまな生活課題に対して、庁内横断的に取組を推進する体制の強化を図るとともに、より効果的に事業を推進できるよう努めます。

3 関係機関との連携の強化

本計画の推進に当たっては、庁内関係部署のみならず、社会福祉協議会やサービス提供事業所、民生委員・児童委員や自治会、保健医療機関、住民ボランティア、企業等関係機関との連携を強化し、地域福祉推進体制の充実、強化を図りながら取組を推進します。また、学識経験者・有識者や社会福祉関係団体、市民代表、関係行政機関等、さまざまな分野からの参画により構成される「地域福祉計画策定委員会」において、本計画の進捗状況の報告及び地域福祉の推進に必要な事項についての意見や提言を求め、連携しながら取組への反映に努めます。

特に、宇和島市社会福祉協議会が作成する「宇和島市地域福祉活動計画」との施策連携を踏まえ、地域福祉の推進が、市民により身近な取組として浸透するよう努めます。

4 重層的支援体制整備事業の充実・強化に向けた体制の整備

複合・複雑化した生活課題を抱え、生活に困っている人に対し、包括的で継続的な支援を行いながら自立の促進を図るためには、寄り添いながら、そのニーズの積極的な把握に努め、伴走体制で支援する体制づくりが不可欠です。そのため、本計画期間内においては、複合・複雑化した生活課題を抱える住民に対する支援、そして住民等による地域福祉の推進のため必要な環境を整備する「重層的支援体制整備事業」の推進に向けて、関係機関との連携を図りながら事業の充実、強化を図ります。さらに、本人や支援者からの「生の声や現場の声」を施策に反映できるよう努めるとともに、ポストコロナ社会を見据えた推進体制の構築に取り組みます。

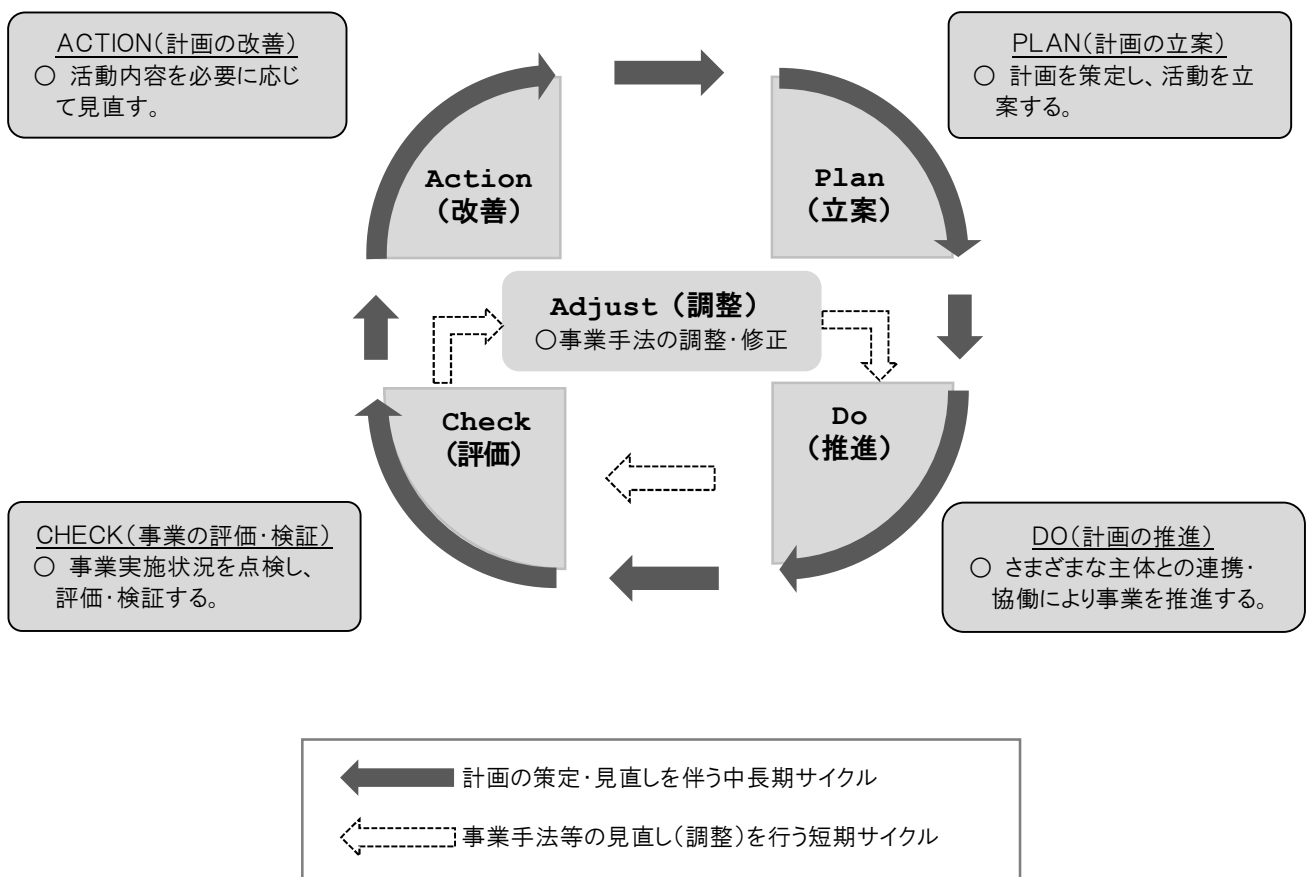
【2】計画の進行管理

計画の進行管理に当たっては、本計画（Plan）の内容に基づいて事業を推進し（Do）、評価・検証（Check）を継続的に実施する必要があります。また、評価・検証に基づく計画の改善や見直しを行い（Action）、その結果に応じて改めて計画を立案（Plan）していくサイクルが重要です。

この考え方にに基づき、計画から評価まで、そして改善を計画に反映させる各々のプロセスに時間を掛けることなく、環境変化への迅速かつ柔軟な対応を図ります。

本計画では、事業の臨機応変な「調整・修正（Adjust）を行う」という考え方を取り入れた、デュアル構造のPDCAサイクルの考え方にに基づき、進行状況を管理します。

【デュアル構造のPDCAサイクルによる進行管理】



資料編

1 宇和島市地域福祉計画策定委員会規則

令和3年3月23日

規則第51号

(趣旨)

第1条 この規則は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する地域福祉計画の策定に関し必要な事項を検討するため、宇和島市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 宇和島市地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) その他委員会の目的を達成するために必要な事項

(委員会の構成員)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者、有識者等
- (2) 社会福祉関係団体等の代表者
- (3) 関係行政機関等の職員
- (4) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、委員の委嘱の日から第1条の規定による設置目的が達成されたときまでとする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前条に規定する委員がその身分を失ったときは、その職を辞したものとみなす。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長及びその職務を代理する者が在任しないときの会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席をもって開くことができる。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、委員会の運営上必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明その他の協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

2 第3期宇和島市地域福祉計画策定委員会委員名簿

所属・役職	氏名(敬称略)	区分等	備考
宇和島地区保護司会副会長	浅野 保夫	学識経験者・有識者	
宇和島市教育委員会委員	高山 俊治	学識経験者・有識者	
宇和島市小中学校校長会会長	山村 由美	学識経験者・有識者	
宇和島市障害者協議会会長	川崎 健二	社会福祉関係団体	
宇和島市民生委員児童委員協議会会長	小關 啓子	社会福祉関係団体	
宇和島市社会福祉協議会会長	薬師神 津一	社会福祉関係団体	
宇和島市老人クラブ連合会会長	高倉 純一	その他の市民代表	
宇和島市連合自治会長会会長	日前 賢一郎	その他の市民代表	
宇和島市女性団体連絡協議会会長	山下 仁佐栄	その他の市民代表	
愛媛県南予地方局保健福祉環境部 地域福祉課長	大森 智	関係行政機関等	

3 策定経過

期日	項目	内容
令和3（2021）年 9月	アンケート調査等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民アンケート調査の実施 ・ 中学生アンケート調査の実施 ・ 福祉関係団体調査の実施 ・ グループインタビュー調査の実施
令和3（2021）年 8月18日（水）	第1回宇和島市地域福祉 計画策定委員会 （書面審査）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域福祉計画について ・ 第2期宇和島市地域福祉計画の概要について ・ 第3期宇和島市地域福祉計画の策定について（策定方法、スケジュール、基礎調査の実施）
令和3（2021）年 12月16日（木）	第2回宇和島市地域福祉 計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎調査の概要について ・ 宇和島市地域福祉計画「骨子案」について
令和4（2022）年 2月14日（月）	第3回宇和島市地域福祉 計画策定委員会 （書面審査）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「第3期宇和島市地域福祉計画（案）」について
令和4（2022）年 2月28日（月） ～3月14日（月）	パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「第3期宇和島市地域福祉計画」の計画案について
令和4（2022）年 3月17日（木） ～3月25日（金）	第4回宇和島市地域福祉 計画策定委員会 （書面審査）	<ul style="list-style-type: none"> ・ パブリックコメントの結果について ・ 「第3期宇和島市地域福祉計画」の最終案について

第3期 宇和島市地域福祉計画

発 行 / 令和4（2022）年3月
発 行 者 / 宇和島市 保健福祉部 福祉課
〒798-8601 愛媛県宇和島市曙町1番地
電 話（0895）49-7016
FAX（0895）24-1160
E-mail fukushi@city.uwajima.lg.jp
